

第3次岩出市長期総合計画

活力あふれるまち
ふれあいのまち

岩出市



『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現を目指して



岩出市長 中芝 正幸

岩出市は、平成18年4月1日に単独での市制施行により誕生し、市にふさわしいまちづくりを念頭に、都市基盤整備、人口減少対策などの諸課題に取り組み、紀北地域の核都市として着実に発展し、令和3年には、市制施行15年目の記念すべき年を迎えます。

これまで岩出市では、「第2次岩出市長期総合計画」をまちづくりの指針に、将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、市民・地域との「対話と協調」のもと、4つのまちづくり大綱を柱に、各分野における施策を進めると同時に、深刻化する国の人口問題に対し、「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との政策連携を図りながら、市民の皆様が住んでよかったと思えるまちづくりを進め、京奈和自動車道紀北西道路の開通、県道泉佐野岩出線の4車線化完了や新しい岩出橋の開通など、幹線道路の整備やバランスのとれたまちづくりにより発展してきました。

この間、国の人口減少問題をはじめ、大規模自然

災害の発生、情報通信技術の発達など、社会・経済情勢は大きく変化しており、また、新型コロナウイルス感染症については、地域・医療・社会・経済への影響が深刻化し、収束に至っては、先行き不透明な状況にあります。

こうした状況の下、地方分権の進展とともに市民ニーズの多様化・複雑化が進む中、今後の社会・経済環境の変化に対応しながら、行政バランスを考えた計画的なまちづくりを進めるため、現在の課題と向き合い、防災・減災体制の確立、公共施設等の長寿命化、都市インフラ整備、社会保障事業など、これまでの取組を着実に進めていく必要があります。

この度策定した「第3次岩出市長期総合計画」は、第2次岩出市長期総合計画の期間満了に伴い、令和3年度から令和12年度までの10年を基本構想に、令和3年度からの5年を前期基本計画とし、将来を見据えた持続可能な行財政運営のもと、5つのまちづくり大綱を柱に、今後10年間の新たなまちづくりの方向性を示したものです。

本計画の策定にあたっては、「地方創生総合戦略」を包括する一体計画として、「長期総合計画」及び「地方創生総合戦略」の取組に対する効果検証を行うとともに、「市政懇談会」「市民意識調査」「パブリックコメント」など、多くの市民の皆様の意見を伺い、計画に反映させていただきました。

今後、本計画に基づき、まちづくりを進めていくうえで、本市を取り巻く環境は、一段と厳しい状況になると予測されますが、市民・地域・民間・行政等が連携し、「対話と協調」を基本理念に、将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなど、さまざまな機会を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。



基本構想

第3次岩出市長期総合計画の概要	2
● 計画策定の趣旨	
● 計画策定の視点	
● 計画の構成と期間	
● 基本理念	
● まちの将来像	
● まちづくり目標	
● 5つのまちづくり大綱	
● 将来を見据えた持続可能な行財政運営	
岩出市の現状と背景	6
● まちの特性と現状	
● 岩出市を取り巻く環境	
● まち・ひと・しごと創生総合戦略	
人口見通し	9
国・県の状況、本市の状況、将来目標人口	
財政見通し	13
本市の財政運営、各会計の状況、普通会計の状況、基金と地方債の状況、 財政指標及び健全化判断比率	
土地利用	18
土地利用方針	

基本計画

第3次岩出市長期総合計画「基本計画」の策定にあたって	20
まち・ひと・しごと創生総合戦略への取組について	21
第3次岩出市長期総合計画体系図	22
第1章 住んでよかったと思えるまちづくり	25
1-1 市の風格のあるまち	
1-1-1 土地利用と都市環境	26
1-1-2 都市基盤の整備	28
1-2 生活基盤の安定したまち	
2-1 道路・橋梁の整備	30
2-2 公共交通の充実	32
2-3 上下水道の整備	34
1-3 環境を守るまち	
3-1 自然環境の保全	36
3-2 生活環境の向上	38
第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり	41
2-1 災害に強いまち	
1-1 地域防災の推進	42
1-2 防災・減災基盤の充実	44
1-3 火災予防の推進	46
2-2 安心して暮らせるまち	
2-1 交通安全対策の推進	48
2-2 防犯環境の充実	50
2-3 消費生活の向上	52
2-3 ともに支え合うまち	
3-1 支え合いのまちづくり	54
3-2 地域福祉の推進	56
第3章 笑顔あふれるまちづくり	59
3-1 心豊かな人が育つまち	
1-1 学校環境の充実	60

基本計画

1-2	豊かな学びと学力向上	62
1-3	青少年健全育成の推進	64
3-2	生涯学習できるまち	
2-1	文化・芸術活動の推進	66
2-2	生涯学習の充実	68
2-3	生涯スポーツの推進	70
3-3	人権が尊重されるまち	
3-1	人権尊重の推進	72
3-2	男女共同参画の社会づくり	74
第4章	元気で健康なまちづくり	77
4-1	いきいきと健康に暮らせるまち	
1-1	健康づくりの推進	78
1-2	地域医療体制の充実	80
1-3	高齢者福祉の充実	82
1-4	障害者福祉の充実	84
4-2	社会保障制度の充実したまち	
2-1	保険・医療制度の充実	86
2-2	介護保険の充実	88
2-3	生活困窮者への支援	90
4-3	産み育てることのできるまち	
3-1	子育て支援の推進	92
3-2	保育環境の充実	94
第5章	にぎわいと輝きのあるまちづくり	97
5-1	輝きのあるまち	
1-1	農林業の振興	98
1-2	商工業の振興	100
5-2	にぎわいのあるまち	
2-1	観光の振興	102
2-2	観光資源の創出	104
5-3	歴史を守り文化をつなぐまち	
3-1	文化遺産の保護・活用	106
3-2	歴史・伝統文化の振興	108
3-3	国際化の推進	110
将来を見据えた持続可能な行財政運営		113
行-1	開かれた市政	
1-1	市民参加のまちづくりと広報・広聴活動の充実	114
行-2	適正な行政運営	
2-1	適正な人員管理と効率・効果的な行政運営	116
行-3	健全な財政運営	
3-1	健全財政の堅持と適正な財政運営	118

資料編

各施設等の所在位置図等	122
用語解説	127
岩出市長期総合計画策定体制図	132
岩出市長期総合計画審議会条例	133
岩出市長期総合計画審議会委員名簿	134
岩出市長期総合計画策定本部設置要綱	135
岩出市長期総合計画策定の経過	136
諮問・答申	137

基本構想

第3次岩出市長期総合計画の概要

- 計画策定の趣旨
- 計画策定の視点
- 計画の構成と期間
- 基本理念
- まちの将来像
- まちづくり目標
- 5つのまちづくり大綱
- 将来を見据えた持続可能な行財政運営

岩出市の現状と背景

- まちの特性と現状
- 岩出市を取り巻く環境
- まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口見通し

財政見通し

土地利用

第3次岩出市長期総合計画の概要

○計画策定の趣旨

岩出市は、平成18年4月に単独での市制を施行し、「対話と協調」をまちづくりの理念に、将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、まちづくりを進めています。

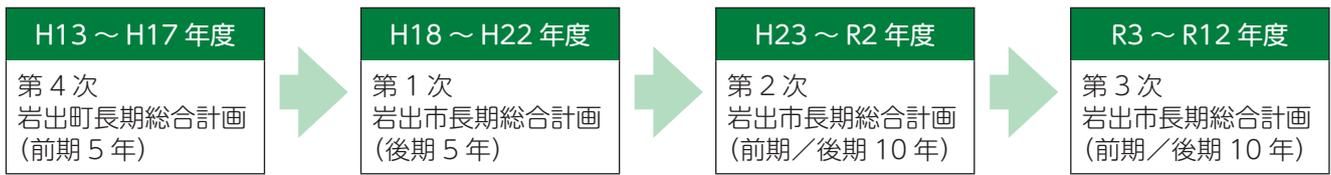
本市では、長期総合計画を市の最上位の計画と位置づけ、町時代の第4次岩出町長期総合計画から第1次岩出市長期総合計画、また、平成23年3月策定の第2次岩出市長期総合計画への引き継ぎを行い、これまで各施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、この第2次岩出市長期総合計画も、令和2年度で10年目となり、計画期間の満了を迎えます。

現在、地方行政は全国的な人口減少、少子高齢化といった大きな課題に加え、地方分権や地方創生の取組により、地方の役割や責任が高まる中、時代の変化とともに市民ニーズの多様化・複雑化も進み、市を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

この状況下、長期総合計画については、国の地域主権改革のもと、平成23年の地方自治法改正により、基本構想の義務付けが廃止され、現在、法的な策定義務はなくなっていますが、本市では、このような行政環境を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくうえで、指針となる総合的な計画、また、将来に向けたまちづくりビジョンの必要性に鑑み、第3次岩出市長期総合計画の策定を行うことといたしました。

これまでの長期総合計画の流れ



○計画策定の視点

長期総合計画を市の最上位の計画と位置づけ、市の将来像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、施策を推進していくうえで、以下の5つの視点を重点に計画策定に取り組めます。

1) 市民ニーズの反映

市政懇談会をはじめ、計画策定時の市民意識調査やパブリックコメントなど、市民ニーズの把握に努め、その内容や方向性を検証します。

2) 時代等変化への対応

社会情勢の変化や国・県の政策・制度の動向に注視するとともに、柔軟に対応できるよう、5つの「まちづくり大綱」を軸に、各施策の進むべき方向性を示します。

3) 実現性と実効性

長期総合計画に関する各事業に対し、事業計画書を作成し、四半期ごとのヒアリングを通じ、事業のPDCAや進捗管理の体制を整備し、事業の実施レベルを高めるための取組を進めます。

4) 分野別計画との連携

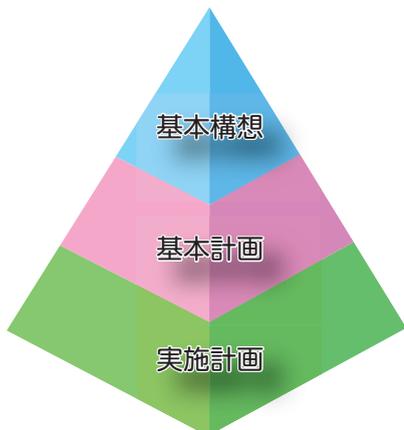
長期総合計画は、市の最上位の計画として統括的な役割を担うことから、各分野別計画における取組や方向性との連携を図ります。

5) 総合戦略との連携

「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連事業を長期総合計画との一元管理で進めるために、第3次岩出市長期総合計画から総合戦略との一本化を図り、総合戦略を包括した総合計画として策定します。

○計画の構成と期間

1) 構成



【基本構想】

まちの将来像を市民・民間・団体・行政がともに目標とし、実現に向け取り組んでいくための基本的な指針と施策の大綱を示します。

【基本計画】

基本構想を実現するため、各分野にわたる基本的な方向と施策体系を示すとともに、総合戦略における基本戦略と施策の位置付けを行います。

【実施計画】

基本計画に掲げた施策を計画的に実施するため、事務事業の内容をチェックできる事業計画書を作成し、毎年四半期ごとにPDCAによる事業管理とローリング方式による計画見直しを行います。

2) 計画期間

基本構想 令和3年度～令和12年度までの10年

基本計画 令和3年度から前期基本計画5年、令和8年度から後期基本計画5年

実施計画 1年更新による3カ年のローリング方式

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想	[Blue bar spanning from 令和3年度 to 12年度]									
基本計画	[Pink bar spanning from 令和3年度 to 7年度]					[Pink bar spanning from 8年度 to 12年度]				
実施計画	[Green bar spanning from 令和3年度 to 5年度]			[Green bar spanning from 6年度 to 8年度]			[Green bar spanning from 9年度 to 12年度]			

実施計画は、計画期間を3年間とし、ローリング方式により毎年度作成します。

○基本理念

本市では、都市の風格をもち、紀北地域の核都市、大阪からの玄関都市（ゲートウェイシティ）としてふさわしい役割を果たすため、これまで都市基盤整備の充実を図り、まちの都市化を進めるとともに、自然環境の保全や歴史・文化の伝統継承など、市が保有する財産を守り、後世に引き継いでいくための施策に取り組み、特色を活かしたまちづくりを進めてまいりました。

元号が平成から令和に変わり、新しい時代が幕を開けましたが、社会経済情勢や国の動向など、市を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、人口減少、少子高齢、社会保障、都市整備、防災・減災など、限られた財源の中で、計画的にバランスよく施策を進めるために、市民と行政が力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。

このことから、市民一人ひとりが住んでよかったと思えるまちづくりを進めるにあたり

1. 「市民の立場・目線でのあたたかなまちづくり」
1. 「市民が参加するひらかれたまちづくり」
1. 「公正・平等で信頼されるまちづくり」

をテーマに、市民・地域との **「対話と協調」** を本市のまちづくり理念として、まちづくりを進めます。

○まちの将来像

豊かな穀倉地帯として農業を基盤に発展してきた本市ですが、和歌山市・大阪都市圏の郊外都市となる立地環境の中、継続的な人口増加が進み、平成 18 年度には単独での市制施行ができるまで発展し、和歌山県下はもとより、全国的にも高齢化率の低い若いまちとして、活力に満ちたまちづくりを進めてまいりました。

しかし、全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、本市においても例外ではなく、徐々に高齢化が進み、人口構造の変化から、今後、将来的な人口減少が見込まれます。

この状況下、本市では、人口減少への抑制対策として地方創生への取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、それぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、すべての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指すため、将来像を次のとおり定めます。

将来像 “活力あふれるまち ふれあいのまち” 緑豊かな住環境と歴史文化かおる健康都市 いわで

○まちづくり目標

第 3 次岩出市長期総合計画では、施策の方向性や目的を確立し、体系図に沿った取組検証を行うために、分野別に 5 つのまちづくり大綱を掲げ、市の将来像となる「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、将来を見据えた持続可能な行財政運営のもと、5 つのまちづくり大綱を基本目標に、各施策体系に沿ったまちづくりを進めます。

基本目標 1

「住んでよかったと思えるまちづくり」
市の風格、生活基盤、環境保全

基本目標 2

「安全で安心して暮らせるまちづくり」
防災基盤、交通防犯、支え合い

基本目標 3

「笑顔あふれるまちづくり」
人が育つ、生涯学習、人権尊重

基本目標 4

「元気で健康なまちづくり」
健康づくり、社会保障、出産子育て

基本目標 5

「にぎわいと輝きのあるまちづくり」
にぎわい、輝くまち、歴史文化

将来を見据えた持続可能な行財政運営



○5つのまちづくり大綱

基本目標1 住んでよかったと思えるまちづくり

市の風格のあるまちを目指し、市にふさわしいまちづくりを進めていくうえで、公共インフラによる都市基盤整備や公園整備によるゆとりとやすらぎの創出は、市民の生活向上において必要不可欠であります。一方で、まちの都市化により、道路整備や農地の宅地化が進む中、自然環境を維持し、農地などの田園風景との調和を保つことも重要となります。また、地球温暖化など自然環境に影響を及ぼす環境問題に対しては、省エネルギーの徹底、ごみの減量化・資源化の促進と適正処理の推進に取り組みます。市として、都市の風格をもち、自然環境と共生した、人が集い、にぎわいのあるまちを目指し、市民が“住んでよかったと思えるまちづくり”に取り組みます。

基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり

各地で風水害、震災が発生し、地域住民の防災意識が高まる中、本市においても岩出市国土強靱化地域計画に基づき災害に強いまちづくりを推進し、「自助」・「共助」・「公助」の役割への理解を深めながら、防災機能の強化と減災基盤の整備に取り組むとともに、日常生活における火災・医療などの緊急体制への強化を図るため、関係機関との連携に努めます。交通・防犯では、被害に遭わないための意識向上を促し、被害件数ゼロに向け、警察等関係機関との連携強化に取り組みます。豊かな市民生活が過ごせる安全と安心の確保に努め、市民が“安全で安心して暮らせるまちづくり”に取り組みます。

基本目標3 笑顔あふれるまちづくり

心豊かで生きる力を持つ児童・生徒を育て、確かな学力の向上と教育環境の整備に努めるとともに、将来の希望に向け、次世代の担い手を育成していくために、自ら進むことのできる青少年の健全育成に取り組みます。生涯学習では、市民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送れるよう、スポーツ、芸術、文化などのあらゆる分野で、生涯を通じ学習することのできる生涯学習環境の充実に取り組みます。未来を担う子どもたちが夢を育み、ふるさとに愛着と誇りを持ち、心豊かな人づくりと生きる力を養うことができる“笑顔あふれるまちづくり”に取り組みます。

基本目標4 元気で健康なまちづくり

少子高齢化の進展により、本市の人口構造が変化中、人口減少、財政経営、地域活動など、様々な分野で行政課題が深刻化しています。子どもを産み育て、高齢者・障害者の方が、生きがいを持ち、充実して暮らせるまちづくりを進めるために、地域、民間、関係団体が連携した協働の取組に努めるとともに、子育て支援、保健・医療制度、国保・介護・障害福祉サービスの充実に取り組みます。また、個人の尊厳が守られ、自立した生活を送れるよう、各施策における支援策の充実に努め、生きがいを持ち、“元気で健康なまちづくり”に取り組みます。

基本目標5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

本市では、定住及び交流人口の増加により、主要幹線道路沿いにロードサイドショップによる商業・サービス業を中心とした商業核が形成され、まちににぎわいをみせています。一方、農業については、非常に厳しい経営環境に加え、高齢化により、担い手不足や耕作放棄地の増加など、農用地の宅地化が進み、農業経営に課題を抱えており、生産基盤の維持管理をはじめ、地産地消、農地活用等の施策に取り組んでいます。また、観光施策については、地方創生による取組を軸に、観光拠点となる根來寺を中心に、交流人口の拡大と文化保持に取り組んでいます。産業・観光が生み出すうるおいやにぎわいは、まちの活性化につながることから“にぎわいと輝きのあるまちづくり”に取り組みます。

○将来を見据えた持続可能な行財政運営

開かれた市政

まちづくりの基本理念となる「対話と協調」に基づき、協働のまちづくりと情報の共有に努めます。市政懇談会、市民意識調査、インターネット意見箱、パブリックコメントなど、広聴活動の体制を整えるとともに、広報、市ウェブサイト、市内放送、データ放送、メール配信など、情報発信の媒体の多様化を推進し、広報広聴の充実に努めます。また、透明性の高い市民に開かれた市政と行政への市民参加を推進するため、積極的な情報公開と説明責任の徹底に努めます。

適正な行政運営

地方分権の進展や地方創生総合戦略の取組など、地域の自主性・自立性が求められる中、効率的な行政運営を図るため定員適正化計画に基づき適正な職員配置に努めるとともに、職員の能力アップとスキル向上は必要不可欠であるため、職員の知識と能力を養うための研修の実施や、各種研修への参加と資格取得の促進に取り組んでいます。また、「岩出市第3次行政改革大綱」の取組を踏まえながら、事務事業の計画的な実施とPDCAサイクルによる事業改善を図り、効率・効果的な行政運営に取り組みます。

健全な財政運営

実施計画による計画的な事業実施を推進し、経常経費の節減と自主財源の確保に努め、将来に向けた健全財政を堅持するための財政運営に取り組みます。特に高齢化に伴う社会保障費や下水道事業の債務償還については、今後多額の経費が見込まれ、財政負担も大きいことから、基金等の活用も図りながら、後年度負担の抑制に取り組みます。

岩出市の現状と背景

○まちの特性と現状

本市は、和歌山市の中心部から東に約 15 km、関西国際空港から約 30km、大阪都心部から 50 km 圏内と和歌山県北部の交通の要衝に位置し、市域面積は、東西に約 5.7 km、南北に約 8.8 km の 38.51 km²で、市内の移動に負担の少ないコンパクトなまちとなります。

地勢は、市の北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れています。

気候は、瀬戸内式気候に類似し、温暖で年間降水量も少なく比較的穏やかな気候に恵まれ、平野部は、緑豊かな自然や田園風景広がる自然と調したまちであります。近年では、これまでの人口増加に加え、世帯分離や住民異動などの影響により、宅地開発が進み、農地は減少傾向にあります。

交通面では、国際拠点空港となる関西国際空港に近く、大阪方面には市の中心部を南北に県道泉佐野岩出線、和歌山市方面には東西に走る国道 24 号の主要幹線道路に加え、平成 29 年 3 月の京奈和自動車道紀北西道路（岩出根来 IC ～和歌山 JCT）の開通により、和歌山県域の京奈和自動車道が全線開通となったことで、広域交通の利便性も飛躍的に向上しています。また、平成 30 年 7 月の新しい「岩出橋」の開通や平成 31 年 3 月の県道泉佐野岩出線等の 4 車線化の完了により市内の交通渋滞は緩和されています。

このようなまちの特性から本市は、和歌山県内のほとんどの市町村が人口減少する中、ロードサイドショップの充実により、まちの活性化及び生活利便が向上し、人口流入が進み、平成 11 年度までの急激な人口増加以降も緩やかな人口増加を続け、全国的に見ても高齢化率の低いまちとして、人口増加が続いてまいりましたが、少子高齢化による人口減少は、本市においても例外ではなく、生産年齢人口の高齢化により、人口構造が徐々に変化し、年少人口の緩やかな減少に対して老年人口が急激に増加し、自然動態における死亡割合も上昇してきています。

また、市民のライフスタイルが多種・多様化する中、比較的住民異動の多い本市では、人口流入による影響が大きく、特にふるさと意識や地域コミュニティの希薄化など、共助意識の低下が地域行政への深刻な課題となります。

全国的課題となる人口問題については、今後もあらゆる政策に影響を与えることが予測される中、行政運営の最大の課題として向き合う必要があり、安全・安心で住みよいまちづくりを進めていくために、今後も行政・市民・民間・各種団体がともに連携し、地方創生に向けた効果的な施策に取り組み、まちの活性化を図りながら、市にふさわしいまちづくり、バランスのとれたまちの実現を目指していかねばなりません。



○岩出市を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、令和元年 10 月 1 日現在の総務省「人口推計」によると、1 億 2,616 万 7,000 人で 9 年連続の人口減少となっています。

本市においても、人口減少の最大の要因となる少子高齢化が進み、人口構造が変化していく中で、医療・介護など社会保障費の増加、働き手の減少、地域コミュニティの低下、税収入の減少など、今後の行政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されることから、引き続き、人口動向を十分に見据えた対応が求められています。

(2) 感染症の影響による経済情勢

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、人々の生命や生活のみならず経済、社会、更には人々の行動・意識・価値観にまで影響を及ぼしています。

感染症による我が国経済への影響は甚大であり、海外経済の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも感染拡大に伴う景気の悪化が広がるなど、厳しい経済状況の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要です。

本市においても、市民・事業者への市独自の支援策を実施するとともに、感染拡大防止のため、行政はもとより、市民への「新しい生活様式」の啓発・普及に取り組んでいます。

(3) 高度情報化・グローバル化の進展

5G（第 5 世代移動通信システム）や IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）など、デジタル技術の進歩は、私たちの生活や社会経済に大きな変化を与えることが予想され、その活用が期待されています。

また、近年、外国人旅行者が増加しているほか、入管法改正による在留資格「特定技能」の創設に伴い、本市においても外国人住民の増加が今後も予想されることから、受け入れ環境の整備や外国人と日本人が共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められています。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

異常気象による記録的な猛暑や集中豪雨、また、各地での震災の発生により、災害に対する危機意識が高まる中、災害リスクを低減するための都市基盤整備をはじめ、自分の身は自分で守る「自助」、地域などの助け合いによる「共助」、行政による「公助」が連携し、それぞれの役割を認識・理解することが重要となります。

また、全国的に子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が発生する中、本市においても、防犯に対する自衛意識の高揚が重要であるため、日頃から市民一人ひとりの安全・安心に対する意識を高めるとともに、関係団体と連携を図り地域防犯活動を促進するなど、地域防犯体制の充実に取り組んでいます。

(5) 環境問題への対応

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化する中、本市においても、持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化など循環型社会の構築に努めるとともに、生物多様性に配慮しながら、限りある自然環境を保全していくための自然共生社会の構築などへの取組が求められています。

(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や市民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

本市においても、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題にきめ細かく対応するため、市と地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPO 等との協働のまちづくりを進めることが重要です。

(7) 公共施設の老朽化への対応

高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化が進む中、その対応が急務となり、自治体においては財政面などで大きな負担となっています。

本市においても、市内公共施設の老朽化が進む中、中長期的な視点を持ち、財源確保と事業費の平準化を図りながら、計画的に施設の長寿命化及び災害に強い施設への機能強化に取り組むことで、将来を見据えた公共施設の維持管理に努めています。

〇まち・ひと・しごと創生総合戦略

背景・趣旨

我が国における急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国において、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「地方創生」に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・推進がなされてきました。

本市においても、平成 28 年 3 月に「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人が集う、魅力あるまち」「子育てしやすいまち」「安全・安心で住環境の良いまち」「産業振興による活力あるまち」の 4 つの目標を掲げ、将来の人口減少に歯止めをかけ、活力の維持・向上を図る取組を展開してきました。

長期総合計画と総合戦略の関係

本市の第 1 期総合戦略も 5 年が経過し、期間満了となることに伴い、人口減少の抑制と地方創生に向けた切れ目のない取組を進めていく必要があるため、第 1 期総合戦略の枠組みを継承しつつ、社会情勢の変化に対応する第 2 期総合戦略を策定する必要があります。

平成 28 年 3 月に策定された「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、これまで長期総合計画で取り組んできたまちづくりの中で、人口減少対策という視点から政策展開の方向性を示したものであることから、第 3 次岩出市長期総合計画において総合戦略の内容を包括した一体的な計画とします。

位置づけ

「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括して策定する「第 3 次岩出市長期総合計画」の基本計画については、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき策定する本市の地方版総合戦略として、その取組を推進します。

取組の視点

総合戦略に係る政策の企画・実行にあたっては、まち・ひと・しごと創生に向けた政策 5 原則である自立性、将来性、地域性、総合性、結果重視を踏まえながら、多様な関係者との連携、政策間連携、地域間連携などの「連携」も重要な要素と考え、関連する施策を展開します。また、国が推進する Society5.0 や SDGs など新しい時代の流れを力にして、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立する取組を進めます。

評価・検証

総合戦略の実施においては、各施策の効果や成果を総合的に検証するために、基本戦略や施策には「数値目標」及び「重要業績評価指標（KPI）」を設定し、本市における地方創生の推進を図るため、施策効果や KPI について、外部有識者等の意見を取り入れた検証を実施します。

長期総合計画と総合戦略の関係図

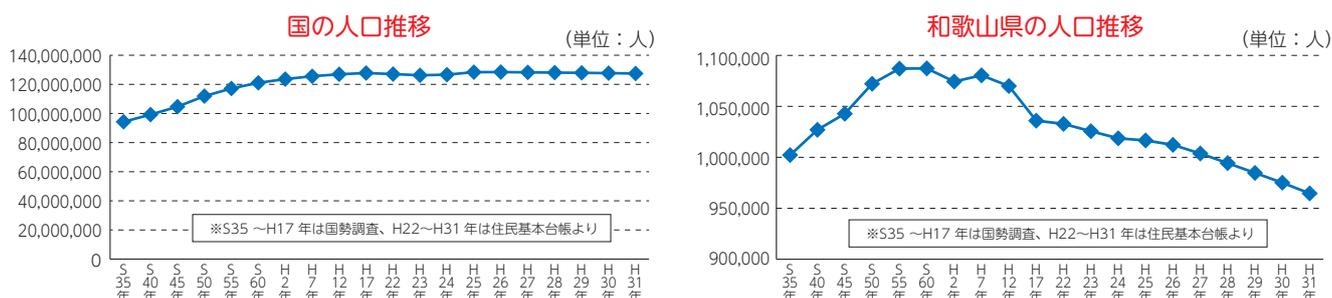
長期総合計画 \ 総合戦略	基本戦略 1 「人が集う、魅力あるまち」	基本戦略 2 「子育てしやすいまち」	基本戦略 3 「安全・安心で住環境の良いまち」	基本戦略 4 「産業振興による活力あるまち」
住んでよかったと思えるまちづくり	○			
安全で安心して暮らせるまちづくり			○	
笑顔あふれるまちづくり	○	○		
元気で健康なまちづくり		○	○	
にぎわいと輝きのあるまちづくり	○			○

人口見通し

○国・県の状況

我が国の人口は、平成 17 年の国勢調査まで増加推移していましたが、それ以降、微動な増減を繰り返し、平成 31 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口では、1 億 2,744 万 3,563 人となり、平成 17 年の国勢調査人口 1 億 2,776 万 7,994 人と比較し、32 万 4,431 人の 0.3%の減となっています。

一方、和歌山県では、昭和 60 年の国勢調査をピークに人口が減少に転じ、平成 31 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口では、96 万 4,598 人となり、昭和 60 年の国勢調査人口 108 万 7,206 人と比較し、12 万 2,608 人の 11.3%の減となっています。

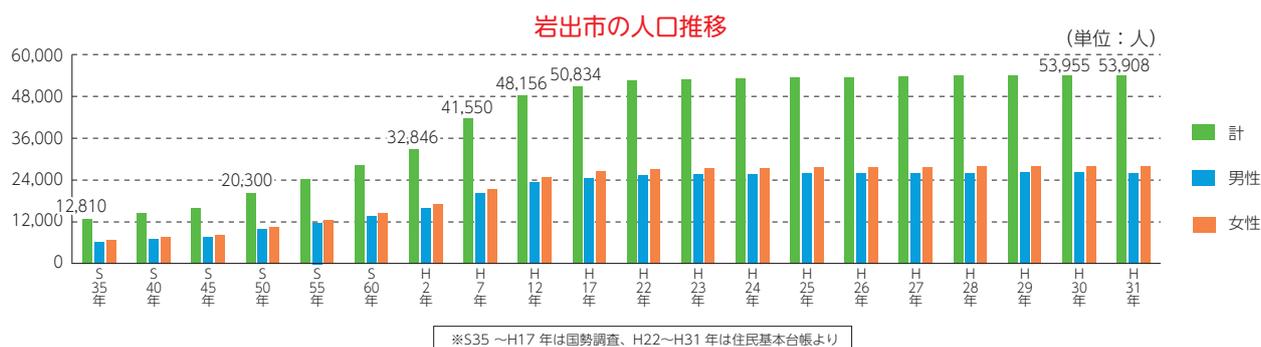


○本市の状況

本市では、町時代から人口増加が継続的に進み、特に平成 2 年国勢調査から平成 12 年国勢調査の 10 年間で 15,310 人と急激に人口が増加し、平成 17 年国勢調査で 50,834 人となりました。

平成 17 年以降は、以前のような大きな増加はありませんが、継続的な人口増加が続き、平成 31 年 1 月 1 日時点で、53,908 人となっています。

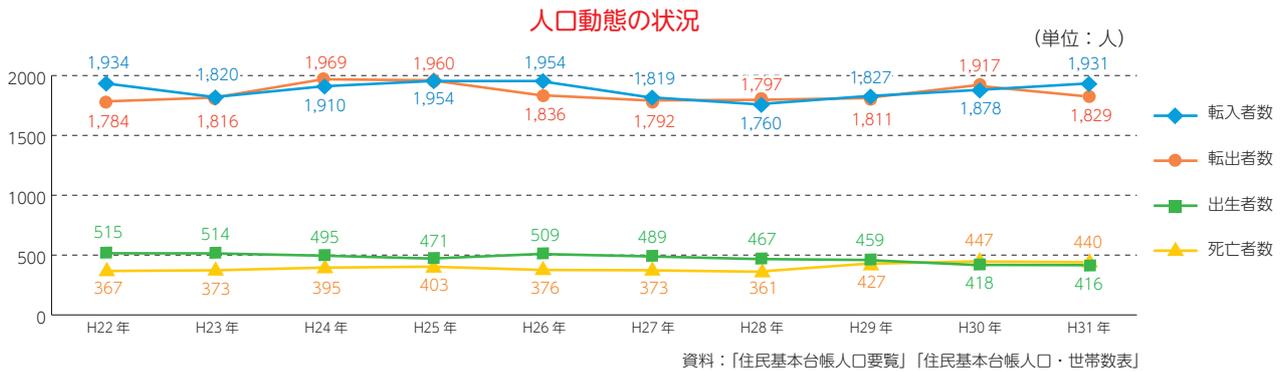
また、男女別人口については、総人口の増加に伴い、男女共に増加していますが、男女比については大きな変動はなく、女性が男性を約 1%～2%上回る状態が続いています。



人口動態については、「転入・転出等」による社会動態と「出産・死亡」による自然動態に分けられ、本市では年間概ね 4,500 件の住民異動を扱い、社会動態が圧倒的なウエイトを占めています。

社会動態については、土地や生活環境などの時代の変化により、転入者については年による増減はあるものの、長期的にみて減少傾向にあります。

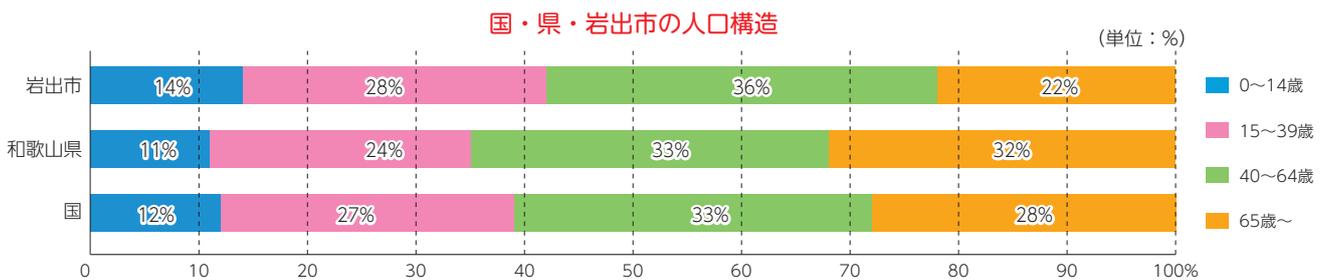
また、自然動態については、少子高齢化の進展により、平成 29 年から死亡による人口減少が増加しており、出生についても、年間概ね 10 人の割合で減少している状況にあります。



平成 31 年 1 月 1 日データの人口構造の割合を見ると、0～14 歳の年少人口は、国 12%、県 11% に対し、本市が 14%、15～64 歳の生産年齢人口については、国 60%、県 57% に対し、本市が 64%、65 歳以上の老年人口については、国 28%、県 32% に対し、本市が 22% となっています。

人口構造としては、少子化の影響を受ける年少人口が、国・県より少し高めの 14% となっていますが、国・県と比較し、ほぼ同レベルで少子化の影響を受けていると言えます。

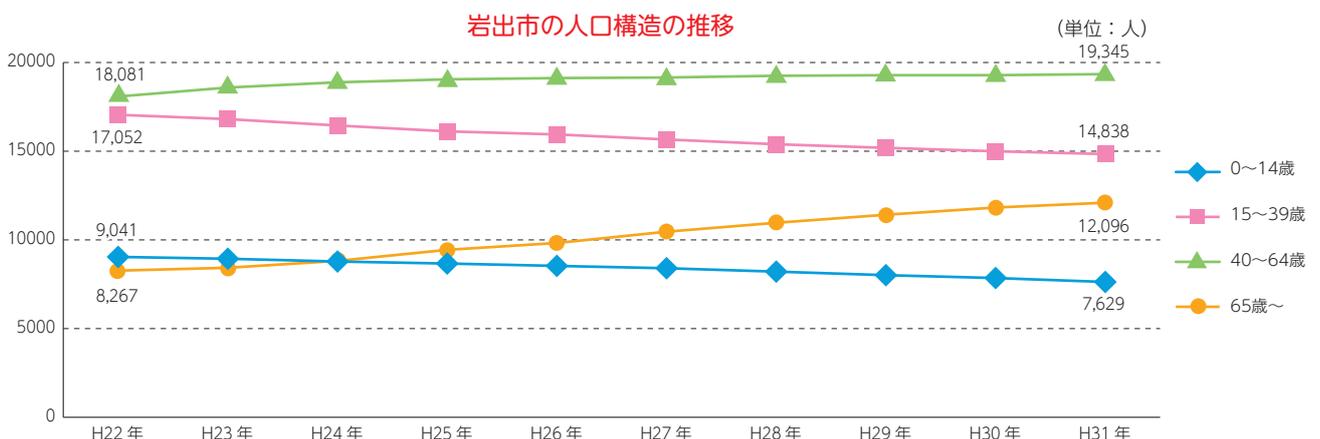
また、高齢化の影響を受ける老年人口については、国・県に比べ、5% 以上下回っており、現状では国・県よりも高齢者の割合が低くなっていますが、生産年齢人口における 40～64 歳の割合が、国・県より若干高いことから、今後の高齢化への影響が予測されます。



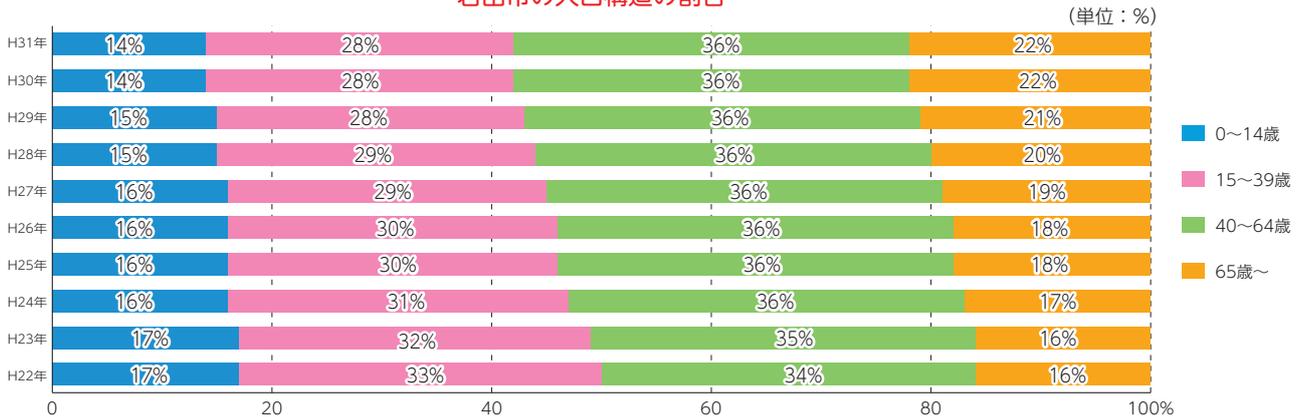
これまでの本市の人口構造の推移を見ますと、0～14 歳の年少人口が年々減少する中、逆に 65 歳以上人口は年々増加し、平成 22 年から平成 31 年で 0～14 歳が 1,412 人の減、65 歳以上が 3,829 人の増となります。

15～64 歳の生産年齢人口については、平成 21 年度に年齢構造が逆転し、現在 40～64 歳が 15～39 歳を大きく上回っている状況にあります。

また、本市の人口構造の割合については、平成 22 年では、0～14 歳が 17%、15～39 歳が 33%、40～64 歳が 34%、65 歳以上が 16% に対し、平成 31 年では、0～14 歳が 14%、15～39 歳が 28%、40～64 歳が 36%、65 歳以上が 22% となり、40 歳未満の人口割合が 50% から 42% と減少しており、少子高齢化の影響により人口構造は大きく変化しています。



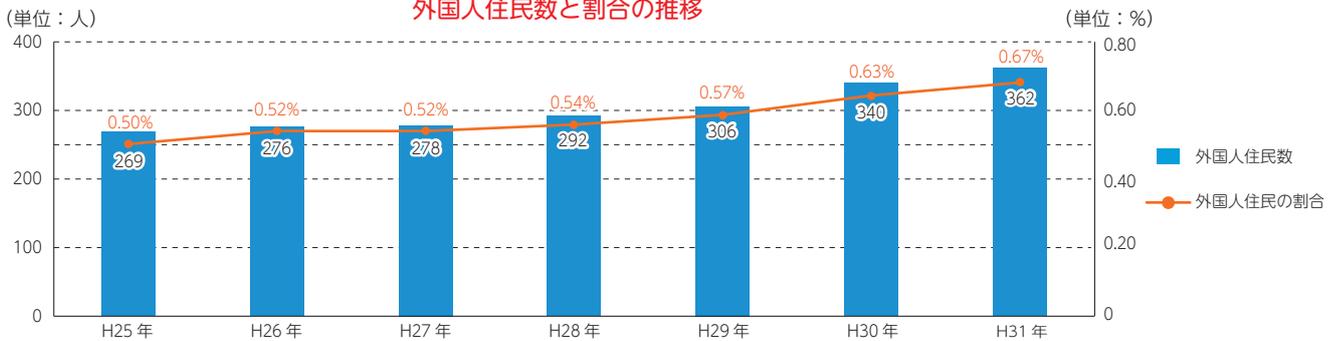
岩出市の人口構造の割合



外国人住民数については、近年増加しており、平成 31 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口では 362 人と本市の人口に占める割合は 0.67%となります。

入管法改正により新しい在留資格「特定技能」が創設されるなど、国の外国人材の受け入れに向けた取組が進められていることから、今後も外国人住民の増加が見込まれます。

外国人住民数と割合の推移



○将来目標人口

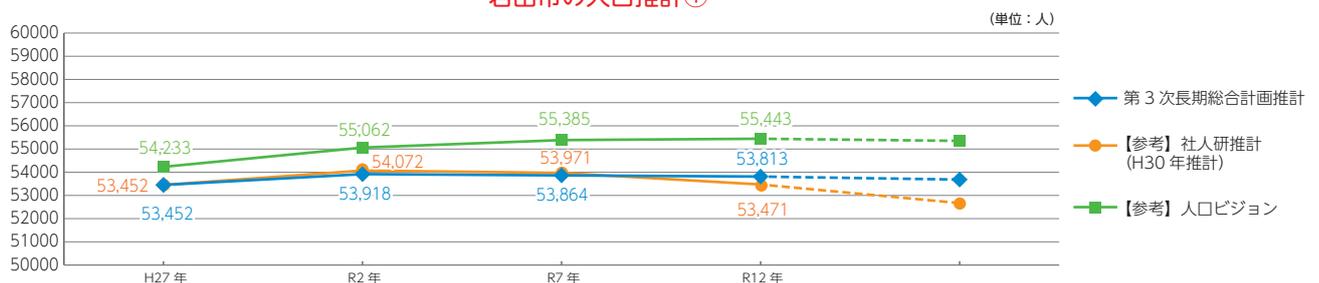
国立社会保障・人口問題研究所の本市の人口推計については、令和 2 年の 54,072 人をピークに、令和 7 年から減少に転じ、第 3 次岩出市長期総合計画の期間満了となる令和 12 年には、53,471 人に減少するとされています。

第 3 次岩出市長期総合計画の将来目標人口を検討するにあたり、現在の人口ビジョンの基準年を平成 27 年とし、令和 12 年までの将来人口の推計と人口構造の推移についてコーホート要因法を用いて算出しました。

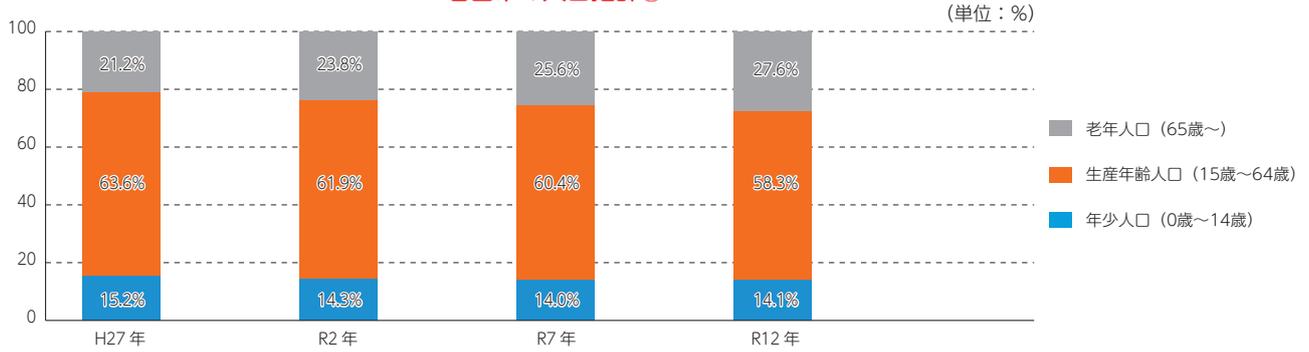
合計特殊出生率については、各施策の効果により段階的に向上、男女年齢別移動率については、平成 22 年から平成 27 年の国勢調査に基づき算出された値で推計した結果、第 3 次岩出市長期総合計画の目標年次である令和 12 年時点では、53,813 人と現状とほぼ同様の人口規模を維持することを目標とします。

一方、人口構造については、平成 27 年時点の高齢化率は 21.2%ですが、令和 12 年には 27.6%に上昇することが予測されます。

岩出市の人口推計①



岩出市の人口推計②



これらの状況を踏まえ、本市では、人口減少の抑制に向け、「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による取組を推進し、「岩出市人口ビジョン」で定めた人口の将来展望の実現に向け、都市・生活基盤の充実と安全・安心なまちづくりに努め、住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組みます。

このことから、長期推計となる「岩出市人口ビジョン」の目標を段階的に達成するため、令和12年度の目標人口を53,800人に設定し、人口減少への抑制対策に取り組みます。

令和12年度目標人口
53,800人



財政見通し

○本市の財政運営

本市では、健全財政の堅持を財政運営の軸とし、自主財源の確保、経常経費の節減、将来負担の抑制に努め、中長期的な視点に立ち、健全で将来的に持続性のある財政運営に取り組んでいます。

会計については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、墓園事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の7つの会計運営を行っています。

一般会計については、市の財政運営の核となる会計で、市税、地方交付税などによる一般財源、国・県支出金、地方債などによる特定財源を歳入に、防災、道路、環境、医療、子育て、教育、文化・スポーツなどの各施策に取り組み、歳入歳出のバランスを考えた会計運営に取り組んでいます。

特別会計等については、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園、上水道、下水道の各事業を運営するための会計として、それぞれの料金収入による自主運営をベースに、健全な会計運営に取り組んでいます。

特に下水道事業については、令和2年度から公営企業会計に移行し、経営の効率化と健全化に努めています。

主な会計の決算状況

(単位：千円)

会計区分		H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
一般会計	歳入	16,626,769	17,530,254	16,668,617	17,149,387	17,827,434
	歳出	15,793,618	16,982,431	15,907,862	16,669,501	17,284,194
	差引額	833,151	547,823	760,755	479,886	543,240
国民健康保険特別会計	歳入	5,543,112	6,495,455	6,735,117	6,637,116	5,535,573
	歳出	5,539,137	6,487,391	6,711,437	6,557,817	5,454,355
	差引額	3,975	8,064	23,680	79,299	81,218
介護保険特別会計	歳入	2,833,465	2,837,929	2,931,838	3,023,411	3,054,073
	歳出	2,740,347	2,793,150	2,877,821	2,998,229	3,021,688
	差引額	93,118	44,779	54,017	25,182	32,385
後期高齢者医療特別会計	歳入	666,746	686,754	758,343	802,286	872,525
	歳出	655,987	676,090	745,818	788,829	858,381
	差引額	10,759	10,664	12,525	13,457	14,144
下水道事業特別会計	歳入	2,680,885	3,266,452	3,053,421	2,718,554	2,663,249
	歳出	2,607,998	3,191,553	3,000,309	2,671,212	2,613,988
	差引額	72,887	74,899	53,112	47,342	49,261
墓園事業特別会計	歳入	35,391	22,425	34,338	30,788	32,831
	歳出	35,391	22,425	34,338	30,788	32,831
	差引額	0	0	0	0	0
水道事業会計	収益的収入	1,108,382	1,206,827	985,626	975,036	968,505
	収益的支出	952,937	1,022,301	775,065	781,823	763,352
	資本的収入	110,495	171,515	314,346	239,502	338,379
	資本的支出	452,962	839,126	829,974	737,962	878,912

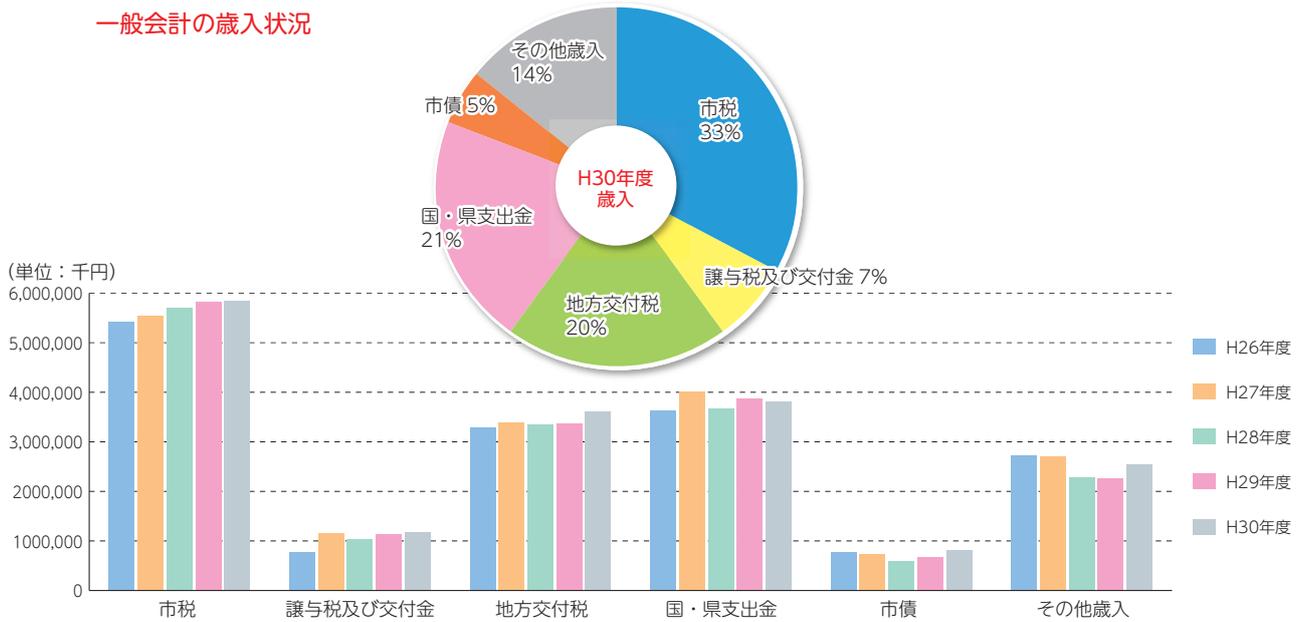
○各会計の状況

一般会計では、都市基盤整備費や社会保障費、また、他会計への繰入金など、歳出経費が年々増加する中、人件費及び公債費による義務的経費の抑制を図り、歳出経費の削減に努めるとともに、税の徴収強化、地方交付税や国・県支出金など、歳入財源の確保に取り組んでいます。

一般会計の歳入構成については、平成30年度決算で、市税33%、譲与税及び交付金7%、地方交付税20%、国・県支出金21%、市債5%が主なものとなります。

一般財源となる市税、譲与税及び交付金、地方交付税は、全体の60%を占め、歳入決算では、平成26年度94億8,761万1千円に対し、平成30年度106億4,884万3千円の12.2%の増となります。

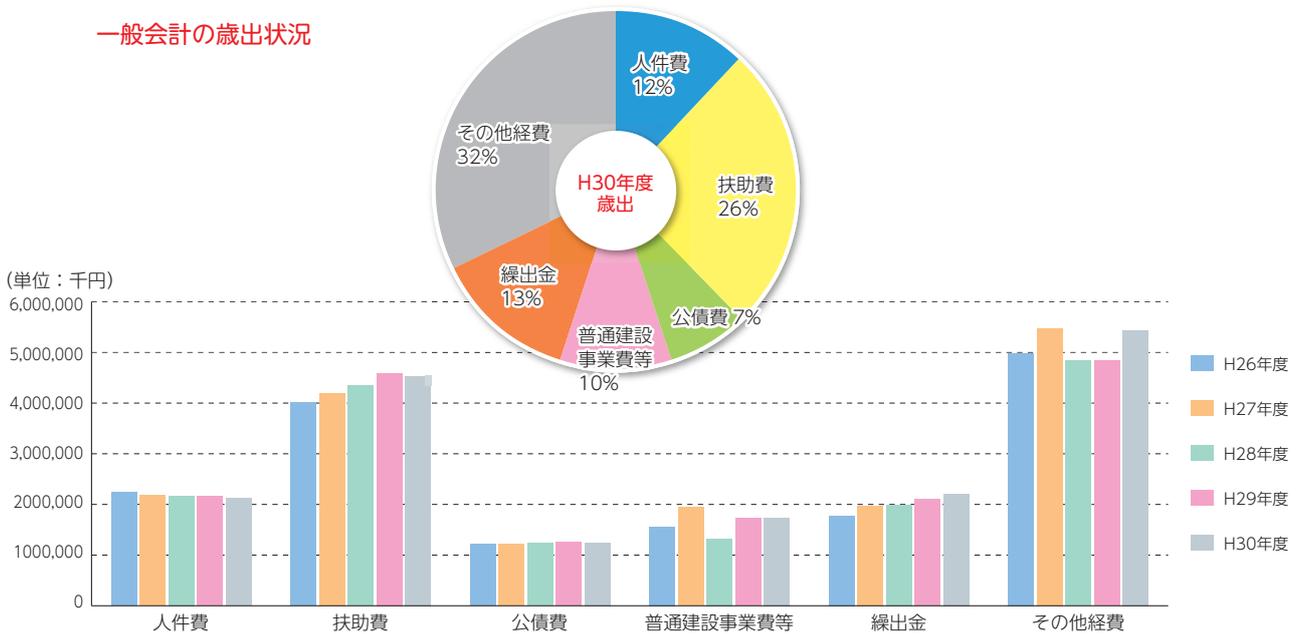
一般会計の歳入状況



歳出構成については、平成 30 年度決算で、人件費 12%、扶助費 26%、公債費 7%、普通建設事業費等 10%、繰出金 13%が主なものとなります。

義務的経費となる人件費、扶助費、公債費は、全体の 45% を占め、歳出決算では、人件費、公債費による歳出抑制は図れていますが、社会保障費が増加する中、扶助費の増加は避けられない状況にあり、義務的経費は増加傾向にあります。

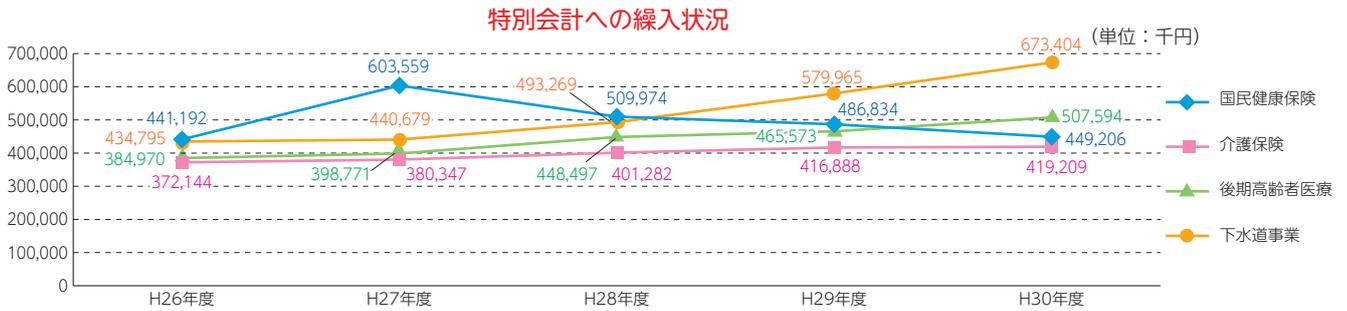
一般会計の歳出状況



特別会計では、社会保障への需要が高まる中、国民健康保険特別会計は、広域化による運営見直しなどにより、市の決算規模は減少傾向にありますが、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、年々上昇しています。

また、都市基盤及び環境整備として進めている公共下水道事業についても、事業進捗に併せ、高い水準で増加推移しています。

特別会計については、各会計の繰入基準に基づき、一般会計から繰入れを行っており、決算状況が増加傾向にある中、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道事業の 3 会計は年々繰入金が増加しており、今後の行政運営に大きな影響を与えることが予測されます。

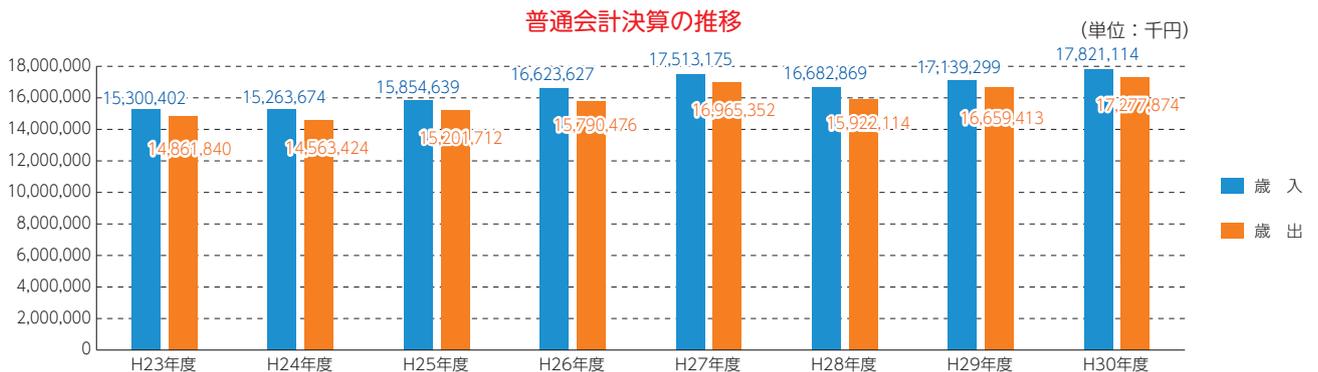


全ての会計において、決算収支は黒字で推移し、現在のところ歳出に対する歳入バランスはとれていますが、今後、人口減少や少子高齢化が加速すれば、各会計において歳入財源の減少や事業費の拡大など、会計運営への負担が大きくなることから、今後の人口動向に注視し、持続可能な会計運営のもと、健全財政への地道な取組を進めていく必要があります。

○普通会計の状況

普通会計は、予算、決算、また、財政指標など、よく財政分析に使用される会計で、本市では、現在、一般会計と墓園事業で構成されています。

普通会計の決算推移を見ますと、社会経済情勢の影響、市民ニーズの多様化、都市基盤整備など、行政需要が高まる中、決算規模は増加傾向が続いている状況です。



歳入状況については、税収入をはじめとする一般財源が堅調に推移し、平成23年度から平成30年度にかけて14億3,670万3千円の15.6%の増となります。

自主・自立性の高いまちづくりを進めるにあたり、自主財源の確保は行財政運営の最大の課題であり、今後の社会経済情勢や人口減少問題などの影響を考え、地道に取り組み、少しでも増加水準を保つことが重要と考えています。

普通会計の一般財源の状況

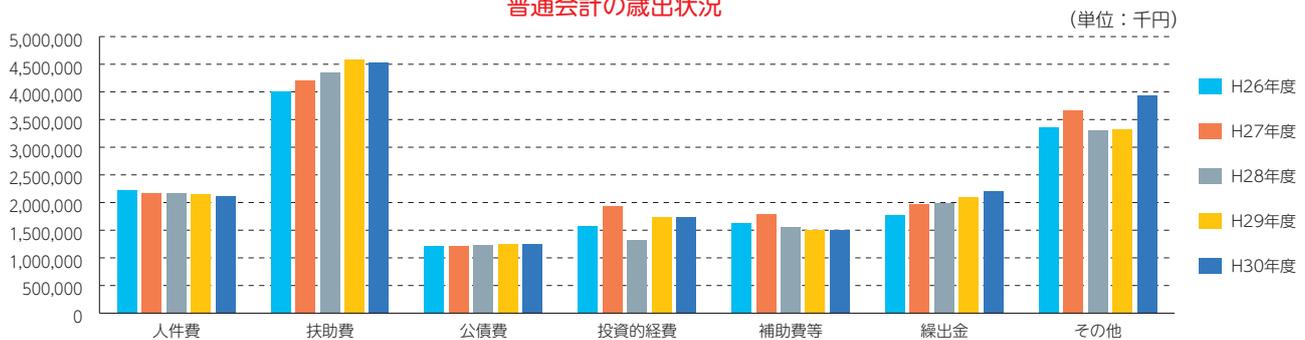


歳出状況については、人件費、公債費の抑制を図り、義務的経費の削減に取り組んでいますが、社会保障費が増加する中、扶助費が年々増加しています。

一方、投資的経費については、各年度の普通建設事業費の規模や着手・完了年度などにより、年度のバラつきはあるものの、大きく変動することなく、決算規模では、ほぼ同水準で推移しています。

また、繰出金については、公共下水道、介護保険、後期高齢者医療など、特別会計の事業費増加に伴う一般会計からの繰出金が年々増加している状況にあります。

普通会計の歳出状況



○基金と地方債の状況

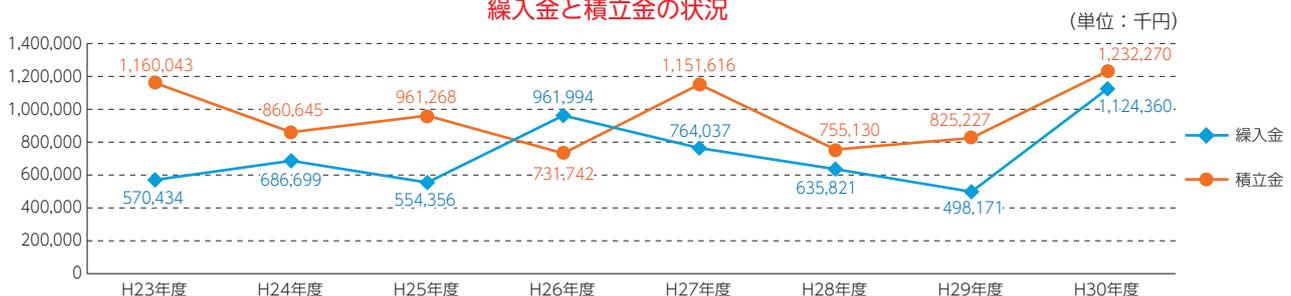
将来的に財政運営への影響が大きい基金と地方債については、良好な推移を保ち、現在のところ将来的な不安はない状況にあります。

基金については、年度を通し、事業費や財政運営を調整するための準備金として、主に財政調整基金、減債基金、特定目的基金がありますが、決算による収支の点からも、取崩しをきちんと積立てできている理想的な形となっています。

今後、下水道事業の進捗に伴い、下水道事業における起債償還の増加が見込まれることから、引き続き、計画的な基金の積立てが必要と考えています。

また、地方債については、借入れを行うことで、後年度の債務償還が歳出増加につながるため、後年度への負担軽減対策として、引き続き、地方債の借入れ抑制に取り組みます。

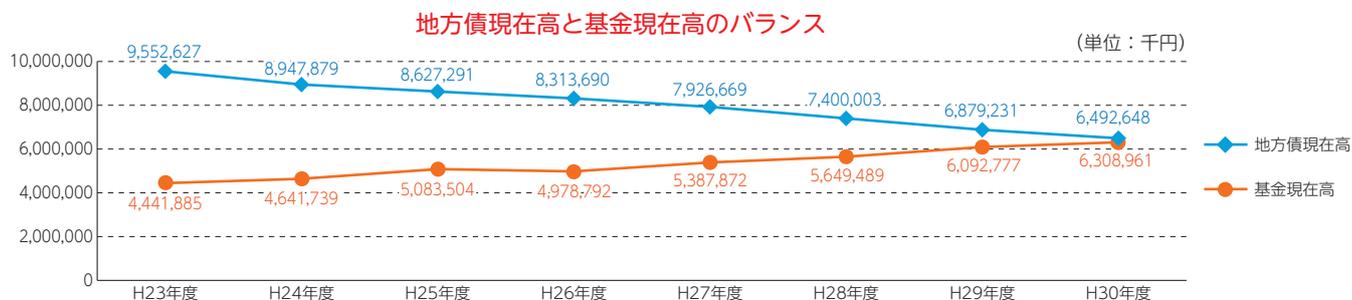
繰入金と積立金の状況



基金の状況

(単位：千円)

基金現在高	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
基金現在高	4,441,885	4,641,739	5,083,504	4,978,792	5,387,872	5,649,489	6,092,777	6,308,961
財政調整基金	1,503,688	1,522,540	1,539,216	1,539,050	1,532,550	1,531,839	1,519,293	1,473,212
減債基金	1,069,459	1,202,572	1,402,670	1,332,749	1,692,019	1,985,486	2,039,977	2,040,203
特定目的基金	1,868,738	1,916,627	2,141,618	2,106,993	2,163,303	2,132,164	2,533,507	2,795,546



○財政指標及び健全化判断比率

本市の財政指標は、類似団体との比較において健全なレベルに位置しており、健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生しておらず、実質公債費比率についても、健全な数値が維持できています。

今後、公共下水道事業の進捗に併せ、事業債償還の増加が見込まれることから、会計連結を要する指標については、注視していく必要があります。

財政指標と健全化判断比率の状況

(単位：%)

	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度		H 30 年度
財政力指数	0.62	0.62	0.64	0.64	0.64	実質赤字比率	—
実質収支比率	4.7	4.6	4.5	4.4	4.2	連結実質赤字比率	—
公債費負担比率	10.5	10.1	10.5	10.5	10.0	実質公債費比率	3.7
実質公債費比率	3.2	3.3	3.2	3.5	3.7	将来負担比率	—
経常収支比率	86.4	82.9	85.9	86.9	86.2		

本市では、義務的経費となる人件費、公債費の抑制により、経常経費の節減に努めるとともに、歳入の根幹となる市税においても、徴収強化に取り組み、年々収納率が上昇している状況にあります。

これら自主財源の確保、経常経費の節減の効果により、将来負担の点からも、持続可能で安定した財政運営を進めることができています。

しかしながら、全国的に問題化されている少子高齢、人口減少については、本市においても大きな問題であり、現在、地方創生総合戦略による観光施策を通じ、流入人口の増加に取り組み、社会増に期待しているところですが、今後、将来的に少子高齢化が加速すれば、自然動態による人口減少が進み、市税及び普通交付税の減少、社会保障費の増加、子育て支援費の拡大など、あらゆる施策に影響を及ぼし、更に厳しい財政環境になることが予測されます。

このように地方財政のおかれている環境は年々厳しくなりますが、国・県による法・制度対応をはじめ、下水道・道路などの都市基盤整備、地震・ゲリラ豪雨等への減災、少子高齢化による人口減少、高齢化の進行に伴う社会保障費、多様なライフスタイルによる市民ニーズなど、様々な行政課題に取り組んでいくうえで、基金管理も含め、歳入確保と歳出抑制に継続して取り組み、健全財政の堅持を軸に財政運営に取り組めます。

土地利用

○土地利用方針

本市は、北を和泉山脈、南を紀伊山地からの御茶屋御殿山と南北に緑の山が連なり、市の南部には紀の川が流れ、豊かな自然に恵まれています。

古くはまちの中心部に田畑が広がり、緑豊かな田園風景でしたが、人口増加や世帯分離により宅地開発が進み、少子高齢化による人口構造や都市化に伴う産業構造の変化から、農家の担い手が減少し、農地から宅地などへの転用が続いています。

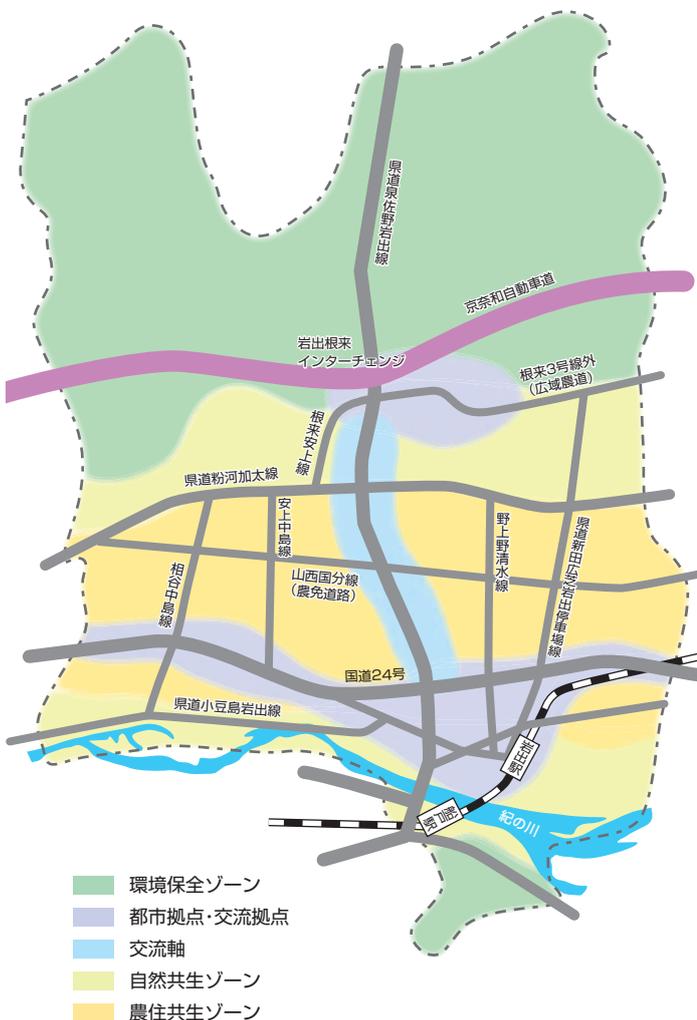
道路網については、東西に国道 24 号、県道粉河加太線、市道山西国分線、南北に県道泉佐野岩出線、市道安上中島線、市道相谷中島線、市道野上野清水線などの主要幹線道路が走り、各道路沿いにはロードサイドショップとして、飲食・サービス業などの商業が進出し、にぎわいを見せています。

また、平成 28 年度に京奈和自動車紀北西道路が開通し、岩出根来インターチェンジ周辺では一部、商工業施設が進出し、今後への期待が高まっています。

市にふさわしいまちづくりに向け、市制施行を飛躍にまちの都市化、生活基盤の向上などに取り組んできましたが、一方で、市民のライフスタイルが多様化し、市民ニーズが複雑化してきています。

市民一人ひとりが暮らしやすく環境にやさしいまちを目指し、都市構造基本構想を基本方針に、次の時代に向けた土地利用を促進します。

都市構造基本構想図



○都市拠点、交流拠点、交流軸

大型商業施設をはじめ、多くの店舗等が集積立地する国道 24 号周辺と市役所から JR 岩出駅周辺までの既存市街地を都市拠点として位置付けます。

また、京奈和自動車道と県道泉佐野岩出線が交わる地域周辺を多様な交流を促進する交流拠点と位置付けし、この交流拠点と都市拠点を結ぶ県道泉佐野岩出線の沿線周辺を交流軸とします。

○農住共生

住宅開発が進む中、農地を含む自然環境と居住環境の調和を目指した計画的なまちづくりを促進し、快適な生活空間の創出を図ります。

○環境保全

御茶屋御殿山を含む紀の川一帯と和泉山脈が本市の豊かな自然環境の骨格を形成しており、景観保全や災害防止の観点から環境保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として活用を促進します。

○自然共生

和泉山脈や紀の川の近接地は豊かな自然に恵まれた環境を有しており、宅地開発が進む中、市街化を抑制し、優良農用地の保全に努めるための環境保全ゾーンと調和した空間づくりを促進します。

基本計画

第3次岩出市長期総合計画「基本計画」の策定にあたって

まち・ひと・しごと創生総合戦略への取組について

第3次岩出市長期総合計画体系図

基本施策

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

第3章 笑顔あふれるまちづくり

第4章 元気で健康なまちづくり

第5章 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第3次岩出市長期総合計画「基本計画」の策定にあたって

(1) 基本計画の見直し

第3次岩出市長期総合計画「基本計画」の策定にあたり、これまでのまちづくりの基本的な方向と施策を継承しながら、「第2次岩出市長期総合計画」及び「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によるこれまでの取組への評価・検証と今後の展開を踏まえ、施策、成果指標、取組方針などの見直しを行います。

(2) 「総合戦略」との関係

「岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、これまで「第2次岩出市長期総合計画基本計画」で取り組んできたまちづくりの中で、人口減少対策の視点から政策展開の方向性を示したものであり、「第3次岩出市長期総合計画基本計画」と目指す方向性が同じであることから、「第2期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括した一体的な計画として策定します。

(3) 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・超高齢化社会が現実的なものとなり、グローバル化やデジタル化の進展による急激な社会経済情勢の変化など、これまで経験したことのない時代の転換期を迎えています。

このため、社会経済情勢が著しく変化する中、多様化する市民ニーズや行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、実施計画において対応できる計画とします。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の収束までには数年を要するとの予測もあり、先行き不透明の中、新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業については、実施計画において毎年見直す計画とします。

今後も事態の推移と国・県の動向を注視しながら鋭意検討を進め、感染拡大の防止や事業の継続など新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業について検討します。

(5) 「SDGs」の要素を反映

SDGsとは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広くSDGsを浸透させる必要があることから、地方自治体においても、様々な計画にSDGsの要素を反映することを期待しています。

本市においても、基本計画の各基本施策にSDGsの目標に関連付け、施策を展開することでSDGsの推進を図ります。



まち・ひと・しごと創生総合戦略への取組について

総合戦略の推進

将来の人口減少に歯止めをかけ、本市の活力の維持・向上を図るため、国総合戦略に掲げられている以下の政策5原則を踏まえて、効果的な施策を展開します。

【まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則】

1. 自立性：地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
2. 将来性：施策が一過性の対処療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
3. 地域性：地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
4. 総合性：施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
5. 結果重視：施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的指標により評価し、必要な改善を行う。

総合戦略の目標

本市では、人口減少への抑制を図るため、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本に「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指します。

以上のことを踏まえて、本市の総合戦略における基本戦略とその数値目標を以下の4つとします。

基本戦略

1

人が集う、魅力あるまち

数値目標 社会増（転入者－転出者） → 5年間で90人

基本戦略

2

子育てしやすいまち

数値目標 出生数 → 5年間で2,450人

基本戦略

3

安全・安心で住環境の良いまち

数値目標 岩出市に住みたいと思う人の割合 → 令和7年度90%

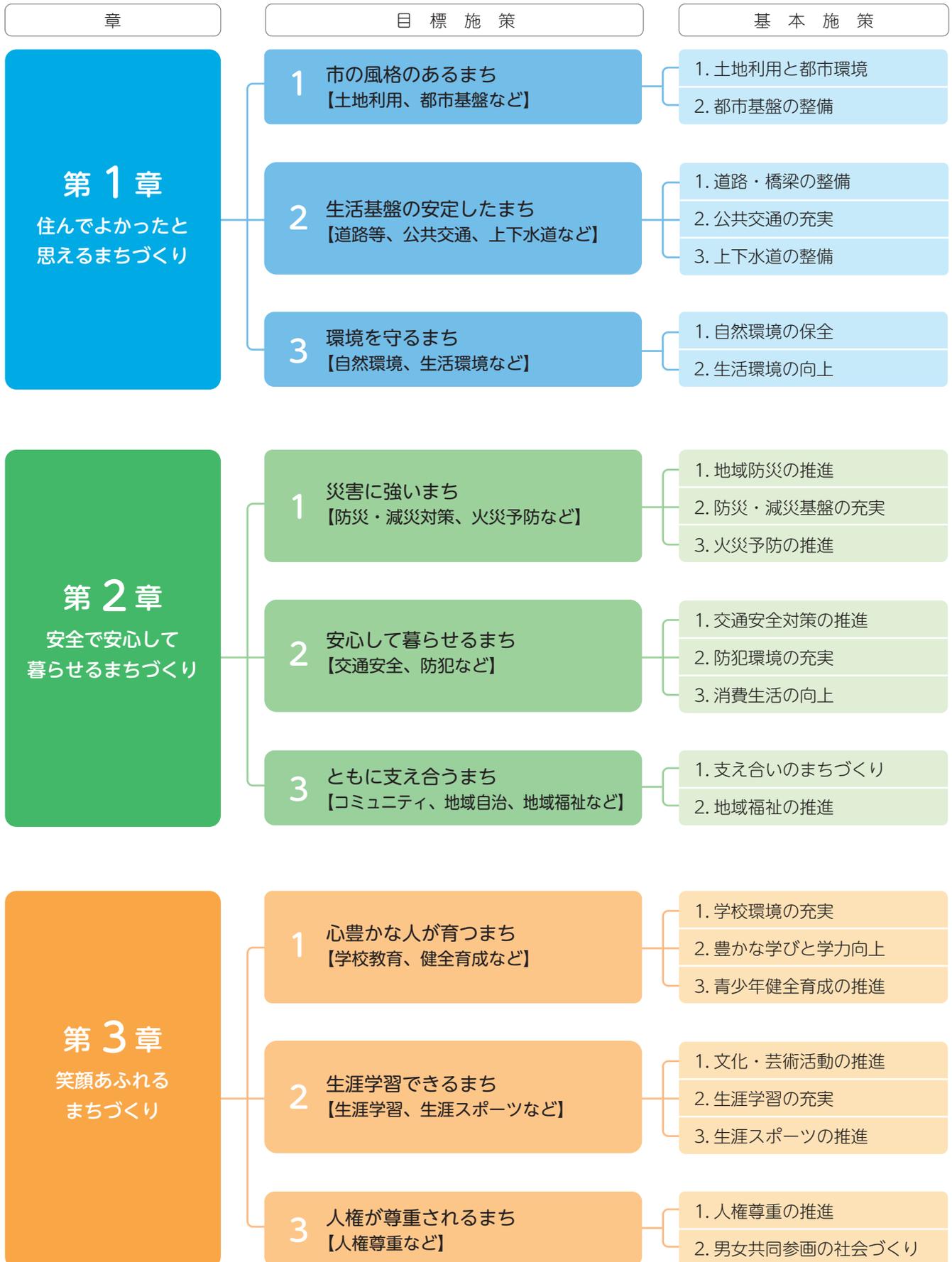
基本戦略

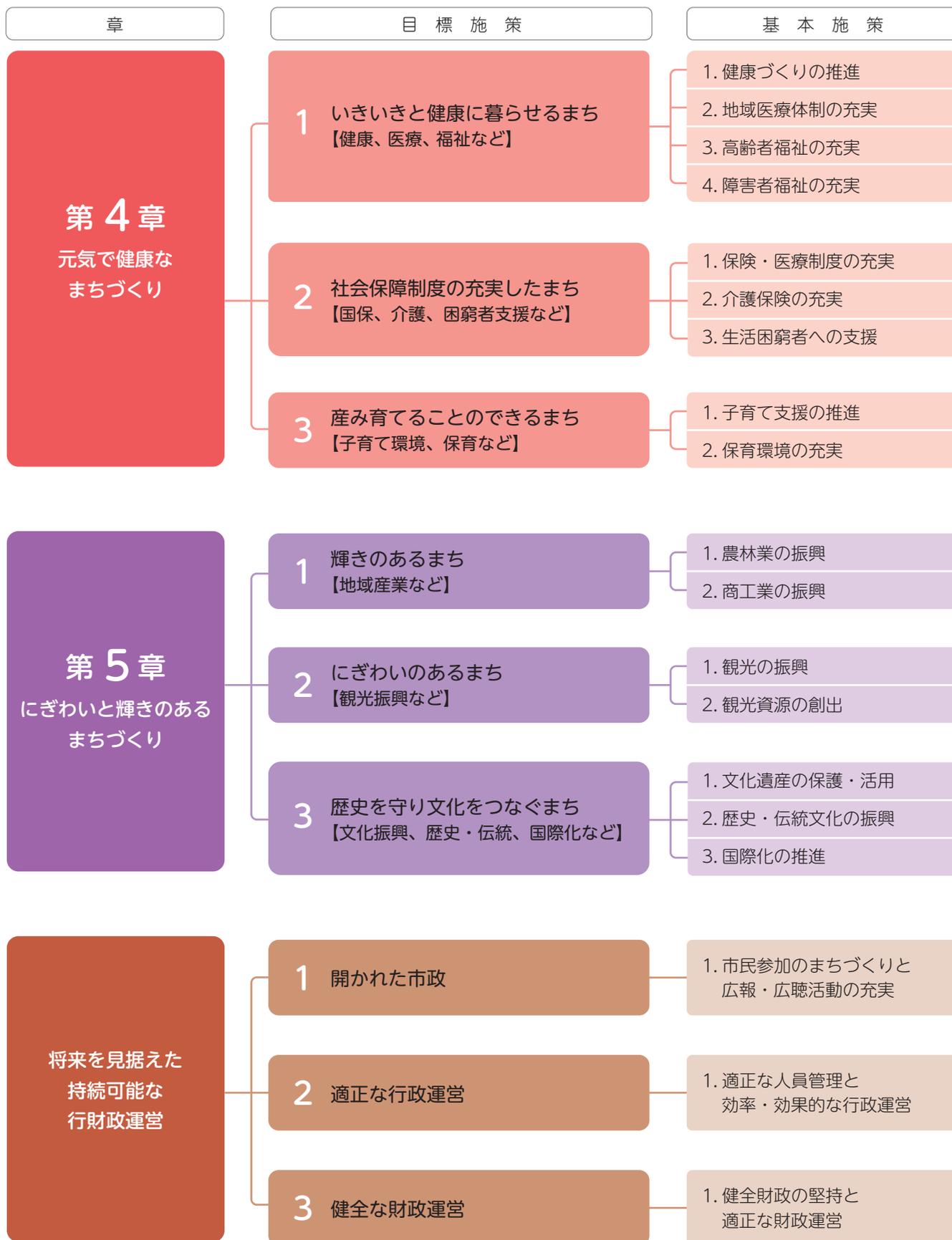
4

産業振興による活力あるまち

数値目標 商工会会員数 → 令和7年度600事業所

第3次岩出市長期総合計画体系図





第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

1-1 市の風格のあるまち

基本施策

基本的な方向性

1-1-1
土地利用と
都市環境



「岩出市都市計画マスタープラン」に基づき、市の健全な発展を目的に特色を活かした計画的な土地利用を促進します。
自然環境と住環境が調和した良好な都市景観の形成に取り組みます。

1-1-2
都市基盤の整備



道路・下水道などの都市基盤の整備を促進し、利便性の高いまちの形成に取り組むとともに、ゆとりとやすらぎの空間となる公園・緑地に対し、既存公園の日常管理や時代に沿った公園機能の充実に取り組みます。

1-2 生活基盤の安定したまち

基本施策

基本的な方向性

1-2-1
道路・橋梁の
整備



主要幹線道路を軸とした円滑な道路動線を確保するため、道路の環状化に取り組むとともに、市内道路・橋梁の老朽化に伴う長寿命化を計画的に進め、市内道路の安全確保に取り組みます。

1-2-2
公共交通の充実



サイクルアンドバスライドやバス・鉄道への乗り継ぎなど、利用者の利便性向上に努め、大阪方面バスの利用拡大に取り組みます。
岩出市巡回バスでは、交通弱者をはじめ、日常生活での移動手段としての利便性を高めるため、市民ニーズの把握に努めるなど、生活福祉バスとしての機能充実に取り組みます。

1-2-3
上下水道の整備



安全で豊かな水資源の確保と水道水の安定供給に取り組みます。
令和12年度の整備完了に向け、公共下水道の計画的な整備推進と普及促進に取り組みます。
経営の健全化を図るため、水道料金の未収金回収や下水道の早期接続など、上下水道ともに、自主財源の確保に取り組みます。

1-3 環境を守るまち

基本施策

基本的な方向性

1-3-1
自然環境の保全



自然を愛する心とマナーの向上を図るため、市民と行政が一体となり、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」に取り組みます。
新エネルギーの活用と省エネルギーの取組を促進し、地球温暖化の防止を推進します。

1-3-2
生活環境の向上



都市整備や宅地化など、市民生活を取り巻く環境が変化し、環境問題が多様化・複雑化する中、快適な市民生活の基礎となる生活環境の形成と保持に取り組みます。
ごみ処理施設の安定的な運営を図るとともに、ごみの分別と再資源化による循環型社会の構築とごみ減量化に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略1 人が集う、魅力あるまち

本市の魅力の一つは、広域幹線道路の整備に伴う、大型店舗等の進出により商業・サービス業の充実による「便利さ・暮らしやすさ」があげられます。

「便利さ・暮らしやすさ」を追求していくうえで、都市基盤の整備は不可欠です。住環境や利便性を考慮し、道路、橋梁、上下水道などの地域を支えるインフラ整備や公共施設の機能充実と長寿命化、公共交通機関の利便性向上に取り組むことで、住んでよかったと思えるまちづくりによる移住・定住促進を図ります。

また、良好な生活環境を維持するため、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の促進による循環型社会の構築を目指し、廃棄物の適切な処理、不法投棄の防止など環境に配慮した施策を推進します。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

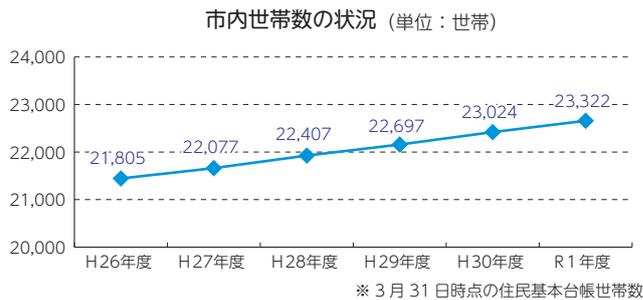
5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-1-1 土地利用と都市環境

本市の状況

- 少子高齢化により、まちの高齢化が進み、厳しい人口状況にあります。また、まちの都市化が進み、生活の利便性が高まることで、近隣市からの住民異動や外国人の転入などにより、年間約 300 の世帯増加が続いています。また、住民異動においても、年間約 700 ～ 800 件の転居が続いており、ベッドタウンとしての本市の特性から、住宅の必要性は、未だ高い状況にあります。
- 土地利用については、高齢化等の影響により農地の活用が減少し、住宅開発の需要が高い本市では、農地から宅地への土地利用が大半を占め、当面の間、この状況が続くものと考えられます。
- 「都市計画法」及び「岩出市開発事業に関する条例」に基づき、適切な開発指導に努めるとともに、開発行為にかかわる関係各課との連携強化を図り、きめ細やかで、適正かつ円滑な開発指導に取り組んでいます。



開発状況 (単位：ha)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
分譲住宅	6.7	2.8	4.5	8.1	5.7	4.8
集合住宅	1.1	0.8	2.3	1.1	0.5	0.3
店舗	1.2	0.9	2.1	1.9	0.4	1.4
工場	0	0	4.8	0	0.5	3.1
その他	6.2	2.7	0.6	0.3	1.1	0.3
開発面積	15.2	7.2	14.3	11.4	8.2	9.9

※ 3月末実績



- 市の健全な発展を目的とした優良な土地利用が求められる中、都市構造基本構想による、都市・交流拠点の連携・交流を軸に企業集積に努めており、特に交流拠点となる京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ周辺については、立地環境を活かし、製造業や物流分野への企業誘致に取り組んでいます。

- 公共事業をはじめとするインフラ整備にあわせた土地利用への誘導に努めながら、都市景観の調和とバランスを保つため、自然環境の保全に配慮した自然、農業、住宅による農住一体となった住環境整備に取り組んでいます。

- 人口の減少、高齢化の進展、同居率の低下、住居の住み替えなど、様々な原因により全国の空家数は増加傾向にあり、景観、倒壊、環境、犯罪など、空家に対する問題は深刻な社会問題となっています。

空家状況 (単位：件)

	H5年	H10年	H15年	H20年	H25年	H30年
空家件数	2,370	5,220	3,640	4,050	3,060	2,970



- 本市においても、雑草、瓦、ブロック塀など、空家に対する問い合わせが徐々に増加しており、市関係部署による庁内連携体制のもと、空家状況の把握や所有者等に対する適正管理への助言など、空家等への対策に取り組んでいます。

- 筆界点の復元の基となる基準点の管理や土地のあらゆる施策の基礎資料として、地籍データの利活用を推進し、土地の適正管理に努めています。

主な取組方針

取組方針 1 計画的な土地利用の推進

- 法令等に基づく適切な開発指導と関係各課との連携のもと、適正かつ円滑な開発指導に努めます。
- 市の健全な発展を目的に「都市構造基本構想」に基づいた計画的な土地利用を促進します。

取組方針 2 調和のとれた都市景観の形成

- 自然環境の保全に配慮した自然、農業、住宅による農住一体となった住環境整備に取り組みます。
- 自然・歴史景観の保全と市街地景観との調和に努め、個性的で魅力ある都市景観の形成を図ります。

取組方針 3 地籍データの管理と活用推進

- 地籍調査データによる基準点の管理や資料としての活用推進を図りながら、土地の適正管理に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 都市環境の整備

本市の魅力の一つは、広域幹線道路の整備に伴う、大型店舗等の進出により商業・サービス業の充実による「便利さ・暮らしやすさ」があげられます。市の特性を活かしたまちづくりにより、民間事業者による住宅開発の誘導を図るとともに、適正な開発指導に取り組みます。また、良好な住環境を維持するため、空家問題に対しては関係法令に基づき適切に対応します。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
良好な住宅対策に満足している市民の割合	60.5%	70.8%	75.1%	
都市景観の創出に満足している市民の割合	46.5%	61.3%	67.3%	
本市に住み続けたいと思う市民の割合	87.0%	90.0%	93.0%	
助言を行った空家等の件数 (累計)	23 件	53 件	78 件	
総合戦略 KPI	住宅開発申請件数	24 件	30 件	30 件
	改善した空家等の件数 (累計)	2 件	15 件	23 件

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成16年度～令和7年度
空家等対策計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-1-2 都市基盤の整備

本市の状況

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

- これまで計画的に進められてきた、国道24号、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ、県道泉佐野岩出線など、広域幹線道路の整備が概ね完了したことで、他府県をつなぐ広域交通の利便性が飛躍的に向上するとともに、市内道路渋滞の緩和につながっています。
- 国道24号や京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ周辺における企業の誘致開発を推進するとともに、都市拠点、交流拠点、交流軸を中心に、市内主要幹線道路を軸としたロードサイドショップなどの企業集積に取り組んでいます。
- 道路等の整備が進み、まちの都市化と市民生活の利便性が高まる中、新たなインフラ整備として、平成13年度から公共下水道の整備に着手しています。公共下水道整備には、多額の費用を要することから、整備効果や会計負担等を考え、計画的に整備を進め、都市にふさわしいライフラインの確立と水環境の保全に取り組んでいます。
- 公共交通の結節点となるJR岩出駅の駅前周辺整備については、JRとの連携を図りながら、駅前周辺の環境向上として、交流空間の拡充など整備促進に努めます。
- ゆとりとやすらぎの空間として、都市公園、その他の公園、緑地、広場など、市内には、令和2年3月末時点で262.41haの公園・緑地があり、安全で快適な公園の維持管理に努めています。
- 公園、緑地、広場などの設置については、既存施設の管理体制や地域住民の利用状況を踏まえ、用地取得の可否や地域の必要性などの要件を考えながら、市全体の総合的なバランスを検討し、効率的・効果的な設置に取り組んでいます。



- 一時避難場所への活用や高齢者向け健康遊具の設置など公園に求められる機能が多様化する中、社会情勢や市民ニーズを正確に把握し、利用効果と安全性を考えた既存公園の機能充実に取り組んでいます。



都市公園

(単位：ha)

種別	公園名	開設面積
街区公園	大供公園	0.66
	荒神公園	0.10
	蔵谷公園	0.11
	芝引公園	0.17
	東公園	0.63
近隣公園	さぎのせ公園	3.70
合計	6カ所	5.37
都市緑地	大宮緑地総合運動公園	7.70
墓地公園	根来公園墓地	23.40

その他の公園・緑地・広場

(単位：ha)

種別	公園名	開設面積
農村公園	水栖大池公園	4.69
	新坂ふれあい公園	0.65
	押川地区ふれあい公園	0.08
	境谷地区ふれあい公園	0.10
緑地	和歌山県植物公園緑花センター	12.38
	根来山げんきの森	195.00
広場	若もの広場	2.96
	根来総合運動広場	2.04
	岡田スポーツ広場	1.99
その他	交通公園（防災公園）	0.64
	根来SL公園	0.05
宅地開発により設置された公園（313カ所）		6.14

主な取組方針

取組方針 1 既設広域幹線道路の整備促進

- 市内交通状況を見たうえで、必要に応じ、既設広域幹線道路（国・県）への整備要望に努めます。
- 広域幹線道路への接続や接続道路の環境整備に取り組むなど、市内広域幹線道路の充実に努めます。

取組方針 2 都市インフラの整備

- 主要幹線道路を軸に道路交通の利便性を高めることで、ロードサイドショップなどの企業集積を促進します。
- 計画的に公共下水道整備を進め、都市ライフライン及び環境整備の構築に努めます。

取組方針 3 公園の適正管理

- 公園施設の計画的な維持修繕と長寿命化を図り、公園を安全で安心して利用できるよう適正な管理に努めます。
- 有事の際の避難場所及び少子高齢化による高齢者の利用を考え、既存公園の多面的機能の強化に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 都市基盤の整備

「便利さ・暮らしやすさ」を追求していくうえで、都市基盤の整備は不可欠です。これまでのまちづくりの成果をより効果的にしていくための地域を支える道路、公共下水道などのインフラ整備に取り組みます。

公園・緑地は市民の憩いの場だけでなく、災害時の一時避難場所や活動拠点としての利用等、求められる機能の充実に努めます。

市民ボランティアによる清掃活動に対して、サポート及び協力することで、美しい公園の維持、利用者の満足度の向上に取り組めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
市街地整備に満足している市民の割合	62.7%	69.3%	72.5%	
公園・緑地の整備に満足している市民の割合	46.1%	55.0%	59.5%	
総合戦略 KPI	市民一人当たりの公園面積	7.91㎡	7.94㎡	7.98㎡
	さぎのせ公園年間利用者数	62,751人 (5年平均)	63,000人	63,000人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成16年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-2-1 道路・橋梁の整備

本市の状況

- 広域幹線道路として、長年にわたり、要望活動に取り組んできた県道泉佐野岩出線については、大阪府側が平成 25 年度に暫定 2 車線による全線供用開始を行い、和歌山県側が平成 31 年 3 月に市内全線 4 車線化及び岩出橋の架け替えを完了したことで、本路線の市内整備は終了となります。
- これまで国道 24 号及び県道粉河加太線などの広域幹線道路を軸に市道相谷中島線、市道野上野清水線、市道安上中島線、市道根来安上線など、市内を南北に走る主要幹線道路の整備を進め、市内道路網の形成に取り組んできましたが、平成 31 年 3 月の県道泉佐野岩出線完了により、市内主要幹線道路の整備計画は、概ね完了となります。
- 道路を安心して通行できるよう、道路拡幅による歩道設置や交差点改良など、生活道路の整備・充実に取り組んでいます。また、市内幹線道路を結ぶ生活道路の利便性と安全性を更に高めるため、幹線道路間に繋がる双方向の道を整備し、日常生活の機能向上はもちろん、災害及び緊急時の安全・安心を確保するため、市内主要幹線道路を軸とした生活道路の環状化対策にも取り組んでいます。



市内主要幹線道路

国道

路線名	車線数	幅員	延長
京奈和自動車道	2	11.0	5,800
国道 24 号	4	25.0	5,800

県道

路線名	車線数	幅員	延長
県道泉佐野岩出線	4	—	7,800
県道粉河加太線	2	—	13,800
県道和歌山打田線	2	—	6,800
県道小豆島岩出線	1	—	8,300
県道船戸停車場線	1	—	300
県道岩出野上線	2	—	7,100
県道新田広芝岩出停車場線	2or1	—	2,500

市道

路線名	車線数	幅員	延長
市道山西国分線	2	9.0	5,700
市道東坂本西国分 1 号線	1	6.0	1,000
市道西国分 8 号線外	2or1	6.5	1,100
市道野上野清水線	2	12.0	2,500
市道宮岩出駅線	2	10.0	500
市道安上中島線	2	14.0	1,700
市道紀泉台団地線	2	12.0	1,900
市道相谷中島線	2	12.0	2,200
市道下中島松原線	2	10.5	900
市道根来 3 号線外	2	8.0	2,600
市道根来安上線	2	10.0	1,300
市道押川根来線	1	5.0	700
市道根来川尻線	2	8.5	2,200
市道金屋荊本線	2	11.5	1,300

- 市が管理する 2m 以上の橋梁は、平成 30 年度時点で 237 橋ありますが、その多くは昭和 45 年以降に建設されており、点検結果に基づく診断で早期措置が必要な 3% の橋梁については、早急な対応を実施しています。

市が管理する 2m 以上の橋梁

(単位：%)

	健全	予防保全	早期措置	緊急措置	計
市橋梁の健全度	30.0	67.0	3.0	0	100

※ H30 年度末実績

- 日常生活に欠かせない生活道路の機能と役割を将来に持続し、通行者の安全性・信頼性を確保するとともに、大規模修繕など、将来コストの縮減を図るため、道路・橋梁の長寿命化対策として、補修・改修及び改良工事を計画的に実施しています。



主な取組方針

取組方針 1 主要幹線市道の整備

- 主要幹線道路の交通状況や道路環境の把握に努め、関係機関との連携を図るなど、問題解消に取り組みます。
- 主要幹線道路の整備については、市内道路網のバランスや緊急性を考え、計画的に進めます。

取組方針 2 生活道路の整備・充実

- 災害や緊急時の車両通行や道路交通の円滑化など、生活道路の利便性を高めるための道路環状化対策に取り組みます。
- 生活道路の安全性と利便性を高めるため、道路の改良・維持補修・点検など、管理体制の充実に努めます。

取組方針 3 道路・橋梁の長寿命化

- 道路・橋梁の老朽化が進む中、道路機能の確保と将来コストの縮減を図るため、長寿命化対策に取り組みます。
- 生活道路の安全性を高め、利用者の信頼性を確保するため、計画的な維持管理に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 道路整備の充実

京奈和自動車道や県道泉佐野岩出線等の広域幹線道路の整備により、本市の交通の利便性が大幅に向上しています。引き続き、市内道路の利便性と安全性を高めるため、市道金屋荊本線の整備など生活道路の環状化や交差点改良、長寿命化等に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
道路網の整備に満足している市民の割合	51.9%	57.9%	61.2%
長寿命化対策済みの橋梁の割合	61.1%	88.9%	100%
総合戦略 KPI 市道金屋荊本線の整備率	0%	55.0%	100%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度～令和11年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-2-2 公共交通の充実

本市の状況

- 大阪方面路線バスは、通勤、通学、レジャー、ショッピングなど、大阪方面への移動手段として、サイクルアンドバスライド、また、令和2年度から交通系ICカードの導入など、利用者の利便性向上に努めながら、利用拡大に取り組んでいます。
- 岩出市巡回バスは、公共バスとしてだけでなく、福祉バスとして、高齢者をはじめとする交通弱者の方が、買物や病院などへの日常生活の移動手段として利便性を高めるため、アンケート等によりニーズの把握を行うとともに、高齢者等が無料で乗車できる「あいあいカード」のPRに努め、利用促進に取り組んでいます。



大阪方面路線バス (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年間乗車数	89,827	89,396	89,069	93,895	93,666	87,440

大阪方面路線バス年間乗車数 (単位：人)



岩出市巡回バス (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年間乗車数	43,182	38,542	38,950	35,456	37,120	36,957

巡回バス年間乗車数 (単位：人)



- 紀の川コミュニティバスは、岩出市と紀の川市の広域圏内の移動手段として、紀の川市と共同運行しています。駅、市役所、公立那賀病院、貴志川高校を停車ポイントに広域ネットワークの確保・維持に取り組んでいます。
- 各バス事業については、時刻表の配布や市広報への掲載、また、高齢者を中心とした講座・教室や市イベントでの啓発など、バス利用拡大に向けたPR活動に努めています。また、地域内の日常生活の移動手段として、より利便性の高い公共交通の維持・確保に努めるとともに、JRへのアクセスや地域間幹線系統バスとの連携を図り、広域的な移動も担える生活交通としての機能強化に取り組んでいます。
- 地域公共交通確保維持改善計画の策定や岩出市地域公共交通協議会の開催など、市内公共交通の課題等の審議を行いながら、市内公共交通ネットワークの確立等に取り組んでいます。
- 公共交通の結節点となるJR岩出駅については、これまでトイレ改修や駅前周辺の街路灯の整備など、駅及び周辺的环境整備に取り組み、公共交通の利用促進に努めてきました。
- JR岩出駅のバリアフリー化は、令和2年3月に完了し、スロープ等による段差解消、エレベーターの設置、跨線橋の架け替え、多機能トイレ及び点字ブロックが整備されています。すべての人にやさしい環境整備に取り組み、駅利用者の利便性と安全性を高めるとともに、リニューアルによる景観改善など、利用しやすい空間づくりに努めています。



主な取組方針

取組方針 1 公共交通の利便性向上

- サイクルアンドバスライド、バス・鉄道などへの乗り継ぎなど、利用者の利便性向上に取り組みます。
- アンケートの実施など、利用者のニーズや実態の把握に努めながら、利用拡大につながる効率・効果的な取組を進めます。

取組方針 2 公共交通の利用促進

- バス時刻表の配布や取組のPRなど、利用拡大につながる広報活動の強化に取り組みます。
- 生活していくうえで欠かせない交通移動手段の一つとして、公共交通の利用促進に取り組みます。
- バス、鉄道など、市内の公共交通ネットワークの充実に向け、岩出市地域公共交通協議会で取組を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 公共交通の利便性向上

公共交通としての巡回バスについては、利用者ニーズに基づき利便性の向上に努めます。
 大阪方面路線バスについては、通勤・通学者の利便性だけでなく、レジャーへの活用を図るとともに、大阪方面から岩出市への利用についても促進していきます。
 日常生活の移動手段を確保するため、大阪方面路線バス、岩出市巡回バス、紀の川コミュニティバスの3路線の利用促進と路線維持に取り組みます。
 鉄道の安定した運行維持のため、関係機関との連携による広域的な視点からの利用促進に努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
公共交通の充実に満足している市民の割合	20.6%	30.5%	35.8%	
大阪方面路線バス乗車数	87,440人	90,000人	94,000人	
岩出市巡回バス乗車数	36,957人	36,000人	42,000人	
総合戦略 KPI	公共交通乗車数 (3路線合計)	156,271人	158,000人	173,000人
	公共交通路線数	3路線	3路線	3路線

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域公共交通確保維持改善計画	毎年策定

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-2-3 上下水道の整備

本市の状況

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

- 水道事業では、水道事業ビジョンに基づき、「持続」「安全」「強靱」を長期的な政策目標とし、中長期的財政収支による計画的な施設の整備・更新を効率的かつ効果的に管理運営するため、平成 29 年 3 月に水道事業アセットマネジメント計画を策定し、健全な水道を次世代に引き継いでいけるよう、事業計画の推進に取り組んでいます。
- 上水道では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震などの大規模災害に備え、管路の布設替えなど、計画的に耐震化を進めています。特に管路整備については、病院、学校、避難所などの重要給水施設への供給ラインの確保を優先するなど、効率・効果的な耐震対策に取り組んでいます。
- 水道施設の経年劣化による機能停止や漏水事故などのリスク解消を図るため、既設管路の把握、老朽管の布設替え、漏水調査、管路修繕などの計画的な取組を進め、大事故の未然防止に取り組むとともに、安全で豊かな水資源を確保し、安定した飲料水を提供するため、漏水解消による有収率の向上に取り組んでいます。
- 近年、人口増加が見込めない中、節水型電化製品等の普及、飲料水の販売など、水道水の需要低下により、厳しい収入状況にあります。上水道の未収金回収として、支払督促や給水停止による徴収強化を図るなど、安定経営のための財源確保に取り組んでいます。
- 公共下水道整備については、計画処理人口 53,200 人、計画面積 1,420ha に対し、令和 12 年度の整備完了を目標に進めています。これまで、平成 13 年度に第 1 次認可区域に着手後、第 4 次認可区域までの 691ha の整備を令和元年度に完了し、現在、第 5 次認可区域の整備に着手しながら、令和 2 年度で第 6 次認可区域の取得を行い、計画的に下水道事業を推進しています。
- 公共下水道は、事業の平準化を図りながら、長期計画での整備を進めています。まちの都市化など、都市環境の変化に合わせ、市宅地開発等調査会との連携・調整を行い、効率・効果的な整備と普及に取り組んでいます。
- 公共下水道の整備には、多額の事業費が必要となることから、財源確保はもとより、整備区域内の早期接続を要請し、接続率の向上を図りながら、自主財源の確保に取り組んでいます。
- 下水道事業は、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、令和 2 年度から公営企業会計に移行し、長期的かつ計画的な経営基盤の強化を目指します。

上水道管 (単位: %)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
耐震化率	31.6	33.6	36.3	38.3	39.8	41.0

上水道管の耐震化率 (単位: %)



有収率 (単位: %)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
有収率	88.0	88.2	85.2	83.0	84.9	87.2

有収率 (単位: %)



公共下水道普及率 (単位: %)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
普及率	20.8	26.6	31.9	36.0	39.5	44.9

公共下水道普及率 (単位: %)



主な取組方針

取組方針 1 上水道の安定供給

- 安全で豊かな水資源の確保と安定した飲料水の供給に努めます。
- 老朽化に伴う事故を防止するため、計画的な定期点検と管路更新に取り組みます。
- 災害時における被害を抑制するため、施設及び管路の耐震強化に取り組みます。

取組方針 2 計画的な下水道整備の推進

- 都市インフラ及び環境保全を図るため、公共下水道の整備を推進します。
- 認可区域の拡大を図り、下水道の普及に取り組みます。
- 財政負担を考え、計画的な整備のもと、事業の平準化を図るとともに、事業財源の確保に取り組みます。

取組方針 3 上下水道の安定経営

- 公平・公正な水道事業の運営のもと、新たな未収金を発生させない、完全徴収に向けた取組を進めます。
- 水道料金の未収金回収において、支払督促や給水停止などの法的措置を講じ、収納率の向上に努めます。
- 下水道経営の効率化を図るため、普及地域への早期接続と水洗化助成金制度の活用 PR に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 計画的な下水道整備

生活環境の改善、紀の川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を行います。
また、公共下水道の整備区域においては、早期接続の啓発に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
上水道整備に満足している市民の割合	84.7%	87.1%	88.4%
下水道整備に満足している市民の割合	58.6%	65.1%	68.5%
上水道の有収率	87.2%	90.0%	90.0%
総合戦略 KPI 下水道の普及率	44.9%	73.5%	95.3%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
水道事業ビジョン	平成28年度～
管路更新整備計画	平成28年度～
水道事業アセットマネジメント計画	平成28年度～
公共下水道全体計画	平成23年度～令和17年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-3-1 自然環境の保全

本市の状況

●市内における廃棄物の不法投棄を未然に防止し、不法に投棄された廃棄物を早期に発見・処理できるよう、関係機関との連携を図りながら、環境パトロールや予防啓発など、市内の環境美化に取り組んでいます。

●毎年7月の「河川愛護月間」に、環境美化の認識を深めるとともに、愛着の持てるふるさとづくりに貢献することを目的に「クリーン缶トリー運動」を実施しています。市民・団体・事業所・行政が一体となり、「ごみのないまち 美しいふるさとづくり」に取り組んでいますが、近年、市内各地域において年間を通した、自主的な清掃活動等により、参加者が減少傾向にあります。

●「クリーン缶トリー運動」を通じ、環境美化運動への認識を深めるとともに、自然環境を守り育む個人・団体への育成・支援を行い、清掃ボランティア活動の促進に取り組んでいます。



●公共下水道への早期接続と合併処理浄化槽の適正な維持管理を促し、排水処理を水洗化することで、汚水処理による河川等の水質汚濁の防止に取り組んでいます。

●し尿及び浄化槽汚泥については、適正処理を行うため、岩出市と紀の川市の2市で構成する那賀衛生環境整備組合で管理運営を行っています。

●吉野川から紀の川の流域市町村で構成される吉野川・紀の川流域協議会の広域活動を推進し、市内を流れる紀の川の水質保全と自然環境の保全に取り組んでいます。

●農道、林道、ため池等の農林業用施設については、自然の素材を活用し、宅地、商業地、工業地などの都市景観と共存し、調和が保てるよう自然環境に配慮した整備に取り組んでいます。

●地球温暖化防止月間におけるパネル展示やイベント時の啓発など、地球環境問題に対する関心を高めるとともに、市民・民間企業との連携を図りながら、省エネルギー対策及び温室効果ガス排出削減に取り組み、地球にやさしい環境づくりに努めています。

環境パトロール (単位: 件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
不法投棄件数	35	26	32	24	27	22

市内不法投棄件数 (単位: 件数)



美化ボランティア活動支援 (単位: 枚)

ボランティア袋使用数	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	12,190	13,792	11,577	10,565	12,707	11,753

※ 3月末実績

クリーン缶トリー運動 (単位: 人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加人数	2,881	2,576	2,884	2,192	1,906	2,141

参加人数 (単位: 人)



那賀衛生環境整備組合 (単位: kℓ)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
し尿	13,520	12,773	11,626	10,634	9,977	9,403
浄化槽汚泥	16,974	17,005	17,730	18,452	18,204	20,958

し尿・浄化槽の汚泥量 (単位: kℓ)



主な取組方針

取組方針 1 環境美化活動の推進

- 自然を守り、育む、個人やボランティア団体の育成・支援に取り組みます。
- 自然を呼びかける市民参加イベントを開催し、自然を愛する心とマナーの向上を図ります。

取組方針 2 自然環境との共存

- 土地利用方針に基づき、都市景観に配慮した緑地・農地・宅地などの土地利用を促進しながら、自然環境の保全と調和に努めます。
- 公共下水道及び合併処理浄化槽による排水処理の水洗化を推進し、河川等の水質汚濁の防止に取り組みます。

取組方針 3 地球温暖化対策の推進

- 温室効果ガスの排出削減など、市民・民間・行政の連携・協力を図りながら、地球温暖化防止対策に努めます。
- 公共施設への導入や一般家庭への普及啓発など、新エネルギーの活用と省エネルギーへの取組を促進します。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 環境美化の推進

不法投棄の防止、環境問題に関する周知・啓発に努めるとともに、監視パトロール、クリーン缶トリー運動の実施等、「ごみのないまち きれいなまち 美しいふるさとづくり」を合言葉に市民と一体となって環境保全に取り組みます。公共下水道への早期接続を促すことで、公共水域の水質保全を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
公害のないまちづくりに満足している市民の割合	82.9%	86.4%	88.1%	
自然の保全・活用に満足している市民の割合	71.9%	79.4%	82.5%	
環境衛生に満足している市民の割合	74.7%	81.2%	84.0%	
総合戦略 KPI	不法投棄の件数	22 件	10 件	10 件
	クリーン缶トリー運動参加人数	2,141 人	2,500 人	2,500 人

SDGsの目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

1-3-2 生活環境の向上

本市の状況

第1章 住んでよかったと思えるまちづくり

- 放置自転車については、駅前駐輪施設等の整理・指導をはじめ、利用者のマナー向上を図るための啓発や撤去など、放置自転車対策に取り組んでいます。
- 近年、犬・猫等の飼い方やあき地の雑草繁茂など、身近な環境問題に対する相談や要望が増加傾向にあります。良好な生活環境を保持するため、所有者等に対して助言・指導に取り組んでいます。
- 循環型社会の構築は、全国的な課題であり、本市においてもごみの減量化・再資源化の推進に取り組んでいます。平成24年度から排出される家庭系可燃ごみの有料化を実施するとともに、市民が取り組むごみ減量に対して支援を行っています。
- 一般廃棄物排出量のうち、家庭系可燃ごみは、各家庭におけるごみの分別や排出抑制などの取組により、減少傾向ですが、一方、事業系一般廃棄物については、都市基盤整備が進んだことにより、経済活動が活発化されたことから増加しています。

ごみ再資源化 (単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
再資源化率	21.1	19.3	19.4	19.1	19.0	20.4

ごみ再資源化率 (単位：%)



放置自転車 (単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
撤去件数	166	114	108	112	89	113

※ 3月末実績

狂犬病予防 (啓発・予防接種・登録) (単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
注射率	65.87	66.6	64.79	65.05	66.35	64.9

※ 3月末実績

雑草等除去 (単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
除去達成率	74.5	74.78	73.25	71.56	75.0	83.9

※ 3月末実績

ごみ排出量 (単位：t)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
可燃(家庭系)	9,911	9,881	9,534	9,450	9,358	9,335
可燃(事業系)	2,954	3,061	3,046	3,159	3,745	3,769
不燃ごみ	911	911	891	923	960	972
資源ごみ	1,847	1,791	1,678	1,616	1,537	1,639
粗大ごみ	2,345	1,926	1,965	2,060	2,435	2,790
雑草	942	777	743	748	976	800
計	18,910	18,347	17,857	17,956	19,011	19,305

※ 3月末実績

- 家庭から排出される粗大ごみの排出量が増加傾向である中、リサイクル可能な粗大ごみを岩出クリーンセンター内に設置したリサイクル工房において、再利用品として整備し、展示販売会を行うとともに、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の啓発・推進に取り組んでいます。
- ごみ集積所の集約化により、効率・効果的な収集体制の構築に取り組むとともに、公衆衛生の向上と管理体制の徹底を図るため、区・自治会に対し、ごみ集積施設の設置支援を行っています。また、高齢化が進む中、集積所へのごみの持ち出しが困難な高齢者や障害のある人に対し、収集作業員が戸別訪問する「ふれあい収集」による回収支援を実施しています。

ふれあい収集 (件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録件数	18	19	23	37	46	48

※ 3月末実績



主な取組方針

取組方針 1 良好な生活環境の形成

- 市民の美化意識や活動意欲の向上を図るため、自主活動行う市民・地域・団体の活動推進と支援に取り組みます。
- 市民それぞれの良好な生活環境を保持するため、身近な環境問題に関する周知・啓発と問題解消に努めます。

取組方針 2 ごみの減量化と再資源化の推進

- 食品ロスの削減に努め、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るため、3010 運動などの啓発・推進に取り組みます。
- 負担の公平性を保つため、家庭系ごみの有料化を推進し、ごみの排出抑制に取り組みます。
- ごみの減量化及び再資源化の基礎となるごみ分別への取組強化に努めます。

取組方針 3 効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、区・自治会によるごみ集積所へのごみの集約化を推進します。
- ごみ出しが困難な高齢者及び障害のある人を支援するための収集支援に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 快適な生活環境の実現

市民や事業者のごみ減量化・再資源化に対する意識を高めるため、4R の啓発・推進に取り組みます。
粗大ごみ等として回収した自転車や家具をリサイクルし、展示・販売を行うことで、ごみの減量化と資源化に取り組みます。
雑草や空家管理の問題については、所有者への指導や助言により適切な管理を求めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
ごみ減量化の推進に満足している市民の割合	64.9%	74.1%	78.0%	
市民1人あたりのごみの排出量	979g/人/日	852g/人/日	798g/人/日	
ごみの再資源化率	20.4%	23.5%	27.0%	
総合戦略 KPI	リサイクル自転車・家具の年間販売件数	133件	200件	200件
	雑草等除去依頼達成率	82.4%	85.0%	85.0%

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～令和12年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

2-1 災害に強いまち

基本施策

基本的な方向性

2-1-1
地域防災の推進



地域防災訓練や自主防災組織の結成等を通じ、「自助・共助・公助」のそれぞれの役割に対する地域意識の高揚に取り組むとともに、地域での災害対応力を高めるための自主活動を支援します。

2-1-2
防災・減災基盤の充実



「岩出市国土強靱化地域計画」「岩出市地域防災計画」に基づき、災害時に避難所となる公共施設の機能充実と長寿命化に取り組むとともに、災害備蓄や住宅耐震などの自助の取組を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。

2-1-3
火災予防の推進



地域防災訓練の実施や一日防火デーでの火災予防運動により、市民の防火意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携により、消防、救急、医療等体制の強化・充実に取り組みます。

2-2 安心して暮らせるまち

基本施策

基本的な方向性

2-2-1
交通安全対策の推進



交通安全教室や啓発活動の実施により、交通マナー及び交通事故防止への意識醸成に努めるとともに、交通事故減少に向け、関係機関と連携を図りながら、道路標示・標識・カーブミラー・信号機等の交通安全施設の整備に取り組みます。

2-2-2
防犯環境の充実



犯罪抑止につながる防犯灯設置等を支援するとともに、地域と行政が一体となった地域見守り活動や自主防犯活動を推進し、犯罪が発生しにくい地域環境の整備に努めます。

2-2-3
消費生活の向上



消費者問題を未然に防止し、被害の発生を抑えるための消費者教育と窓口体制の充実に取り組みます。また、特殊詐欺については、関係機関と連携し、被害を抑制するための注意喚起と情報提供に努めます。

2-3 ともに支え合うまち

基本施策

基本的な方向性

2-3-1
支え合いのまちづくり



地域の活動及び交流を支援し、地域住民が地域の諸課題に取り組める地域コミュニティの形成と強化に努めます。また、地域住民やボランティア団体、NPO等が行政活動に参加できる機会の充実に努めるとともに、積極的な参加を促進します。

2-3-2
地域福祉の推進



地域住民が、ともに支え合い、助け合う地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるよう、市民、関係組織・団体、行政が連携し、「自助」「互助・共助」「公助」のバランスのとれた協働のまちづくりに取り組めます。

総合戦略による取組 基本戦略3 安全・安心で住環境の良いまち

近年の頻発化・甚大化する自然災害に備えるため、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、消防団や地域コミュニティ及び関係機関等との連携を強化しながら、地域防災力の強化充実を図り、災害に対する安全確保に努めます。

市民の生命と財産を守るため、住宅等への耐震化補助やライフライン及び公共施設の地震対策、また、近年増加傾向にある集中豪雨に対する浸水対策事業を計画的に推進します。

地域の課題に対応するため地域社会の担い手の確保に努め、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍する地域共生社会づくりに取り組めます。

地域における防犯対策、交通安全の確保を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-1-1 地域防災の推進

本市の状況

- 地域防災訓練では、市民・地域の防災意識向上と災害時に対応できる技術と知識を養うため、地震や風水害など、災害に応じた訓練を組み替えながら、初動体制の強化が図れる実践型訓練を中心に市内7会場で実施しています。
- 地域防災訓練では、「自助・共助・公助」への理解と認識を深め、市民・地域・団体・事業所が、それぞれの役割を担い、災害時に積極的に活動できる体制と組織づくりに取り組んでいます。
- 地域防災訓練への参加者が減少傾向にある中、一人でも多くの方に参加いただき、実施効果を高めるため、広報紙、各戸チラシ、イベントなどでの周知・啓発を図るとともに、訓練会場での参加者アンケートを実施するなど、市民ニーズの把握と訓練内容の充実に取り組んでいます。
- 地域防災訓練では、避難路確保、初期消火活動、避難所開設、応急救護など、自主訓練への参加を促すとともに、地域での声かけや広場等への参集など、地域が積極的に行う活動を推進し、自助・共助意識の高揚と地域活動の促進に取り組んでいます。
- 全国各所で発生する災害などにより、災害への危機意識や防災への関心が高まることで生まれる市民・組織・地域の積極的な活動を支援するとともに、災害に関する情報や防災対策への周知に努めるなど、更なる意識高揚に取り組んでいます。
- 市内避難施設等へ配備している備蓄物資及び資機材等の充実に努め、あらゆる災害時の状況を想定しながら、優先とされるものから順に配備を進めています。
- 災害時の情報伝達において、庁内及び関係機関との連携体制を強化するとともに、同報系防災行政無線のデジタル化やSNSの活用などによる情報伝達手段の複数化など、より効率・効果的な手段の確保に努め、地域への情報伝達体制の充実に取り組んでいます。
- 地域の防災意識を高めるとともに、災害時に市民同士が協力し合い、助け合えるよう、自主防災組織の結成を促進し、「自助・共助」の体制確立に取り組んでいます。
- 自主防災組織の結成については、地域内の問題も多く、組織数を年々増やし、各区・自治会に一組織の結成を実現させることは容易ではありませんが、地域の防災力を高めるため、自主防災組織が未結成となっている地域に対し、結成を働きかけるとともに、自主防災組織の活動促進や補助支援に取り組んでいます。



地域防災訓練 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加人数	8,451	7,774	8,013	8,415	8,332	7,902

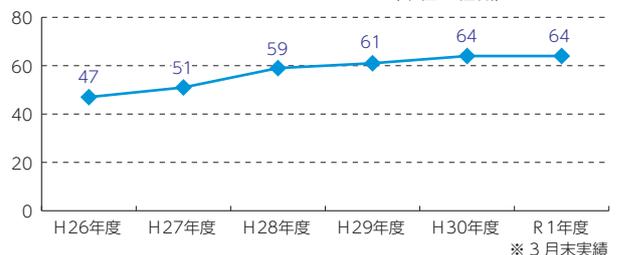
防災訓練参加者数 (単位：人)



自主防災組織結成 (単位：組織)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
組織数	47	51	59	61	64	64

自主防災組織延べ結成数 (単位：組織)



主な取組方針

取組方針 1 地域防災活動の推進

- 市民・地域の防災意識と初動体制の強化を図り、一人でも多くの市民が関心を持ち、参加することができるよう、地域防災訓練の内容充実と参加促進に努めます。
- 地域及び地域間における「共助」の強化を図るため、自主防災組織の結成と組織への活動推進及び支援に取り組みます。

取組方針 2 防災意識の高揚

- 「自助・共助」の意識を高めるため、地域防災訓練による自主訓練への参加や地域活動の促進に取り組みます。
- 「共助」意識の醸成のもと、地域協力体制の確立を図り、地域の防災意識を高めるため、自主防災組織の結成を促進します。

取組方針 3 地域防災体制の強化

- 各災害に応じ、必要とされる物資や資材を確保し、避難所運営の充実を図るための計画的な準備を進めます。
- 災害時の情報伝達の連携体制の強化を図るとともに、情報伝達範囲の拡大と手段の確保に取り組み、情報伝達体制の充実に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 地域防災力の強化

市民の誰もが「自助」「共助」の意識を持ち、防災に対する意識を高めるための啓発に取り組みます。
 自主防災組織を全地域に組織されるよう啓発に努めます。
 災害発生時に対応できる実践的な地域防災訓練を実施し、地域防災力の強化を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
自主防災組織の組織数	64 組織	67 組織	70 組織
総合戦略 KPI 地域防災訓練への参加人数	7,902 人	8,300 人	8,700 人

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和12年度
地域防災計画	昭和37年度～(随時見直し)
国民保護計画	平成18年度～(随時見直し)

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

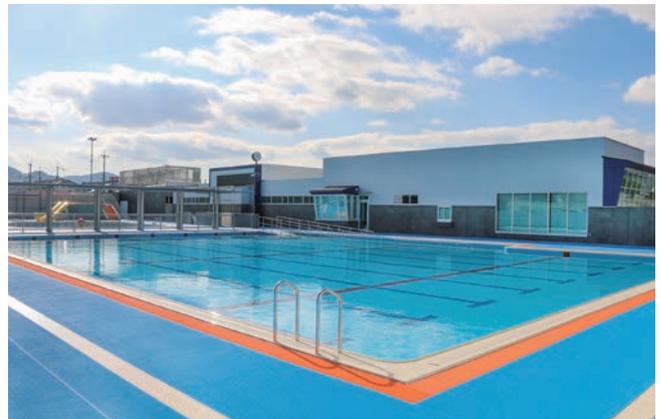
5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-1-2 防災・減災基盤の充実

本市の状況

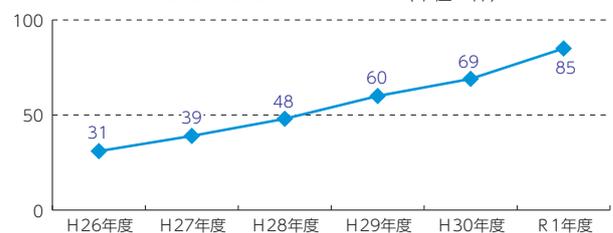
- 国の紀の川水系河川整備計画に基づき、紀の川狭窄部対策として、拡幅水路、河道掘削、樹木伐採などの対策が実施され、令和2年度の事業完了により、今後、周辺地区における減災効果が期待されています。
- 国・県等の事業については、国営総合農地防災事業による市内用排水路の整備をはじめ、根来川・住吉川の県河川の改修、また、市が調査を行った危険ため池を県が改修計画に基づき施工するなど、関係機関との連携を図りながら、浸水被害の軽減による減災対策として、整備・改修要望に取り組んでいます。
- 交通公園内の「堀口プール」跡地に、防災用備蓄倉庫や貯留式マンホールトイレなどを備えた「防災公園」を建設し、通常時は市民に親しまれる公園として、災害発生時には命を守る一時避難場所としての機能強化に努めています。
- 浄水機能を併せ持つ岩出市民プールが令和元年7月にオープンし、概ね1,300人の飲料水及び生活用水が確保できるよう、有事の際の飲料水確保に努めています。
- 公共施設の老朽化が進む中、「国土強靱化地域計画」「地域防災計画」「公共施設等総合管理計画」に基づき、事業費の平準化と事業財源確保に努めながら、避難施設をはじめとする公共施設の長寿命化と災害に強い施設への機能強化に取り組んでいます。
- 公共施設等総合管理計画において市が保有する48施設のうち、災害対策本部や避難所に指定される施設は31施設あり、ライフライン遮断時に自立稼働な設備を設置している施設が5施設となります。そのうち中長期の滞在が可能な避難施設が11施設です。
- 住宅耐震化については、住宅耐震への興味と防災意識の高揚を図るため、制度の周知に努めるとともに、市イベントや広報紙等による啓発に加え、耐震診断者への個別訪問やDM送付など、「自助」の取組としての周知を図るとともに、実施促進に取り組んでいます。
- 地震による建物の倒壊や家具転倒等による被害から生命及び財産を守るため、住宅耐震化及び家具固定等による「自助」の取組を推進・啓発し、実施経費に対する補助支援を行うなど、住宅耐震化件数の拡大に取り組んでいます。
- 防災マニュアルの全戸配布を行い、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、ため池ハザードマップなどの浸水・土砂災害等の情報提供に努め、市内危険箇所の周知を促すことで、自主避難行動につながる防災知識及び防災意識の高揚に取り組んでいます。
- 災害発生時における、各種インフラの早期復旧、必要とされる物資・資機材の調達などの応急対策や災害後の早期復興に万全を期するため、他の自治体との応援協定や事業者との災害時における協定の締結を進めています。また、市所有データ等のセキュリティ対策については、紀の川市との自治体クラウドの導入や遠隔地保管によるデータ媒体保管事業を実施するなど、市民生活に重要な影響を及ぼす業務について、継続・早期再開が図れるように取り組んでいます。



住宅耐震化補助 (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助件数	31	39	48	60	69	85

住宅耐震化補助延べ件数 (単位:件)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 浸水被害防止対策

- 河川・水路の排水機能の強化を図るなど、ゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減に努めます。
- 国事業となる国営総合農地防災事業や紀の川の堆積土砂掘削、樹木伐採、県による河川改修や危険ため池改修など、関係機関との連携を図りながら市内浸水対策の計画的な実施と早期完成に取り組みます。

取組方針 2 都市防災基盤の整備

- 住宅被害への抑制を図り、居住者の安全・安心を高めるため、住宅耐震化及び家具固定化を推進します。
- 市内公共施設の安全性を高め、防災時の機能強化を図るための長寿命化対策に取り組みます。

取組方針 3 防災まちづくりの推進

- 関係機関と連携し、災害時に求められるライフラインの確保に努めます。
- 自主避難行動による効果を高めるため、土砂、洪水、ため池など、市内危険箇所の情報提供と周知に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 防災まちづくりの推進

浸水対策を計画的かつ効果的に実施するとともに、国営総合農地防災事業をはじめ、国・県等との連携により浸水対策の充実を図ります。

市民の生命と財産を守ることを最優先として、住宅の耐震化支援、ライフライン・インフラ施設の耐震化等の地震対策を計画的に進めるとともに、自治体をはじめ、民間企業と災害時の救護や災害物資提供等の協定締結を進めます。

公共施設の耐震化は完了していますが、避難施設としての機能強化を図るため、マンホールトイレの整備や備蓄物資及び資機材等の充実などに取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
防災・減災対策の推進に満足している市民の割合	55.2%	68.9%	74.1%
住宅耐震化の補助件数(累計)	85件	145件	195件
総合戦略 KPI	災害時応援協定締結件数	73件	80件
	マンホールトイレ設置数	8カ所	12カ所(完了)

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
国土強靱化地域計画	令和元年度～令和12年度
地域防災計画	昭和37年度～(随時見直し)
公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和27年度
耐震改修促進計画	令和3年度～令和7年度
ICT部門業務継続計画	平成25年度～(随時見直し)

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-1-3 火災予防の推進

本市の状況

- 岩出市と紀の川市の2市で共同設置する那賀消防組合を常備消防組織とし、市消防団等との連携及び協力体制への強化を図りながら、市内消防体制の確立と機能充実に取り組んでいます。
- 岩出市、紀の川市、和歌山市、海南市、紀美野町の4市1町で構成する「和歌山広域消防指令センター」による通信指令業務の共同運用により、火災、救助、救急に対する消防及び救急無線の通信体制の強化・充実に取り組んでいます。
- 那賀消防組合、消防団、医療機関などの関係機関と連携し、総合消防訓練や集団救急事故総合訓練、地震災害時の救出救護訓練など、消防、救急、救助、救急医療体制の強化及び充実に図るための訓練を実施しています。
- 地域防災訓練での消火訓練や一日防火デーでの地域における訓練など、実際に消火器を使い、消火体験できる体験型訓練を推進し、火災の怖さを知ったうえでの危機体験からくる火災予防意識の高揚を図るとともに、火災被害を抑制するための初期消火行動がとれる市民の育成に取り組んでいます。
- 春と秋の全国火災予防運動に併せ、那賀消防組合、消防団、婦人防火クラブなどの関係機関等と連携し、市内街頭啓発等により、市民の火災予防意識の高揚に努めています。
- 火災警報器や消火器の設置など、家庭及び事業所への火災警戒体制への周知を促すとともに、危険物等の安全な取り扱いと適正な管理については、那賀消防組合による取扱事業所への教育及び指導等による事故未然防止対策に取り組んでいます。
- 火災件数は、平成29年3月に火災の判定基準が改正され、損害額1万円未満の出火事故が新たなカウント対象となったことで、火災件数は増加しています。市では、火災の防止はもとより、発生時における迅速な消火活動を実施するため、那賀消防組合や消防団などの関係機関と連携し、市民の生命・身体・財産の保護に取り組んでいます。
- 消防の活動拠点となる消防屯所等へ常備備品や資機材、また、消防団員等が扱う装備品など、消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援に取り組んでいます。
- 消防屯所は、昭和時代の建造物が半数以上あり、老朽化に伴う修繕を随時実施しながら、消防屯所の改修や建て替えに対する補助支援を行うなど、地域や消防団と協力し、施設の長寿命化に努めています。
- 市消防団に配備されている消防車両26台のうち、令和2年11月末時点で経過年数が20年を超える車両は4台となり、年次計画により車両の更新を進めています。



市内の火災状況 (単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
火災発生件数	7	6	9	14	20	11

火災発生件数 (単位：件)



主な取組方針

取組方針 1 消防・救急体制の強化と連携

- 那賀消防組合を核とした市内消防体制の確立と機能充実に努めます。
- 各関係機関との連携を図り、消防、救急、救助、救急医療による体制づくりに努めます。

取組方針 2 火災予防意識の高揚

- 消火体験できる体験型訓練を推進し、火災予防意識の高揚と消火技能の育成に取り組みます。
- 各関係機関との連携を図りながら、市内街頭啓発等を通じ、市民の火災予防意識の高揚に努めます。

取組方針 3 消防施設等の充実

- 消防屯所等への常備備品などの消防施設設置備品の充実と消防団員の活動支援に取り組みます。
- 消防団の活動拠点となる屯所等の整備充実や老朽車両の更新など、計画的な取組を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 火災予防意識の向上

「和歌山広域消防指令センター」での消防指令業務の共同運用により、各消防本部との連携、情報共有による通報体制の強化と業務の効率化に取り組みます。

市民の火災予防への意識向上を図るため、地域防災訓練や火災予防運動等の各種イベントにおいて啓発活動に取り組みます。

地域防災の核となる消防団の維持・向上を図るため、団員確保のための対策や活動環境の整備に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
消防団員数	332人	336人	341人
総合戦略 KPI 火災発件数	11件(年間)	8件(年間)	6件(年間)

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	昭和37年度～(随時見直し)

1 住んでよかったと
思えるまちづくり

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれる
まちづくり

4 元気で健康な
まちづくり

5 にぎわいと
輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-2-1 交通安全対策の推進

本市の状況

- まちの都市化に伴い、市内道路網の整備が進む中、道路交通による利便性が高まることで、交通量、車線数、交差点などの環境変化や更なる利便性を求め、道路交通に対する意見要望が増加してきています。
- 信号機や道路標示などに関する意見・要望が増加する中、公安委員会や警察などの関係機関に対し、周辺環境を考慮しながら、実現に向けた働きかけを実施しています。
- 都市化に伴い交通量が増える中、歩行者・自転車利用者の交通事故防止対策が重要となっています。歩行者等の安全を確保するため、転落防止柵、ガードレール、カーブミラーなど、交通安全施設の整備と充実に取り組んでいます。
- 道路交通に対する安全確認については、道路パトロールによる安全確認を実施するとともに、路面・付属施設等の点検業務結果に基づく道路現状把握などに取り組み、路面状況や付属施設等の安全性を保持するため、危険性や重要性の高いものから、優先的に改修を進めています。
- 市道山西国分線（通称：農免道路）を重点路線とし、市内主要幹線道路の歩道整備に取り組んでいますが、既存道路沿いには、住宅、店舗等が立ち並び、歩道設置を進めていくには、用地の取得が最大の課題となります。



市道山西国分線歩道延長 (単位：m)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歩道延長	3,213	3,547	3,975	4,285	4,765

市道山西国分線の歩道延長 (単位：m)



※ 3月末実績

- 交通安全への理解と知識を深めるため、交通安全運動による街頭啓発をはじめ、交通少年団の活動による通学時等の自転車マナーやときめき交通大学のカリキュラムなど、小学生や高齢者など、交通弱者を中心とした交通安全教室及び講座を実施しています。

人身事故件数 (単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
人身事故件数	310	273	221	188	150	138

人身事故件数 (単位：件)

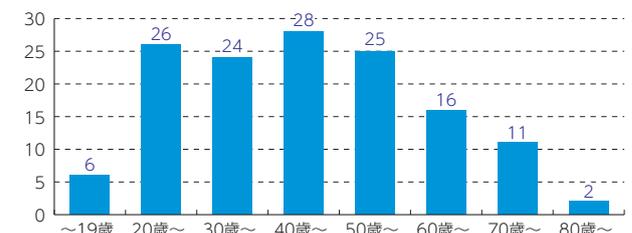


※ 12月末実績

令和元年の人身事故の状況（第一当事者の年齢別） (単位：件)

138件	～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～	80歳～
年齢別事故件数	6	26	24	28	25	16	11	2

令和元年の人身事故の状況（第一当事者の年齢別） (単位：件)



※ 「第一当事者」とは事故当事者のうち最も責任の重い者をいい、責任が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者

※ 12月末実績

主な取組方針

取組方針 1 交通安全施設の整備

- 交通規制等の要望については、実現に向け、関係機関に対し働きかけを行います。
- 歩行者の安全確保として、転落防止柵、ガードレールなど、交通安全施設の整備と充実に取り組みます。

取組方針 2 幹線道路の歩道設置

- 市道山西国分線を重点路線とし、今後も用地確保のできたところから、順次、歩道整備を進めます。

取組方針 3 交通安全意識の高揚

- 交通安全への理解と知識を深めるため、街頭での啓発活動に取り組みます。
- 交通少年団やときめき交通大学を通じ、小学生や高齢者などの交通弱者を中心とした交通安全教育の充実に取り組みます。
- 道路パトロールなどの安全確認を実施し、路面状況や付属施設等の安全性を保持するための補修・改修を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 交通安全対策の充実

- 交通事故抑止に向け、特に小学生や高齢者の交通安全教育、運動を推進します。
- 交通安全施設の整備・改良等により交通安全環境の充実を図ります。
- 交通量の多い、主要幹線道路等の歩道設置に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
交通安全対策の充実に満足している市民の割合	45.2%	61.9%	68.4%	
総合戦略 KPI	交通事故発生件数	138件(年間)	117件(年間)	99件(年間)
	市道山西国分線歩道設置率	85.8%	100%	—

SDGsの目標との関連



1 住んでよかると
思えるまちづくり

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれる
まちづくり

4 元気で健康な
まちづくり

5 にぎわいと
輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-2-2 防犯環境の充実

本市の状況

- 防犯灯は、夜間における歩行者等の通行安全と犯罪被害の未然防止を図るため、区・自治会長の申請のもと「岩出市防犯灯設置要綱」に基づき設置しており、住民が安心して生活ができ、より明るく、安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。
- LED 防犯灯は、「岩出市 LED 防犯灯設置補助交付要綱」に基づき、地球環境への負荷が少ない LED 防犯灯の設置を促進し、環境にやさしいまちづくりに向け、区・自治会等が維持管理する既存の蛍光灯防犯灯を LED 防犯灯に移行するための支援に取り組んでいます。
- LED 防犯灯の移行率は、令和 2 年 3 月末時点 28.7% となります。
- 時代の変化により、社会・経済環境が目まぐるしく変化する中、犯罪の手口も複雑多様化し、地域での自主防犯対策への取組が重要となることから、市では、区・自治会や地域ボランティア等に対し、防犯グッズの貸し出しを行うなど、地域活動への支援に努め、地域防犯体制の充実に取り組んでいます。
- 地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害を未然に防止するため、啓発活動、市内放送、安心・安全メールなど、不審者情報等の発信と注意喚起に取り組んでいます。
- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯自治会などとの協力体制のもと、防犯講座や啓発活動に取り組んでいます。
- 生活安全推進協議会などの各関係団体との連携及び活動支援を行うとともに、岩出市職員自主防犯パトロール隊による青色パトロールや夜間防犯パトロールの拡充に努め、市内犯罪や青少年の非行防止など、安全で安心できるまちづくりの推進に取り組んでいます。

防犯灯の LED 化 (単位：％、基)

	H29年度	H30年度	R1年度
LED 化率	10.4	20.4	28.7
防犯灯数	3,618	3,627	3,653
LED 防犯灯数	377	738	1,048

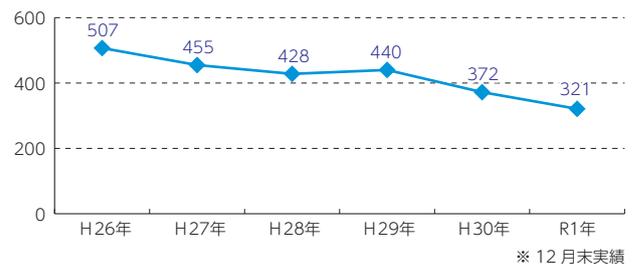
市内防犯灯の LED 化率 (単位：％)



防犯対策 (単位：件)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
刑法犯認知件数	507	455	428	440	372	321

市内刑法犯認知件数 (単位：件)



- 防犯カメラは、犯罪の未然防止など、犯罪への抑止効果が期待されることから、これまで設置に対する検討を進めてきました。現在、見守りカメラを 25カ所に設置していますが、設置にあたりプライバシーの保護やデータ等の管理体制など、問題点も多いことから、コンビニなどの事業所の設置カメラとの連携も視野に入れ、調査・検討に取り組んでいます。
- 近年、消費生活に絡んだ詐欺手口として、悪質サイト、架空請求ハガキ、還付金などの詐欺件数が増加傾向にある中、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、警察、市消費生活相談窓口との連携により、市内放送や安心・安全メールによる注意喚起を促すなど、市民への情報発信に取り組んでいます。

主な取組方針

取組方針 1 防犯灯の整備

- 岩出市防犯灯設置要綱に基づき、区・自治会長から申請があった防犯灯を設置し、夜間の安全確保に努めます。
- 防犯効果や維持管理コストの抑制効果を踏まえ、LED 防犯灯への移行を推進します。

取組方針 2 地域防犯活動の促進

- 犯罪の手口が複雑多様化する中、地域活動の取組を支援し、地域での自主防犯対策への取組を推進します。
- 地域住民の防犯意識の高揚と知識の向上を図り、犯罪被害の未然防止に努めます。
- 生活安全推進協議会など、各関係団体との連携を図り、安全で安心できるまちづくりの推進に取り組みます。

取組方針 3 防犯体制の充実

- 防犯カメラの設置については、プライバシー保護などの問題もあることから、事業所設置カメラを視野に入れた調査・検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 防犯環境の充実

生活安全推進協議会と連携した自主防犯活動の推進や「自主防犯パトロール隊」の充実・拡大を図ります。
地域内道路への防犯灯の設置、メール配信サービス等による防犯情報の発信に努め、防犯環境の充実を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
防犯対策の充実に満足している市民の割合	35.4%	56.1%	63.8%	
総合戦略 KPI	刑法犯認知件数	321 件 (年間)	272 件 (年間)	231 件 (年間)
	岩出市安心・安全メール配信サービス登録数	7,736 件	9,300 件	10,100 件

SDGs の目標との関連



1 住んでよかったです
思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-2-3 消費生活の向上

本市の状況

●令和元年度から専門相談員による相談窓口の開設日数を増やすとともに、紀の川市との相互受入協定や和歌山県消費生活センターとの連携など、消費生活相談体制の充実に取り組んでいます。

●社会環境の変化やインターネットの活用により、キャッシュレスやネット販売など、「お金を持たず」「店に行かず」に買い物ができる便利な時代になりましたが、一方で、事業者とのトラブルや詐欺被害など、消費者トラブルへのリスクも高まり、市に寄せられる消費生活相談件数は、年々増加しています。

●令和元年度の消費生活相談は、上位順で通信販売が32%、店舗購入が23%、特殊詐欺が20%となり、平成26年度の相談件数と比較すると、全体で約2倍の143件となり、通信販売や特殊詐欺による相談が大きく伸びています。

●消費生活相談では、特殊詐欺や商品の送り付けなどのトラブルに悩まされる在宅の高齢者が多く、市では地域や高齢者に対し、相談窓口の周知を行うとともに、身近な存在となる民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者を地域で見守る体制づくりに取り組んでいます。

●消費生活相談の内容や悪質商法の手口など、年々、巧妙化しており、消費者に対し、柔軟かつ適切な相談対応ができるよう、法令に関する知識や相談事例などの情報収集に努めるとともに、実務研修への参加など、担当職員の資質向上に努め、相談窓口の強化に取り組んでいます。

●消費者トラブルに遭遇してしまった場合、その後の対応や事業者との話し合いなど、消費者自身で解決していくのは非常に難しく、中には詐欺や悪質な勧誘に巻き込まれるなど、警察や弁護士への相談に転じるケースがみられます。

●消費者トラブルの未然防止を目的に、物資等による啓発、市内放送や広報紙等による情報提供に取り組んでいます。

●平成27年度からは、ふれあい学級や地域ケア会議などで出前講座を実施し、高齢者を取り巻く生活環境を視野に入れ地域の見守り強化を図りながら、消費者育成のための実践的な消費者教育に取り組んでいます。

●製品事故等の未然防止及び消費者保護を目的に、「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づき、事業所への立入検査を実施し、消費生活の安全確保に努め、安定した消費生活を送れるまちづくりに取り組んでいます。

消費生活 (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	73	63	78	101	133	143

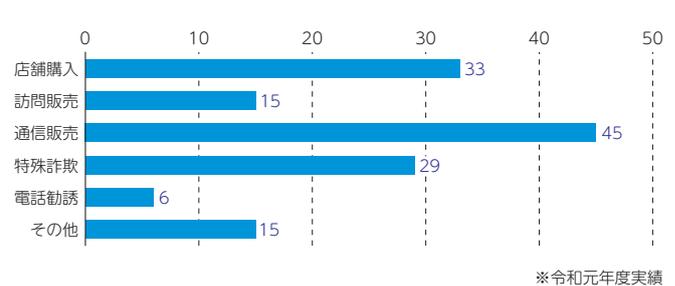
消費生活相談件数 (単位:件)



令和元年度の相談状況 (単位:%、件)

	店舗購入	訪問販売	通信販売	特殊詐欺	電話勧誘	その他	計
販売購入形態別割合	23	10	32	20	4	11	100
相談件数	33	15	45	29	6	15	143
H26との比較	+15	+5	+28	+24	-2	0	+70

販売購入形態別件数 (単位:件)



主な取組方針

取組方針 1 消費生活相談の充実

- 民生委員・児童委員やケアマネージャーなどへの協力を促し、高齢者等を地域で見守る体制づくりに取り組みます。
- 専門相談員による相談窓口の開設日数を増やし、相談体制の充実を図ります。
- 紀の川市との相互受入協定や県消費生活センターとの連携により、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 実務研修への参加や資格取得など、担当職員の実務面での資質向上を図り、相談窓口の充実に努めます。

取組方針 2 消費者教育の拡充

- 物資等による啓発、出前講座など、消費者の育成を図るため、実践的な消費者教育に取り組みます。
- 多発するトラブル事例の周知及び注意喚起を図るため、啓発チラシ等による情報発信を行います。

取組方針 3 消費生活商品の安全確保

- 「電気用品安全法」「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」に基づく、立入検査を行います。
- 製品事故等の未然防止や商品の適正表示を促すとともに、消費生活の安全確保に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 安心な消費生活

消費者被害から市民を守るため、関係機関と連携し、未然防止に努めるとともに、相談窓口の充実に努めます。多様化する消費者問題に対する市民の意識を高めるため、消費生活出前講座等を通じた啓発活動を行います。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
消費生活等相談件数	143件	170件	180件	
総合戦略 KPI	出前講座参加人数(累計)	848人	2,500人	4,000人
	相談解決割合	95.0%	97.0%	98.0%

SDGsの目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-3-1 支え合いのまちづくり

本市の状況

- 市民一人ひとりの生活の規範となる市民憲章については、広報紙や市ウェブサイトでの周知を行うとともに、市施設へののぼり設置やイベント時の資料掲載など、市民が市民憲章に触れる機会を増やし、市民憲章に対する意識を高めるための取組を積極的に進めています。
- 市イメージキャラクター「そうへいちゃん」の活用を図りながら、市民憲章の啓発活動に取り組むとともに、小中学生による書写や文化祭への作品展示など、積極的に継続した取組を推進しています。
- 宅地開発が進み、住宅及び世帯ともに増加推移にありますが、個人の生活スタイルが尊重され、地域での支え合いや地域活動への希薄化が進むことで、区・自治会からの脱会や新興住宅による未加入世帯の増加などにより、区・自治会への加入世帯数は、年々減少しています。
- 転入者へのチラシ配布や自治会の新設など、加入促進対策に取り組むとともに、地域課題に対応できる地域コミュニティの形成、既存の区・自治会と新設自治会などの相互連携強化など、地域コミュニティの醸成に取り組んでいます。
- 地域コミュニティにおける希薄化が進む中、地域の活動拠点となる地区集会所の整備や区・自治会振興助成金による地域活動支援など、地域の自主活動を促進するための体制づくりに取り組んでいます。



自治会等加入世帯数

(単位：世帯)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
加入世帯数	15,730	15,821	15,689	15,568	15,455	15,227

区・自治会への加入世帯数 (単位：世帯)



※ 3月末実績

地区集会所整備補助件数

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助件数	12	16	17	15	14	16

地区集会所整備補助件数 (単位：件)



※ 3月末実績



- NPO の認定法人数は、年度間の増減を繰り返しながら、ピーク値を保持していますが、解散団体もあることから、非営利活動での運営や担い手づくりなど、組織活動の維持継続は、厳しい状況にあると言えます。
- 各団体の活動状況の把握、行政との情報共有に努めるとともに、可能な団体については、業務委託の活用を図るなど、NPO をはじめとする市民活動団体の活動促進に取り組んでいます。

NPO 法人

(単位：団体)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
法人数	12	14	13	13	12	14

市内所在認定 NPO 法人数 (単位：団体)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 市民憲章の啓発

- 市民一人ひとりの生活の規範となる市民憲章の周知に努めます。
- 市民が市民憲章に触れる機会を増やし、市民憲章に対する意識を高めるための取組を積極的に進めます。
- 市イメージキャラクター「そうへいちゃん」の活用を図りながら、郷土への愛着を育みます。

取組方針 2 地域コミュニティの形成

- 地域での支え合いや地域活動への希薄化が進む中、転入・未加入者への加入促進対策に取り組みます。
- 地域課題に対応できる地域コミュニティの形成と醸成に取り組みます。
- 地区集会所の整備や地域活動支援など、地域の自主活動を促進するため支援に努めます。

取組方針 3 市民活動への支援

- 非営利活動での運営や担い手づくりなど、組織活動の維持存続に対する支援に努めます。
- 各団体の活動状況の把握、行政との情報共有に努めるなど、市民活動団体の活動促進に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 協力し合える地域づくり

小学校低学年から「市民憲章」に触れあい、郷土への愛着を育て、ふるさと意識及び定住意識の向上を図ります。地域活動の拠点となる地区集会所整備の補助や地域活動のための助成をすることで、住民同士の支え合いの支援に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
地域コミュニティの形成に満足している市民の割合	34.5%	56.9%	64.9%
区・自治会数	388 団体	390 団体	390 団体
イメージキャラクター市内イベント参加数	3 回	4 回	4 回
総合戦略 KPI 区・自治会加入世帯数	15,227 世帯	15,400 世帯	15,400 世帯

SDGs の目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

2-3-2 地域福祉の推進

本市の状況

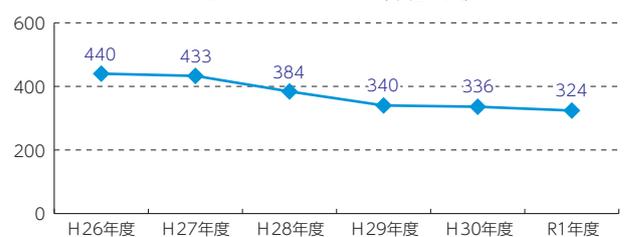
- 高齢化社会の進展により、高齢者人口の増加、自治会加入者の高齢化、世帯における核家族化の進展、個人意識の加速などにより、地域や家庭における人のつながりの希薄化が進む中、地域福祉を進めるにあたり、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いを支え合う「互助」、NPO やボランティア等で支え合う「共助」への取組が非常に重要となっています。
- 地域福祉計画策定に係る令和元年度の市民意識調査では、概ね 8 割の方が福祉に関心を示す中、「あまり関心がない」と答えた方の中では 20 歳代の占める割合が最も高くなっています。地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、特に若い年代の方が地域福祉や地域に関心を持つことや、主体的に福祉活動に関わっていく意識の醸成が重要となる中、地域福祉についての講演会や講座等の開催に取り組んでいます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、子育て家庭等が地域で孤立することのないよう、民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけをはじめ、民間事業者等と協定を結ぶなど、見守り体制づくりに努めていますが、高齢化の進展に伴い、民生委員・児童委員や地域見守り協力員などのなり手不足が課題となっています。
- 地域福祉計画に基づく各施策の推進を図りながら、お互いが助け合い、地域福祉活動に積極的に参加できる地域の体制づくりを進めるため、社会福祉協議会との連携強化に努めています。
- 要支援・要介護認定者や障害のある人など、支援を必要としている方が増えており、地域の中での支え合い、助け合いが必要となっているため、地域における活動やボランティアに対する関心が深まるよう、社会福祉協議会が開催する講座や研修等に関する情報や地域福祉活動等の紹介など、情報提供に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会に登録のあるボランティア（福祉ボランティア）の人数は減少傾向にありますが、防災、防犯、福祉、環境、教育など、幅広い分野にわたり自主活動いただいている団体は多くあり、市では、地域での自主活動が行えるよう、ボランティア活動の機会の拡充と参加意識を高めるための周知・啓発に取り組んでいます。
- 災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）で、事前に同意していただいた方の名簿情報を消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者と情報共有することで、災害発生時の避難支援等に役立てるよう体制づくりに取り組んでいます。
- 名簿情報の共有により日頃から地域における声かけや見守り、災害発生時における安否確認や避難支援等を迅速に行えるよう、地域の方々への助け合い、支え合いへの理解と意識向上のための普及啓発に取り組んでいます。



社会福祉協議会の登録ボランティア人数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
福祉ボランティア	440	433	384	340	336	324

福祉ボランティア (単位：人)



※ 3月末実績

避難行動要支援 (単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
情報提供同意者数	268	395	350	421	399

避難行動要支援における同意者数 (単位：人)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 地域福祉体制の構築

- 地域・家庭が助け合い、「自助、互助・共助、公助」が相まった支え合いのまちづくりを目指します。
- 地域住民が、お互いに理解し、協力し合い、支え合えるよう、地域住民の意識醸成に努めます。
- 地域での自主活動やボランティア活動の機会を拡充し、参加意識を高めるための周知・啓発に取り組みます。
- 地域福祉計画に基づき、地域福祉活動に積極的に参加できる地域の体制づくりに取り組みます。

取組方針 2 地域活動への支援

- 地域における活動が活性化されるよう、社会福祉協議会との連携と活動支援に取り組みます。
- 災害等発生時の支援策として、避難行動要支援者登録名簿の整備と情報共有に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 地域福祉の充実

民生委員・児童委員や地域見守り協力員などによる、地域での見守りや声かけ活動を推進するとともに、避難行動要支援者支援制度などを通じて、緊急時や災害時に助け合い、支え合うことのできる地域づくりに取り組みます。助け合いができる地域づくりを推進するため、ボランティア養成等の講座を通じて地域福祉の担い手づくりに努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
地域福祉の充実に満足している市民の割合	44.4%	69.8%	76.9%	
福祉ボランティアの人数	324人	328人	330人	
総合戦略 KPI	地域見守り協力員の人数	14人	30人	45人
	地域福祉講座参加人数(累計)	417人	900人	1,400人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第3章 笑顔あふれるまちづくり

3-1 心豊かな人が育つまち

基本施策

基本的な方向性

3-1-1
学校環境の充実



老朽化が進む学校施設の長寿命化を図るとともに、気温や感染症などの学校環境、学校生活での相談体制、通学時の安全確保など、児童・生徒が安全・安心な学校生活が送れるよう、学校環境整備の充実に取り組みます。

3-1-2
豊かな学びと
学力向上



生涯にわたる人間形成の観点から、生涯学習の基礎を養い、確かな学力、豊かな心、たくましい体を兼ね備え、多様な社会環境に適応していける子どもの育成に努めるとともに、教職員の資質能力向上に取り組みます。

3-1-3
青少年健全育成
の推進



青少年が将来の希望を抱き、自らの力で進んでいけるよう、家庭・地域・関係団体が連携した地域教育力の向上を推進するとともに、子どもを健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組みます。

3-2 生涯学習できるまち

基本施策

基本的な方向性

3-2-1
文化・芸術活動
の推進



公民館事業や各文化協会への参加を促すとともに、文化祭や公民館フェアでの成果発表を行い、文化活動の振興と普及、また、市民が文化に触れあう場の創出に取り組みます。

3-2-2
生涯学習の充実



市民一人ひとりが、あらゆるライフステージにおいて、スポーツ、芸術、文化などの生涯学習を通じ、生きがいを持った人生が送れるような生涯学習活動の振興に取り組みます。

3-2-3
生涯スポーツの
推進



生涯にわたりスポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、「岩出市スポーツ推進計画」に基づき、総合的かつ計画的な各施策の実施に取り組むとともに、市のスポーツイベントやスポーツ表彰など、市民の気運を高めるための取組を推進します。

3-3 人権が尊重されるまち

基本施策

基本的な方向性

3-3-1
人権尊重の推進



多様化する人権課題に対応するため、総合的な視点から「岩出市人権施策基本方針」に基づいた各施策の取組を推進するとともに、地域、民間企業、関係団体等と協働のもと、市民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進に取り組みます。

3-3-2
男女共同参画の
社会づくり



全ての人が生活しやすい社会であるという理念の周知に努めるとともに、市民一人ひとりが性別にかかわらず、お互いを尊重し合い、自分の持つ能力を十分に発揮することのできる男女共同参画のまちづくりに取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

基本戦略 2 子育てしやすいまち

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、ICT等を活用した授業体制の構築や Society5.0 時代に必要な知識や情報の習得など、児童・生徒が主体的に学び、楽しさや喜びを実感できる学校教育環境の整備に取り組みます。また、学校・家庭・地域の連携による地域とともにある学校づくりに取り組みます。

文化、芸術は人生に潤いや感動を与えるものであり、市民の誰もが文化芸術活動に気軽に参加し、親しめる環境整備を進めます。

女性や高齢者、障害者、同和問題、外国人、性的少数者など人権にかかわる問題は多様化しています。一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として考えることができる人権意識の普及・啓発に取り組みます。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-1-1 学校環境の充実

本市の状況

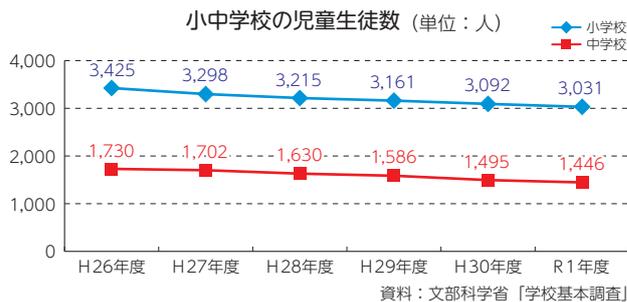
第3章 笑顔あふれるまちづくり

- 市内小中学校の耐震及び大規模改修は、平成20年度に完了し、学校施設の耐震化率は100%となっていますが、施設の老朽化が進む中、施設を末永く安全に利用し、児童・生徒の安心・快適な学校生活を確保するため、学校施設の老朽化対策に取り組んでいます。
- 小中学校施設の長寿命化については、施設数や施設規模など、複数年にわたり、多額の事業費が見込まれることから、事業費の平準化と補助金等の財源確保に努め、「岩出市立学校施設等長寿命化計画」に基づいた計画的な取組を進めます。
- 地球温暖化の影響により、気温上昇の時期や最高気温など、自然環境が著しく変化する中、児童・生徒が安全・安心で快適に学ぶことのできる環境整備として、令和元年度に各小中学校普通教室への空調設備の設置を行いました。
- 登下校時の児童・生徒の安全確保のため、学校、警察、道路管理者等との合同点検など、通学路の危険箇所の把握と改善に努めるとともに、家庭・学校・地域・関係機関との連携を図り、見守り活動や交通安全対策に取り組んでいます。
- 全国的に少子化が進む中、本市においても小中学校の全体児童・生徒数は、減少傾向で推移していますが、宅地開発の地域性により、学校間における児童・生徒数の平準化・適正化が必要であり、通学区域の見直しを適切に行うとともに、特別支援学級を含む教室数の確保など、良好な教育環境の整備に努めています。
- 特別支援教育については、配慮を要する児童・生徒に対する理解の高まりからニーズが増加する中、教育支援委員会において医学的な状況、保護者の意向、学習・生活状況など、関係機関との連携を図りながら、事前調査の徹底と保護者面談の充実に取り組んでいます。
- いじめ、不登校など、児童・生徒の問題行動への適切な対応を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる教育相談の充実を図るとともに、学校と適応指導教室との連携を図りながら、集団生活に適応し、学校復帰につなげることのできるよう、基礎学力の補充、不安の解消などの支援に取り組んでいます。
- 児童・生徒が安全に学習でき、充実した学校生活を送れるよう、「岩出市いじめ防止基本方針」に基づき、校内いじめ防止対策委員会の充実や人権教育及び道徳教育への取組など、いじめの未然防止対策に取り組んでいます。
- 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」を深めるコミュニティスクールにより、地域に密着した住民参加型の学校運営に取り組んでいます。



児童生徒数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校	3,425	3,298	3,215	3,161	3,092	3,031
中学校	1,730	1,702	1,630	1,586	1,495	1,446



スクールカウンセラー (単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	590	703	805	883	1,017	1,114



主な取組方針

取組方針 1 教育環境の整備

- 児童・生徒の安心で快適な学校生活を確保するため、学校施設の老朽化対策に取り組みます。
- 学習指導要領に基づき、小中学校における新たな学習活動の充実に取り組みます。
- ICTの積極的な活用とそれに対応できる学校環境の整備に努めます。
- 登下校時の児童・生徒の安全確保のため、通学路の危険改修、見守り活動、交通安全対策等に取り組みます。

取組方針 2 教育相談の充実

- 教育支援委員会では、特別支援学級への入級に対し、事前調査の徹底と保護者面談の充実に取り組みます。
- いじめや問題行動への適切な対応を図るため、教育相談体制の充実に努めます。
- 「岩出市いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめ未然防止対策に取り組みます。

取組方針 3 家庭・地域との連携

- 学校運営への積極的な市民参加の推進を図ります。
- 地域に密着した住民参加型の学校運営と地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 教育環境の充実

1人1台端末や校内通信ネットワークの整備は完了しましたが、引き続きICT環境の充実や教員のスキル向上に取り組むことで、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる教育環境の整備に取り組みます。コミュニティスクールを推進するため、学校運営協議会や学校支援ボランティアの活動に地域の多様な人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携のもと「地域とともにある学校づくり」に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
小学校における不登校児童の割合	0.9%	0.6%	0.4%	
中学校における不登校生徒の割合	3.0%	2.3%	2.0%	
総合戦略 KPI	協働学習の際にICTを効果的に活用できる教員の割合	35.7%	90.0%	95.0%
	学校支援ボランティア人数	46人	240人	240人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
学校施設等長寿命化計画	令和3年度～
教育情報化推進計画	平成30年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-1-2 豊かな学びと学力向上

本市の状況

第3章 笑顔あふれるまちづくり

- 自立した人間形成の根幹となる基礎的・基本的な知識と技能の習得、また、思考力・判断力・表現力等の育成に努めながら、一人ひとりが個性を伸ばし、今後の社会を生き抜いていけるよう、知・徳・体にわたる「生きる力と人間力の育成」に取り組んでいます。
- 学力の向上を目指す中学生に対し、土曜日に学習支援を行う「岩出市土曜学習教室」の実施に加え、普通教室空調設置による夏の学習環境整備から、夏休み短縮に伴う授業時数の確保や、放課後補充学習の充実など、学力向上につなげるための取組を進めています。
- 国においては、学習指導要領の改訂により、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたカリキュラム・マネジメントが進められる中、新しい時代に必要となる資質や能力を踏まえた教科等の見直しやアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善が図られるなど、学習体制が見直されています。
- 学習指導要領の改訂により、小学校の外国語教育の教科化や小中学校のプログラミング教育、情報セキュリティに関する内容など、ICTを活用した学習活動の充実が進められる中、学校教育や学習体制において、情報活用能力育成に取り組んでいます。
- 教員の指導力を高めるため、新たな知識と技能の取得や基礎レベルの向上を図ることのできる、研修・勉強会等への参加を支援するとともに、学力向上実践研究による研究成果の共有や自主研究への取組、また、指導主事による教員指導の徹底に取り組んでいます。
- 「いわでアスリートクラブ」による陸上競技指導教室を通じ、児童の体力向上に努めるとともに、人権・道徳教育による「心の教育」を推進し、児童・生徒の豊かな心・思いやりの心の醸成を図るなど、児童・生徒の心身の健全育成に取り組んでいます。
- 乳幼児への読み聞かせや子どもの読書活動が、学力向上など、子どもの成長過程に与える影響が大きいことから、学校図書館への司書派遣や家庭でできる読書活動への支援に取り組み、児童・生徒の読書環境及び読書意欲の向上に取り組んでいます。
- 安全・安心な学校給食を提供するため、地元産の新鮮な食材を取り入れながら栄養のバランスのとれた学校給食の充実に取り組んでいます。
- 地産地消を通じ、食の大切さや地域農業への知識や関心を高め、郷土愛を育むとともに、栄養教諭による食育指導などの食の学習に取り組んでいます。
- 学校給食については、給食費の完全徴収を目標に、児童手当からの徴収や支払督促申立などの徴収強化に取り組むとともに、学校との連携強化を図りながら、円滑な学校給食の運営に努めています。



いわでアスリートクラブ

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録児童の参加率	47.0	45.6	46.4	50.2	41.9	51.5

※ 3月末実績



給食材料の地産地消

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
地産地消率	61.7	59.2	56.8	57.0	59.0	64.1

学校給食の地産地消率 (単位：%)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 学力の向上

- 一人ひとりの個性を伸ばすとともに、知・徳・体にわたる「生きる力と人間力の育成」に取り組みます。
- 岩出市土曜学習教室や夏休み短縮などによる授業時数の確保など、学力向上につなげるための取組を進めます。
- 今後あらゆる学習へのICT活用が見込まれることから、ICT活用能力の向上に取り組みます。
- 学校図書館への図書館司書の派遣により、児童・生徒の読書環境及び読書意欲の向上に取り組みます。

取組方針 2 心身の健全育成

- 児童の体力向上と心身の健全育成を養うため、「いわでアスリートクラブ」に取り組みます。
- 児童・生徒の心の醸成を図るため、人権や道徳教育による「心の教育」を推進します。

取組方針 3 学校給食の充実

- 食の大切さや地域農業に対する理解を深めるため、地元産の食材を使用する地産地消に取り組みます。
- 心身の健全な発達を促すため、栄養バランスを考えた学校給食の提供に取り組みます。
- 栄養教諭による食育指導など、食の学習に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 学力の向上

一人ひとりの個性を伸ばし、授業や学級経営等の指導力を高めるための教員研修等により、きめ細やかな学習指導に取り組みます。
「いわでアスリートクラブ」による陸上競技指導教室を通じて、児童の心身の健全育成に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
学校教育の充実に満足している市民の割合	46.8%	62.5%	68.6%	
学校給食の地産地消率	64.1%	64.5%	65.0%	
学校給食費の徴収率	99.7%	100%	100%	
総合戦略 KPI	全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った児童・生徒の割合	児童 59.0% 生徒 40.8%	児童 65.0% 生徒 50.0%	児童 69.0% 生徒 55.0%
	全国体力・運動能力調査で全国平均を上回った児童・生徒の割合	児童 42.2% 生徒 37.4%	児童 50.0% 生徒 50.0%	児童 55.0% 生徒 55.0%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
教育情報化推進計画	平成30年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-1-3 青少年健全育成の推進

本市の状況

第3章 笑顔あふれるまちづくり

- 少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子ども・青少年を見守る社会の環境が大きく変化中、パソコン、ゲーム、スマートフォンなどによる通信環境の整備が進み、犯罪等の手口についても高度になってきていることから、全国的に青少年のインターネットによる事件やトラブルの事例が多くなってきています。
- パソコンやスマートフォンなどの情報端末については、誰にも見られないプライベートの空間で使用できるなど、見守り体制が困難なことから、青少年の情報機器の使用については、情報活用能力の育成や情報モラル教育などによる本人の知識・意識の向上はもちろん、家庭で保護者が管理監督できるセキュリティ体制のもと、利用することが重要となります。
- 家庭・学校・地域及び青少年センターが一体となり、各種団体との連携のもと、駅前浄化パトロールや街頭補導による非行・犯罪の防止に取り組むとともに、登下校時の声かけや子ども見守りカメラの活用による見守り活動の充実に努めています。
- 登下校時の声かけや見守り活動により、子どもたちの規範意識は徐々に高まっていますが、若い保護者層の協力や通学路における地域バランスなど、青少年の健全育成を取り巻く社会全体の規範意識の向上に取り組む必要があります。
- 青少年育成市民会議や地域活動連絡協議会などの青少年健全育成に関わる団体の主体的な活動を支援するとともに、次世代を担う人材の確保や各種研修の充実など、会運営の活性化を図りながら事業を行える交流の場の創設と市民の参加促進に取り組んでいます。
- 青少年センターでは、学校、警察などの関係機関・団体との連携を図りながら、青少年の補導及び啓発による非行防止対策に努めるとともに、青少年やその保護者が、日常生活で抱える悩みや問題への相談対応など、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組んでいます。



市内青少年の補導状況 (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
不良行為	764	575	431	504	393	543

市内青少年の補導状況 (不良行為) (単位:件)



※ 3月末実績

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
刑法犯等	34	27	9	27	23	40

市内青少年の補導状況 (刑法犯等) (単位:件)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 青少年を取り巻く環境整備

- インターネットに対する本人の知識と意識の向上を図るとともに、家庭における管理体制の構築を推進します。
- 各種団体と連携のもと、駅前浄化パトロールや街頭補導により、非行・犯罪の防止に取り組みます。
- 登下校時の声かけや子ども見守りカメラの活用など、見守り活動の充実に努めます。
- 若い保護者層の協力や通学路における地域バランスなど、社会全体の規範意識の向上に取り組みます。

取組方針 2 青少年の活動推進

- 青少年健全育成に関わる団体の主体的な活動を推進し、交流の場の創造と市民参加の促進に努めます。
- 各団体の活動・運営の活性化を図るため、次世代を担う人材の確保や各種研修の充実に努めます。

取組方針 3 自立と成長の促進

- 青少年センターを中心に、関係機関等との連携により、青少年の非行防止対策に取り組みます。
- 相談体制の充実に努め、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 青少年健全育成の推進

青少年団体等との連携により地域コミュニティの活性化を図り、見守り活動やあいさつ運動を促進します。
 青少年健全育成や家庭教育に対する意識を高めるため、青少年育成市民大会や講演会等を通じて啓発活動を行います。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
青少年健全育成の充実に満足している市民の割合	47.2%	66.7%	73.3%
青少年団体に加入している児童・生徒の割合	18.7%	20.0%	20.0%
総合戦略 KPI 青少年育成市民大会参加者数	515人	520人	540人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習推進計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-2-1 文化・芸術活動の推進

本市の状況

第3章 笑顔あふれるまちづくり

- 文化・芸術活動の振興と普及促進を図るため、活動団体への支援や市民の理解と関心を高めることのできる機会の創出として、民俗資料館での作品展示や文化祭、公民館フェアによる活動発表に取り組んでいます。
- 文化祭では、参加人数と展示出品数を増やすため、令和元年度から展示作品を1人1点から1種目1点に見直すとともに、市民ニーズの多かったイベントコーナーの新設や中高生への展示出品の呼びかけなど、岩出市文化祭を盛り上げていける取組を検討し、積極的に進めています。
- 令和3年に国内最大の文化の祭典である国民文化祭と全国障害者芸術祭が和歌山県で開催予定です。本市においても全国からの出演者や作品を募集する分野別交流事業として、「現代詩」「俳句」と障害がある人の芸術文化活動の活性化につながる障害者交流事業を実施することで、市民の文化活動への参加意欲を喚起し、地域の文化発展に寄与することが期待されています。
- 市民の高齢化が進み、各種団体会員の高齢化が避けられない状況の中、文化協会におけるクラブ数及び会員数や1クラブあたりの構成人員も減少し、今後のクラブ会員数の維持・確保において厳しい状況にあります。また、時代の流行や生活習慣の影響により、文化・芸術の分野は、組織化されない個人的な趣味への移行やIT機器の利用など、価値観の変化により、活動ニーズの多様化が進んでいます。
- 文化・芸術活動の活性化を図り、市にふさわしい地域づくり・人づくりを進め、文化協会が行う取り組みを後世に引き継ぐため、文化協会との連携・協力を努めながら、文化活動を担う人材の育成、若い世代が参加しやすい環境づくりなど、新しい文化・芸術活動との共存を視野に入れた新たな会運営や取組について検討しています。
- 公民館の利用については、年度間の増減はあるものの、利用件数、利用者数ともに減少傾向にあり、特に小規模団体の利用や文化団体の高齢化など、1利用あたりの人数が減少することで、利用者数は、平成26年度から平成30年度にかけ15%減少となり、令和元年度では新型コロナウイルス感染症の影響も受け、26%の減少となり、文化団体の年間利用者数は、大きく減少しています。

イベント入場者数 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
文化祭	19,192	18,782	18,103	4,475	18,232	20,557
公民館フェア	2,402	1,921	1,949	1,808	1,764	—

文化祭入場者 (単位:人)



文化協会 (単位:人、クラブ)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
会員数	963	907	945	892	850	828
クラブ数	40	39	41	42	41	39

文化協会会員数 (単位:人)



地区公民館における文化団体の利用 (単位:件、人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
件数	2,039	1,949	1,912	1,926	1,952	1,729
利用者数	23,453	21,411	21,121	20,236	19,815	17,331

地区公民館における文化団体の利用状況 (単位:件)



主な取組方針

取組方針 1 文化・芸術活動の推進

- 文化活動への振興と普及を図るための活動支援に努めます。
- 文化・芸術とふれあい、理解と関心を高めるための作品展示や活動発表の機会提供に取り組みます。
- 文化活動を担う人材の育成や若い世代が参加しやすい環境づくりに努めます。

取組方針 2 公民館事業の充実

- 学ぶことへの気付きや楽しさ、また、市民のふれあいの場を提供するための公民館事業の充実を図ります。
- 市民の学習ニーズの把握に努めながら、各教室への参加啓発と公民館の利用促進に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 文化芸術の振興

文化、芸術は、人生に潤いや感動を与えるものであり、市民の誰もが文化芸術活動に気軽に参加でき、親しめる環境整備を進めます。

市民の文化芸術活動の拠点として、公民館や図書館等の充実を図るとともに、優れた文化・芸術に触れあう機会を創出します。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
文化活動の振興・文化施設の整備に満足している市民の割合	48.1%	65.2%	71.5%
文化・芸術活動に参加している市民の割合	32.2%	38.0%	45.0%
総合戦略 KPI	文化協会加入団体数	39 団体	39 団体
	文化祭入場者数	20,557 人	21,000 人

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習推進計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-2-2 生涯学習の充実

本市の状況

●生涯学習における学習ニーズが多様化する中、市広報等を通じ、文化、芸術、スポーツなど、あらゆる分野において、誰もがより主体的に生涯にわたり取り組むことのできる学習の情報が入りやすい環境の整備に取り組んでいます。

●放課後子ども教室については、各小学校等において利用可能な空き教室等を活用し、放課後児童の安全・安心な居場所を設け、子どもの健全な心身の育成と家庭・地域の教育力を高めるため、地域と連携した学習・文化活動、また、地域住民との交流活動の場として取り組んでいます。

●市民の学習活動の活性化や地域活力の向上を図るため、各地区公民館では、ふれあい学級、成人講座、家庭教育学級など、それぞれのステージに応じた学習機会と内容の充実に取り組んでいます。

●地区公民館では、学習機会や学ぶことへの楽しさ、市民のふれあいの場を提供するため、各教室や講座等を開催しています。

●公民館事業について、時代の流行や市民の関心など、変化のスピードが早い市民の学習ニーズの把握に努め、参加人数の状況に応じ、毎年、内容の見直しを行いながら、各教室等への参加と公民館の利用促進に取り組んでいます。

●生涯学習施設の安全性を確保し、安心して末永く利用するために、施設の長寿命化対策と福祉避難所としての機能充実が求められる中、施設数や施設規模により、複数年にわたり、多額の事業費が見込まれることから、事業財源の確保に努めるとともに、「岩出市社会教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な取組を進めています。

●図書館では、図書館ボランティア活動を推進し、図書館利用案内や子どもへの読み聞かせなどに協力してもらうため、登録ボランティア等の募集やボランティア養成講座を通じ、新たな人材の確保と養成に取り組んでいます。

●図書の利用促進を図るため、平成28年度から1回あたりに貸し出せる限度冊数を見直し、図書貸出の利便性が向上したことで、貸出冊数は増加しています。一方、利便性が高まったことや電子書籍の貸出を行う岩出市電子図書館「いわでe-Library」を令和2年度に導入したことにより、入館者数の減少が見込まれることから、イベント開催や開館日数の増加などによる利用促進に取り組んでいます。

●幅広い利用者の学習ニーズに応え、図書館サービスが身近に受けられるよう、様々なジャンルの蔵書及び資料の整備・充実に努めるとともに、分館・分室との情報ネットワークによる地域密着型図書館の機能向上に取り組んでいます。



地区公民館 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
利用者数	61,517	65,099	61,016	61,057	63,110	56,017

地区公民館利用者数 (単位：人)



図書館ボランティア (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録人数	74	72	72	78	80	81

※ 3月末実績

岩出図書館 (単位：人、冊)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
入館者数	200,471	205,813	197,829	197,047	198,244	191,143
貸出冊数	338,369	364,027	400,553	416,228	426,191	421,874

岩出図書館貸出冊数及び入館者数 (単位：人、冊)



主な取組方針

取組方針 1 生涯学習の振興

- 市民が生涯学習のあらゆる分野に主体的に取り組むとともに、学習情報が入手できる環境の整備に取り組みます。
- 放課後児童の安全と健全な心身の育成、また、家庭・地域の教育力を高めるための活動に取り組みます。
- 学習内容等の充実を図り、市民の学習活動の活発化と地域活力の向上に努めます。

取組方針 2 生涯学習施設の整備

- 福祉避難所としての地区公民館の機能充実と強化に取り組みます。
- 生涯学習施設の安全性を確保し、安心して末永く利用できるよう、長寿命化対策に取り組みます。

取組方針 3 図書館事業の充実

- 図書館ボランティア活動の活性化と充実を図るため、新たな人材の確保と養成に取り組みます。
- 貸出冊数・年間開館日数の増加や配本サービス、貸出対象者の拡大、「いわで e-Library」の導入など、図書貸出の利便性の向上を図ることで、地域密着型図書館としての機能向上に取り組みます。
- 乳幼児への読み聞かせや児童・生徒に向けた学校司書派遣など、子どもの成長過程に応じた読書活動を支援します。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 生涯学習の振興

市民の生涯学習の拠点として、公民館の機能充実・利用促進を図るとともに、関係機関や団体等との連携により、各種教室・講座開催による生涯学習の充実に取り組みます。

図書館の利用促進を図るため、必要な資料の充実に取り組むとともに、講演会、イベント事業を開催することで、市民の読書活動・生涯学習の推進に努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
生涯学習の推進に満足している市民の割合	52.6%	71.0%	77.0%	
社会教育の振興に満足している市民の割合	49.4%	71.8%	78.2%	
市民一人当たりの年間図書貸出冊数	7.8冊	8.3冊	8.7冊	
総合戦略 KPI	公民館利用者数	56,017人	60,000人	60,000人
	図書館年間図書貸出冊数	421,874冊	447,000冊	464,000冊

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習推進計画	令和3年度～令和7年度
子ども読書活動推進計画	平成30年度～令和4年度
社会教育施設長寿命化計画	令和3年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-2-3 生涯スポーツの推進

本市の状況

第3章 笑顔あふれるまちづくり

- 国民体育大会、ねんりんピックなどの全国規模のスポーツイベントの市内開催やスポーツ表彰制度の実施など、市民のスポーツへの関心や参加意識が高まる中、「岩出市スポーツ推進計画」に基づき、中長期的な視点から、スポーツ施策の総合的な取組を推進するとともに、誰もが気軽に参加でき、生涯スポーツを楽しむことのできる環境づくりに取り組んでいます。
- 岩出市民運動会では、スポーツ表彰式典を通じ、市民のスポーツ意識や関心、また、各イベントへの参加意欲を促すとともに、幼児から高齢者までのすべての市民が、様々な競技に参加し、健康・体力づくりを行う動機付けを図るための場として、毎年「スポーツの日」に実施しています。
- 生涯スポーツの普及と振興を図り、市民の健康・体力づくりを促進するとともに、選手間の交流、また、本市の交流拠点となる根来をよく知っていただくためのPRの場として、岩出マラソン大会を実施しています。
- スポーツ種別やレクリエーションニーズが多様化する中、地域スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ推進委員や近畿大学との連携を図りながら、ニュースポーツの実施に取り組んでいます。



- 体育協会やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の育成・強化を図るため、指導者間の交流や指導技術の向上に対する支援に努めるとともに、地域でスポーツ活動ができる場所の確保に取り組んでいます。
- 地域スポーツに住民が主体的に参画できる仕組みづくりとして、「多種目」「多世代」「多志向」を掲げ、様々なスポーツの機会を提供できる総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援するとともに、人材育成や生涯スポーツ社会の実現に向けた普及啓発に取り組んでいます。

体育協会、スポーツ少年団の加入者

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
スポーツ少年団	581	558	627	654	714	650
体育協会	1,767	1,752	1,654	1,444	1,531	1,446

体育協会、スポーツ少年団の加入者数 (単位：人)



※ 3月末実績

- 市内スポーツ活動の拠点となる市民総合体育館については、スポーツ活動、イベント会場、防災避難所など、多様な用途への機能向上が求められる中、施設の老朽化対策も含め、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、安全強化を第一とした総合的な視点での施設整備を検討していく必要があります。
- 市内2カ所のプールの老朽化の解消を図り、継続した市民サービスが提供できるよう、令和元年7月にトレーニングルームを併設した岩出市民プールをオープンし、利用者の健康増進、また、夏季の憩いの場として、利用者の安全確保を第一に、市民プールの運営に取り組んでいます。

各体育施設年間利用者数

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
総合体育館	74,024	72,502	71,639	72,710	80,164	57,175
市立体育館	51,556	45,105	44,561	46,222	48,374	42,327
スポーツ広場	57,024	53,053	55,115	96,213	73,064	55,674
根来テニスコート	11,227	10,936	12,923	14,690	14,768	13,786
若もの広場ナイター	23,190	15,530	14,025	12,180	15,065	13,208
大宮緑地総合運動公園	80,246	71,709	68,563	68,362	74,772	71,466
市民プール	22,283	22,382	19,915	16,518	14,829	14,981
トレーニングルーム	18,460	20,515	25,171	30,224	32,699	43,562
合計	338,010	311,732	311,912	357,119	353,735	312,179

※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 生涯スポーツの振興

- スポーツへの関心や興味を高め、誰もが気軽に参加し、楽しむことのできるスポーツ環境の整備に努めます。
- すべての市民が参加し、健康、体力づくり、市民交流を深めるためのスポーツイベントの実施に努めます。
- スポーツ関係団体の育成・強化を図るため、指導者間の交流や指導技術の向上などの支援に努めます。

取組方針 2 スポーツ活動の充実

- 地域スポーツ活動の活性化を図るため、関係機関との連携を図ったニュースポーツ活動に取り組みます。
- 地域でスポーツ活動ができる機会の提供に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、生涯スポーツ社会の普及啓発に取り組みます。

取組方針 3 スポーツ環境の整備

- 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、市体育施設の老朽化対策と災害時の機能強化に取り組みます。
- 市民プールでは、利用者の健康増進と憩いの空間を目的に、安全確保を第一に考えた適正な運営に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 スポーツ、レクリエーションの振興

誰もが、それぞれの年齢や体力、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつもまでもスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の整備に取り組むとともに、スポーツやレクリエーションを通じて、幅広い層の市民の交流や、健康づくりを促進するため、市民運動会の開催、スポーツ少年団及び体育協会の活性化を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
スポーツ振興に満足している市民の割合	58.7%	73.5%	78.6%	
スポーツ・レクリエーション施設・活動の充実に満足している市民の割合	49.9%	64.9%	70.7%	
体育協会への加入者数	1,446人	1,700人	2,000人	
スポーツ少年団への加入割合	21.7%	25.0%	30.0%	
総合戦略 KPI	スポーツ施設の年間利用者数	312,179人	360,000人	380,000人
	体育協会・スポーツ少年団の加入団体数	39団体	40団体	42団体

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習推進計画	令和3年度～令和7年度
スポーツ推進計画	平成27年度～令和6年度
社会教育施設長寿命化計画	令和3年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-3-1 人権尊重の推進

第3章 笑顔あふれるまちづくり

本市の状況

- 同和問題をはじめ、子ども・女性・高齢者・障害のある人の人権など、あらゆる分野での人権課題に対し、さまざまな取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。また、近年、SNSの普及によりインターネット上の人権侵害の多様化、性的少数者の人権、更に新型コロナウイルス感染症に関連した様々な人権課題も顕在化しています。
- 人権課題の早期解決を図るため、人権擁護委員による相談事業をはじめ、関係機関及び団体と連携を図り、相談・支援の充実に取り組んでいます。
- 「岩出市人権施策基本方針」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らしていくことのできるまちづくりに向け、施策の総合的な取組を計画的かつ具体的に進めていますが、社会環境の変化に伴い、対応すべき人権課題が多様化してきています。
- 人権啓発、人権教育における取組を計画的に進め、市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え、自発的・主体的に活動できる社会づくりに努めています。
- 人権問題に関する指導・助言ができる指導者を養成するための人権教育啓発指導者研修会を開催するとともに、地域や職場での人権教育・啓発を推進するため、関係団体との連携に取り組んでいます。
- 人権尊重の視点に立った行政運営を進めていくうえで、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権に対する正しい知識を身につけ、意識を高めるための人権教育・啓発を推進していくため、人権に関する職員研修の充実に取り組んでいます。
- 人権に関する地域での学習機会を充実し、人権意識の高揚と正しい知識を養うために、市内小学校区6カ所で「地区別人権学習会」を実施するとともに、人権作文や人権ポスターなど、児童・生徒への人権教育、また、「人権を考えるつどい」での作文発表や「文化祭」でのポスター展示などにより、家庭・学校・地域・職場など、広く市民に啓発活動を推進し、人権意識の高揚に取り組んでいます。

人権相談 (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	6	4	3	1	4	2

人権相談件数 (単位:件)



人権を考えるつどい (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加人数	486	555	354	942	555	503

「人権を考えるつどい」参加人数 (単位:人)



- 戦争という最大の人権侵害を繰り返さないための平和意識の高揚に努めています。

主な取組方針

取組方針 1 計画的な施策の推進

- 同和問題をはじめ、あらゆる分野での人権課題に対し、人権尊重の社会実現を目指し、様々な取組に努めます。
- 人権侵害に対する問題の早期解決を図るため、関係機関等と連携を強化するなど、相談・支援の充実に努めます。
- 人権課題に対し、市人権施策基本方針に基づき、総合的な視点を踏まえた効果的・計画的な取組を推進します。

取組方針 2 人権尊重の意識醸成

- 市民一人ひとりが、人権問題に向き合い、自発的・主体的に活動できる社会づくりに努めます。
- 関係団体との連携に取り組むとともに、地域や職場での人権教育・啓発に取り組みます。
- 市職員が、人権尊重の視点に立ち、人権行政の担い手である自覚を持つための研修・学習に取り組みます。
- 家庭・地域における人権意識の高揚と正しい知識を養うため、人権に関する学習機会の充実に努めます。

取組方針 3 人権教育の推進

- 児童・生徒への人権教育や家庭・学校・地域など、幅広く市民の意識醸成につながる効果的な取組に努めます。
- 人権教育啓発を推進する指導者の養成や、市内小学校区 6カ所で学習会の実施に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 人権意識の醸成

人権尊重の意識と人権についての正しい理解が進むよう、「地区別人権学習会」や「人権を考えるつどい」を開催します。

街頭啓発の実施や懸垂幕、のぼり旗、啓発物資、リーフレット、広報紙、市ウェブサイトなど様々な機会、媒体を通じて啓発を行うことで、人権問題についての理解や認識を深めるよう努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
平和と基本的人権の擁護に満足している市民の割合	55.7%	76.1%	81.7%
総合戦略 KPI	「人権を考えるつどい」参加人数	503人	510人
	「地区別人権学習会」年間参加人数	407人	410人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	令和3年度～令和7年度
男女共同参画プラン ハーモニープラン	平成29年度～令和3年度
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習推進計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

3-3-2 男女共同参画の社会づくり

本市の状況

●市民が性別に関係なく、多様な分野に参画できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を共に担い活躍できる「みんなが共に生きるまち」を目指し、市民と地域・事業所・行政が一体となり、男女共同参画の推進を図るため、「第4次岩出市男女共同参画プラン」に基づいた各施策に取り組んでいます。

●男女の固定的な役割分担意識などに問題意識をもつ市民の割合が高くなり、男女共同参画に関する理解が広まりつつありますが、引き続き、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向け、啓発活動に取り組んでいます。

●男女共同参画社会の実現に向け、関係団体との連携及び活動支援に取り組むとともに、啓発及び講座による推進、女性のつどいによる講演会の実施など、多様性を認め、理解を深める機会の充実に取り組んでいます。

●地域の生活に根差した女性の視点や能力を反映させるため、審議会や各附属機関の委員等への女性の積極的な登用に努めていますが、国の目標とする女性割合30%に達していないため、取組の更なる推進が必要です。

●メディアにおける固定的な役割分担意識を助長する表現の影響や性的・暴力的な表現が、DVの助長などにつながることを無きよう、メディア・リテラシー教育やインターネットのフィルタリングの導入を推進しています。

●配偶者からの暴力(DV)やデートDVを根絶するため、暴力の当事者とならないための教育や、啓発に努めるとともに、暴力の被害者に対しては、保護と支援を行っています。

●子育て中の方が、安心して仕事・家庭・地域活動等に参画できるよう、保育サービスや子育て支援等の充実に取り組むとともに、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブなどの充実を図り、子どもを安心して預けることのできる環境整備に取り組んでいます。

●介護に関する各種講座や情報提供等を通して、様々な支援を必要な人に結びつけることができる体制整備を進め、介護が必要な家族のいる労働者や家族介護者のワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。

●新型コロナウイルス感染症対策の影響により、家族の家事参画に変化が表れる一方で、女性の失業やDV、虐待の増加という問題も見え、それらの課題に対応していかなければなりません。特にDVなどに関しては、新たな相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し、体制の一層の充実を図る必要があります。

●男女共同参画プランを着実・効果的に推進するため、「岩出市男女共同参画推進委員会」で検証を実施しています。



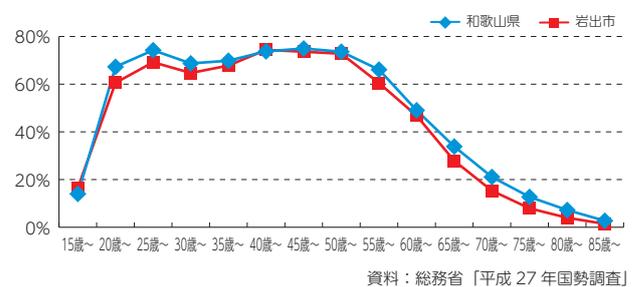
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況(単位: %、人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
女性比率	31.4%	32.9%	23.5%	21.8%	24.0%	28.7%
総委員数	309	307	221	289	296	415
うち女性委員数	97	101	52	63	71	119

審議会等による女性委員登用数(単位: %)



女性の就業率(単位: %)



主な取組方針

取組方針 1 男女共同参画への意識醸成

- 「岩出市男女共同参画プラン」に基づく、各施策の計画的な取組を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭を図ります。
- 男女共同参画の視点を取り入れた各事業計画の策定を進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりの気運を高めることのできる活動に取り組めます。

取組方針 2 女性の社会参画

- 政策及び方針の決定過程を行う審議会や各附属機関の委員などへの女性登用を推進します。
- 安心して仕事・家庭・地域活動等に参加できるよう、子育て・介護支援の充実に努めます。
- 防災・復興分野における男女共同参画を推進します。

取組方針 3 あらゆる暴力の根絶

- DVに対する理解の促進と被害者への保護・支援に努めます。
- 暴力の当事者とならないため、子どもの発達段階に配慮した教育を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 男女共同参画の推進

市民の男女共同参画社会に対する意識を高めるため、講座やイベントなどを通じた啓発活動を行います。
様々な分野で多様な価値観や新しい発想を取り入れるため、市の委員会・附属機関等への女性の登用を促進します。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
男女共同参画の推進に満足している市民の割合	55.3%	76.0%	81.7%
女性委員が1人もいない市の審議会等	7団体	4団体	0団体
総合戦略 KPI	男女共同参画講座の年間開催数	2回	4回
	市の審議会等委員への女性の登用率	28.7%	30.0%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	令和3年度～令和7年度
男女共同参画プラン ハーモニープラン	平成29年度～令和3年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第4章 元気で健康なまちづくり

4-1 いきいきと健康に暮らせるまち

基本施策

基本的な方向性

4-1-1
健康づくりの
推進



いつまでも元気で健康に暮らせるよう、健康教育及び相談の充実に努め、市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、がんの早期発見・早期対応によるがん死亡率の減少に向け、検診へのPRや体制強化など、受診率向上に取り組みます。

4-1-2
地域医療体制の
充実



岩出市と紀の川市の2市の総合病院となる公立那賀病院を地域医療の核とし、那賀圏域における医療機関及び医師との連携強化に努め、市民が安心してサービスを受けることのできる地域医療体制及び救急医療体制の充実に取り組みます。

4-1-3
高齢者福祉の
充実



高齢者が地域でお互いを助け合い、喜びや生きがいを共有し、健康でいきいきと生活できるよう、社会参加や地域交流活動の推進に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者等の把握と見守り支援に取り組みます。

4-1-4
障害者福祉の
充実



障害のある人への理解や障害者差別の解消など、誰もが尊重し合える共生社会の実現を目指すとともに、障害のある人が自分らしく、個々の個性と能力を最大限に発揮し、様々な活動に参加できるよう、日常生活を支えるための各種サービスの提供や自立を支援できる体制強化に取り組みます。

4-2 社会保障制度の充実したまち

基本施策

基本的な方向性

4-2-1
保険・医療制度
の充実



国民健康保険では、被保険者の高齢化が進み、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などによる医療費増加を抑制するため、特定健診や人間ドックなどの保健事業を積極的に推進するとともに、公平・平等な税負担を確保するため、適正な賦課と徴収率向上に努めます。

4-2-2
介護保険の充実



高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援等を担う多様な主体が連携し、高齢者の生活を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

4-2-3
生活困窮者への
支援



生活困窮者に対し自立支援制度の活用や、その困窮の程度に応じて必要な保護や支援等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、社会的・経済的な自立を助長します。

4-3 産み育てることのできるまち

基本施策

基本的な方向性

4-3-1
子育て支援の
推進



全ての子どもが健やかに成長でき、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない継続的な支援に努めるとともに、地域が一体となった子育て支援体制づくりと子どもの最善の利益を保障する環境づくりに努めます。

4-3-2
保育環境の充実



子どもたちが地域で充実した幼児教育や保育が受けられるよう、それぞれの家庭事情にそった支援策を推進するとともに、実施施設等の運営を支援します。

総合戦略による取組

基本戦略2 子育てしやすいまち

基本戦略3 安全・安心で住環境の良いまち

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと生活できるよう、健康診査や健康相談をはじめ、生活習慣病予防や感染症予防対策への取組を進めながら、保健指導の充実に努めます。また、安心して治療が受けられるよう地域医療体制の充実に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・介護・予防等のサービスの充実など、高齢者を支援する体制づくりを推進します。

妊娠・出産・子育てにおいてニーズに応じた切れ目のない支援を展開していくことで、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに取り組みます。また、働きながら子育てできるよう仕事と子育ての両立を支援します。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-1-1 健康づくりの推進

本市の状況

第4章 元気で健康なまちづくり

- 「ふれあい健康21」の「自分の健康は自分で守る」という基本的考えのもと、乳幼児から高齢者まで全ての市民が、ともにふれあい、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、健康情報の提供や啓発など、市民の積極的な健康づくり活動を促進しながら、市民だけでなく、企業、行政が一体となった地域の健康づくりに取り組んでいます。
- 健康講座による健康に対する知識と意識の高揚を図るとともに、規則正しい生活習慣を身に付けるため、体を動かす運動習慣や規則的な食習慣など、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各教室の実施や相談窓口の設置など、一人ひとりのニーズに応じた健康づくり支援に努めています。
- がんは、全国的に死亡率が高く、市民の健康において重大な脅威となることから、早期発見・早期治療による死亡率の低下を目指し、ポスターやメール配信、また、イベントでの周知・啓発など、受診率の向上を図るため、各種がん検診への受診勧奨を促しながら、市民の健康保持と意識醸成に取り組んでいます。
- 母体と胎児の健康を管理し、無事に出産を迎えることができるようにします。また、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減に努め、乳幼児の健康保持・増進及び成長発達を促すなど、異常の早期発見・早期対応できるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率向上に取り組んでいます。
- 歯周病は歯の喪失をもたらす主要な原因で、糖尿病や心疾患との関連性が指摘されています。歯周病対策として40・50・60・70歳の節目に歯周疾患検診を実施するとともに、歯周病についての知識や歯周疾患検診の周知に努めています。
- 自殺行動に至る人の中には、背景にある様々な悩みにより心理的・精神的に追い詰められた結果、アルコール健康障害や抑うつ状態、うつ病等の精神疾患を発病していることも少なくないと言われています。また、長期にひきこもる子どもとその親がともに高齢化する8050問題が深刻化しています。こころの健康について正しい知識の普及や相談窓口の周知・啓発に取り組んでいます。
- 保健所や関係機関との連携のもと、感染症や食中毒予防については、市内放送などで迅速な情報提供に努めるとともに、正しい予防知識の普及と未然防止に向けた防疫対策への周知・啓発に取り組んでいます。
- 新たな感染症に対し、ウイルスの感染予防のために「新しい生活様式」が求められる中、各々が自分の健康への危機管理意識を高め、マスクの着用や自粛規制などの取組を継続しながら、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく、危機管理体制の構築と感染拡大予防対策に努めています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、長期にわたる感染予防や地域経済への影響など、全国的に感染症に対する危機意識レベルが高まる中、本市においても、集団感染によるクラスター化を避けるため、「持ち込まない 持ち込ませない」ための意識付けに取り組んでいます。



がん検診 ※3月末実績 (単位: %)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受診率(旧基準)	32.4	34.7	32.9	30.9	30.1	30.4
受診率(新基準)	—	—	—	—	21.2	22.2

- ・ 旧基準：国勢調査の数値を基に算出した推計対象者※の受診率
 ※推計対象者＝市区町村人口－(就業者数－農林水産業従事者数)
- ・ 新基準：69歳以下の国民健康保険の被保険者を対象とした受診率



主な取組方針

取組方針 1 健康意識の向上

- 健康に関する情報提供・啓発に取り組むことで、全ての市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちづくりに努めます。
- 健康講座の実施や相談窓口を設置することで、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境を整備します。

取組方針 2 保健対策の推進

- 早期発見・早期治療を目的として、がん検診の受診率向上に取り組むことで、がんによる死亡減少に努めます。
- 妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率向上を図ることで、母子の健康管理と妊娠・出産・育児の不安軽減に努め、乳幼児の健康保持、増進、及び成長発達を促し、異常の早期発見、早期対応できるように取り組みます。
- ひきこもりサポート事業において相談窓口や居場所を提供し、ひきこもり者及び家族の支援に努めます。

取組方針 3 感染症・衛生対策の推進

- 迅速な情報提供や防疫対策への周知・啓発に取り組むことで感染症や食中毒予防に努めます。
- 新たな感染症については、身体的距離の確保、マスク着用や手洗いによる感染症対策の啓発に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 健康意識の向上

市民の健康意識を高めていくうえで、「自分の健康は自分で守る」という自助の精神が必要であることから、健康・感染症等に関する情報提供や各教室・講座への参加を促進し、各種保健事業の充実に取り組みます。乳幼児から高齢者まで、すべての市民が健康でいきいき生活できるよう、乳幼児健康診査やがん検診などの保健対策の充実と受診勧奨に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
保健・医療体制の充実に満足している市民の割合	51.8%	62.3%	67.0%
母子保健・成人病予防等の対策に満足している市民の割合	57.8%	69.8%	74.6%
総合戦略 KPI	がん検診受診率	22.2% (速報値)	38.0%
	乳幼児健診受診率	95.2%	100%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
健康づくり計画	令和元年度～令和5年度
ふれあい健康21	令和元年度～令和5年度
自殺対策計画	令和元年度～令和5年度
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

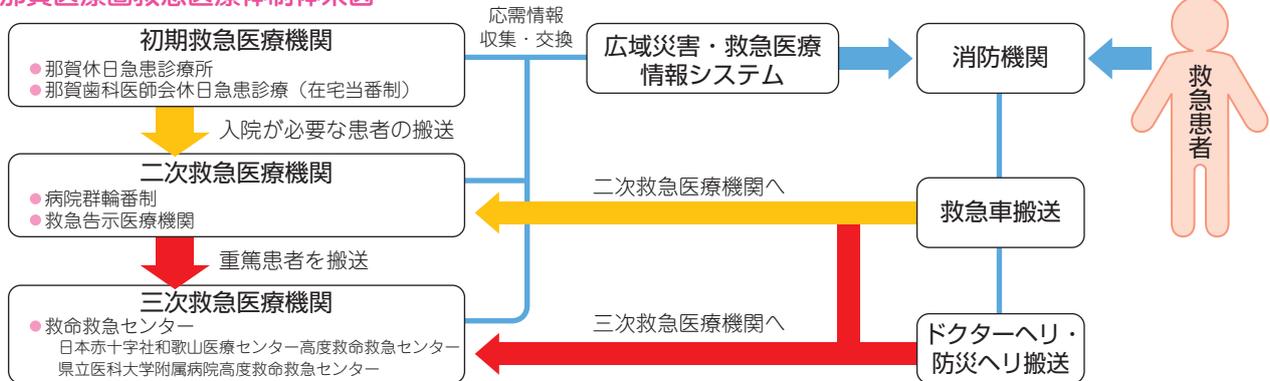
4-1-2 地域医療体制の充実

本市の状況

- 岩出市と紀の川市の2市で設置する公立那賀病院は、那賀医療圏の地域医療の核として、市内の各医療機関や医師との連携を図り、市民が安心して医療サービスを受けるとのことができる医療体制の充実に取り組んでいます。
- 那賀圏域において病床数が20床以上ある病院は、公立那賀病院のほか、紀の川市に3施設、本市に4施設があります。
- 公立那賀病院は、地域がん診療連携拠点病院と災害拠点病院の指定を受ける総合病院で、透析センターの設置やがん拠点病院としての機能充実に取り組むなど、機能強化に取り組んでいます。
- 夜間・休日の救急医療による診療体制を確保するため、初期救急医療として那賀休日急患診療所、二次救急医療として病院群輪番制、三次救急医療として救命救急センターなど、那賀医療圏における救急医療体制を構築し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 岩出市と紀の川市の2市で設置している那賀休日急患診療所については、夜間・休日の救急医療体制の機能充実と利用者の利便性向上を図るため、新築・移転工事を進めています。



那賀医療圏救急医療体制体系図



- 災害など有事の際の医療・救護体制の充実を図るため、那賀消防組合や那賀地域災害医療対策会議など、関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- 岩出保健所を中心に那賀保健医療圏内の医療機関や関係機関の連携により、那賀地域災害医療対策会議の開催や災害医療救護所の開設など、災害時での迅速な対応ができるよう合同訓練を実施しています。
- 広域災害・救急医療情報システムの活用を図ることで、医療機関や診療情報などの情報を入手し、迅速な救急体制が図られるなど、緊急時に市民が安心して医療サービスを受けるとのことができる体制づくりに取り組んでいます。



主な取組方針

取組方針 1 地域医療の充実

- 公立那賀病院を地域医療の核に、那賀医療圏の医療機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- 地域がん診療連携拠点病院と災害拠点病院の指定を受ける総合病院として、公立那賀病院の機能充実に努めます。

取組方針 2 救急医療体制の充実

- 夜間・休日の救急医療体制の機能向上と利便性の向上を図るため、那賀休日急患診療所の新築・移転工事を進めます。
- 市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療体制を確保します。
- 那賀消防組合や那賀地域災害医療対策会議などの関係機関と連携を強化し、災害など有事の際の医療・救護体制の充実に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 広域医療の充実

公立那賀病院では、市民が安心して医療を受けられるよう、地域医療の核として地域の病院及び診療所との連携を図りながら、医療体制の充実に努めます。

近隣の4市1町で設置した「和歌山広域消防指令センター」での消防指令業務の共同運用により、各消防本部との連携、情報共有による通報体制の強化と業務の効率化に取り組みます。(再掲)

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
救急車両通報件数	2,169件	2,109件	2,059件
那賀休日急患診療所の受診者数	630人	700人	700人
総合戦略 KPI 救急車両の現場到着所要時間	6分25秒	6分19秒	6分14秒

SDGsの目標との関連



1 住んでよかったです
思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-1-3 高齢者福祉の充実

本市の状況

- 今後、高齢者人口の増加が見込まれ、高齢者福祉へのニーズも高まっていくものと考えられます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域・事業所・関係団体との協働による地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを推進していく必要があります。
- 地域の支え合いを推進するため、地域にある交流会（サロン）や体操、学習会などの高齢者の交流活動をまとめた「いわで交流マップ」を発行・活用しながら、地域住民の参加促進に取り組んでいます。
- 高齢者を敬愛する気持ちを一層高め、長寿をお祝いする機会の場として、「敬老の日」にあわせ、敬老会を開催しています。
- 敬老会については、高齢化社会の影響により、市内人口の高齢化が年々進む中、高齢者人口、施設規模、実施財源など、あらゆる要素を考えながら、高齢者が気軽に参加し、楽しんでいただける場として、持続可能な体制づくりに取り組んでいます。

75歳以上の人口 (単位：人)

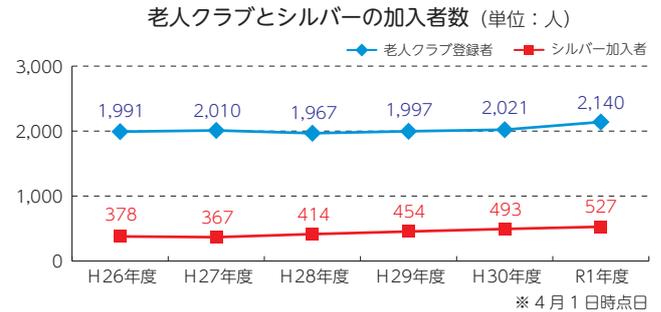
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
75歳以上	4,228	4,487	4,816	5,090	5,395	5,642



- 高齢者の生きがいづくり活動として、健康で就労意欲のある高齢者に対し、雇用・就業情報の提供や雇用機会の場を創出するシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者福祉の充実に努めています。
- 地域の活力となる老人クラブの活動を推進し、地域の高齢者が気軽に参加できるよう、活動周知や啓発に努めながら、高齢者が地域の中でお互いを助け合い、喜びや生きがいを共有し、健康でいきいきと生活できる環境づくりと活動支援に取り組んでいます。
- ひとり暮らしの高齢者等の不安を緩和し、安心して生活できるように、急病・災害など、緊急時の見守り支援として、緊急通報装置の貸与を推進するとともに、民生委員・児童委員や地域見守り協力員、また、民間事業所との協定など、見守り体制の強化・充実に取り組んでいます。

高齢者生きがい活動支援 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
老人クラブ登録者	1,991	2,010	1,967	1,997	2,021	2,140
シルバー加入者	378	367	414	454	493	527



高齢者世帯

		H12年	H17年	H22年	H27年	H12→H27比較
単身	世帯数	564	872	1,229	1,853	1,289世帯増
	世帯割合	3.5	4.9	6.3	8.9	5.4%増
夫婦のみ	世帯数	837	1,248	1,737	2,278	1,441世帯増
	世帯割合	5.2	7.0	8.9	11.0	5.8%増

資料：総務省「国勢調査」

主な取組方針

取組方針 1 生きがいがづくりの推進

- 地域・事業所・関係団体と協働での支え合いの仕組みづくりを推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。
- 交流会や体操、学習会などへの参加促進に努めることで、高齢者の介護予防・生きがいがづくりの推進に取り組みます。
- シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援することで、高齢者の社会参加や生きがいがづくりを推進します。

取組方針 2 ひとり暮らし高齢者等の対策

- 見守り体制の強化・充実を図ることで、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 高齢者の生きがいがづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や生活支援、見守り活動などの高齢者福祉の充実を図ります。

就労機会を提供するシルバー人材センターや地域社会との交流や社会活動を行う老人クラブの活動を支援することで、高齢者が生きがいを持った生活が送れるよう取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
高齢者福祉の充実満足している市民の割合	43.1%	61.4%	68.2%
総合戦略 KPI	老人クラブへの登録者数	2,140人	2,221人
	シルバー人材センターへの加入者数	527人	722人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-1-4 障害者福祉の充実

本市の状況

- 障害のある人や介護する親の高齢化が進む中、安心して地域で暮らしていただけるよう、「親亡き後」等を見据えた地域での支援体制を充実していく必要があります。
- 障害のある人に対する理解と障害者差別の解消を図るため、市広報や市ウェブサイト、また、パンフレットなどによる周知・啓発に努めるとともに、正しい知識と理解を深めるための研修・啓発に取り組んでいます。
- 市内公共施設及び多くの人々が利用する公共的施設において、障害のある人の社会参加を阻害するバリアを解消するため、段差解消、スロープの設置、多目的トイレの設置などのバリアフリー化を推進するとともに、案内表示や情報提供手段の確立など、情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 日常生活において、地域や市民、また、団体、ボランティア等による支え合いや助け合いが非常に重要であることから、積極的な市民の地域活動やボランティア活動を推進し、地域の活性化に取り組んでいます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して、個々の能力を生かしながら、生き生きと生活していただけるよう、相談支援、情報提供、各種サービスの提供に取り組み、障害のある人の自立を支援できる体制強化に取り組んでいます。
- 障害のある人の外出時の円滑な移動を支援し、自立した生活や社会への参加を促進するための移動支援に取り組むとともに、福祉タクシー券による利用料金の一部助成など、社会参加による行動範囲の拡大を図り、障害者福祉の増進に取り組んでいます。
- 関係機関との連携を図りながら、支援体制の強化を図るため、虐待の早期発見・早期対応を目的とした障害者虐待防止センターを庁内に設置し、障害のある人への虐待や権利侵害の防止、また、養護者の支援に努めています。
- 障害のある人の健康保持と福祉の増進を図るとともに、医療に係る負担を軽減するため、重度心身障害児者医療や障害者自立支援医療などの医療費助成を実施しています。
- 障害のある人が安心して日常生活を送るためには、個々の障害に応じた生活支援を充実していく必要があります。医療・福祉・教育等の専門機関や福祉に関わる事業所などで構成する那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、相互に連携・協力を図りながら支援体制の整備に取り組んでいます。
- 障害のある人への自立と社会参画を促すため、岩出紀の川障害者就業・生活支援センターや和歌山公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化に努めながら、企業に対する周知・啓発、また、就労相談や職場定着に向けた一般就労への支援に取り組んでいます。また、障害種別や程度に応じ、福祉的就労の確保も必要であり、関係機関との連携・協力のもと、体制強化に取り組んでいます。

障害者手帳所持者 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体	1,806	1,844	1,847	1,832	1,850	1,893
療育	399	431	458	480	513	520
精神	290	326	344	335	372	424
計	2,495	2,601	2,649	2,647	2,735	2,837

※ 3月末実績



相談支援事業相談件数 (単位：件)



※ 3月末実績

重度心身障害児者医療 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受給資格者数	1,196	1,191	1,203	1,204	1,278	1,301

※ 3月末実績

障害者自立支援医療 (単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申請件数	225	276	279	275	294	314

※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 障害福祉サービスの充実

- 相談支援、各種サービス等の提供に取り組むことで、障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう努めます。
- 外出時の移動を支援し、福祉タクシー券による一部助成を実施することで、自立した生活や社会参加の促進に取り組めます。

取組方針 2 相談支援体制の充実

- 障害のある人とその家族からの相談に応じ、必要な情報提供・援助を行うことで、自立した日常生活が送れるよう取り組めます。
- 障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人への虐待や権利侵害の防止に努めます。

取組方針 3 就労支援と社会参加の充実

- 関係機関と連携し就労支援体制の強化に取り組むことで、障害のある人の自立と社会参加の促進に努めます。
- 市内公共的施設のバリアフリー化を促進し、誰もが安心して利用できる施設環境の整備に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 障害のある人への支援

障害者総合支援法等に基づいて、障害のある人が可能な限り身近な場所で安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な障害者支援を行います。

障害のある人とその家族の悩みや不安を軽減し、適切な支援を行うため、相談支援体制の充実に取り組めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
障害者(児)福祉の充実に満足している市民の割合	37.3%	63.6%	71.6%	
就労移行支援事業の延べ利用者数	73人	90人	108人	
総合戦略 KPI	相談支援事業の延べ利用者数	5,979件	7,000件	8,000件
	福祉タクシー券交付件数	385件	390件	395件

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
障害者計画	令和3年度～令和8年度
障害福祉計画・障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度
地域福祉計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-1 保険・医療制度の充実

本市の状況

第4章 元気で健康なまちづくり

- 少子高齢化の影響により国民健康保険加入者の高齢化が進む中、一人当たり医療費の増加や所得水準の低さなど、国保制度が抱える課題に対応するため、平成30年度から和歌山県においても国民健康保険の広域化がスタートしました。
- 国民健康保険では、広域化による制度改革後、県による財政運営、市町村による窓口・税徴収・保健事業など、それぞれが主体性を持ち、将来に向けた制度の継続と安定した財政運営を確保するための取組を進めています。
- 国民健康保険が将来にわたり、安定的で持続可能な保険医療制度を維持していくため、財源となる税収の確保に努め、国保財政の健全化に取り組んでいます。
- 国民健康保険税については、加入者の所得状況や税率の分析により、被保険者に対する適正な賦課に取り組んでいます。
- 納税については、現年度の徴収率アップを最大の目標に、徴収プロジェクトチームによる徴収強化を図るとともに、搜索や差押え、公売等の対策を講じながら、過年度徴収の強化に取り組んでいます。また、必要に応じて、執行停止処理を行っています。
- 40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対し、データヘルス計画の活用を図りながら、生活習慣病予防のための健康診査を実施し、健診結果に応じ、生活習慣を改善するための保健指導を実施するなど、被保険者の健康保持と医療費の抑制に取り組んでいます。
- 特定健康診査については、医師会等との連携を図るとともに、AIを用いた未受診者勧奨やまちかど健診等、新たな事業を活用するなど、受診勧奨及び啓発に取り組んでいます。また、特定保健指導については、電話支援や訪問面接などに取り組み、対象者のニーズに沿った保健指導を実施できるよう、検討を進めています。
- 後期高齢者医療については、75歳以上の高齢者等の健康保持と適切な医療確保を図るため、平成20年度から新たな医療制度として創設され、現在では、社会保障の一翼を担う大きな制度となっています。
- 全国的に高齢化が進む中、本市においても75歳以上人口は年々増加し、後期高齢者医療における医療費負担は、これまで以上に大きくなることが予測されます。
- 高齢者が安心して医療を受けることのできるよう、後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、制度周知や円滑な窓口対応など、高齢者医療サービスの更なる向上に努め、安定した制度運営を続けるためにも、自主財源となる保険料収入の確保に取り組んでいます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル対策など、75歳以上高齢者の保健事業と介護保険における地域支援事業等と一体的な実施を進めるための体制整備等についての検討を進めています。

国保税徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
現年度	92.84	93.76	94.72	94.92	95.08	94.92
過年度	27.08	26.42	29.27	23.11	26.18	23.64
全体	74.28	76.48	80.56	82.40	84.39	85.03

国保税徴収率の状況 (単位：%)



後期高齢者医療保険料徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
現年度	99.58	99.67	99.54	99.66	99.80	99.80
過年度	42.92	30.39	22.84	31.58	29.76	15.09

後期高齢者医療保険料徴収率の状況 (単位：%)



主な取組方針

取組方針 1 国民健康保険制度の安定運営

- 国民健康保険財政の健全化に努めることで、将来にわたり持続可能な医療保険制度の維持に取り組みます。
- 徴収プロジェクトチームによる徴収強化に取り組むことで、財源の確保を図ります。

取組方針 2 特定健診の受診勧奨

- AIを活用した対象者の特性に合わせた受診勧奨を行うことで、特定健診の受診率向上に取り組みます。
- 特定保健指導による生活習慣の改善により、被保険者の健康保持と医療費の抑制に取り組みます。

取組方針 3 後期高齢者医療制度の安定運営

- 後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、保険料の収入確保に取り組みます。
- 高齢者の心身の課題に対し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 保険・医療の充実

財政運営の責任主体である県との連携を図りながら、医療費の適正化や徴収強化による財源確保により、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組みます。

生活習慣病等の発症と重症化を予防するため、データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者への特定健診・特定保健指導等の保健事業を推進します。

高齢化により後期高齢者の増加が見込まれる中、安定した制度運営を図るため加入者の健康の保持増進と保険料の確保に努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
国民健康保険税の徴収率	94.9%	95.2%	95.3%
総合戦略 KPI	特定健診の受診率 (国保)	34.2%	40.1%
	特定保健指導終了率 (国保)	36.9%	40.5%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度
データヘルス計画	平成30年度～令和5年度

1 住んでよかったと
思えるまちづくり

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれる
まちづくり

4 元気で健康な
まちづくり

5 にぎわいと
輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-2 介護保険の充実

本市の状況

第4章 元気で健康なまちづくり

- 人口推計によると高齢者人口は、今後も増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの推進が求められています。
- 介護サービス利用者やその家族等が必要なサービスを適切に安心して利用できるよう、介護保険制度や介護サービス等に関する情報を提供するとともに、利用者に関する相談支援、利用にあたっての負担軽減を図り、介護サービス利用の支援に取り組んでいます。
- 介護保険制度の公平性を確保するため、受給者に対する適切な認定調査及び審査の実施に努めるとともに、受給者が必要とする過不足のないサービスの提供と介護保険制度の信頼性を高めるため、ケアプランチェックや事業所指導など、適正な介護給付への取組を進めています。
- 介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、保険料負担の公平化や介護保険財政の安定運営を図るため、制度への理解と納付意識を高めるための働きかけを行い、自主財源となる介護保険料の徴収強化に取り組んでいます。
- 介護保険料については、年金による特別徴収が概ね9割、徴収率への影響が大きい普通徴収は概ね1割となります。普通徴収では、滞納繰越を増やさないよう、現年度徴収に力を入れながら、財産調査や差押え等の徴収強化を図るとともに、低所得者への減免措置など支払い能力に応じた確実な納付や納付意識向上への取組に努めています。
- 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、介護予防教室の開催をはじめ、住民自身が地域で主体的に介護予防に取り組む自主活動への支援など、効果的な介護予防活動の展開を推進するとともに、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組める体制づくりに努めています。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加すると予想されるため、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症サポーターの養成や認知症カフェの実施、相談支援体制の充実に努めています。
- 高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止などに取り組んでいます。

介護予防自主活動グループ数

(単位：グループ)

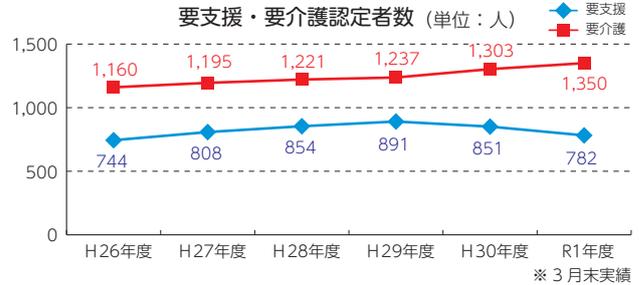
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
シニアエクササイズ	8	9	9	15	17	18
岩上げんき体操	—	—	2	8	11	13

※ 3月末実績

要支援・要介護認定者数

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
要支援	744	808	854	891	851	782
要介護	1,160	1,195	1,221	1,237	1,303	1,350



要支援・要介護認定率

(単位：%)

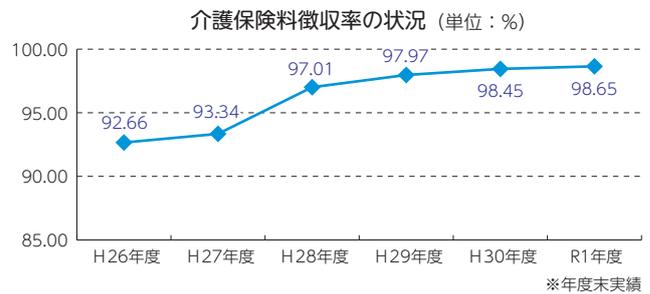
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認定率	17.5	17.56	17.59	17.57	17.35	16.82

※ 3月末実績

介護保険料徴収率の状況

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
全体徴収率	92.66	93.34	97.01	97.97	98.45	98.65



認知症対策

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認知症サポーター数	581	797	947	1,121	1,242	1,804

※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 介護サービスの充実

- 介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
- 持続可能な介護保険事業の運営のため、ケアプランや給付状況等のチェックを行い、介護給付の適正化に取り組みます。

取組方針 2 介護予防の推進

- 介護予防教室の実施や地域で介護予防に取り組む自主グループを支援することで、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組みます。

取組方針 3 認知症対策の充実

- 認知症サポーターの養成等に取り組むことで、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発に取り組みます。
- 認知症カフェや介護予防に資する通いの場への参加の促進等を実施することで、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の取り組みを推進します。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 介護・介護予防の充実

本市の人口構造においても、高齢化が進む中、高齢者がいきいきと暮らせるよう、要支援・要介護状態を予防するための介護予防事業や予防知識の啓発に取り組みます。

認知症に対する正しい理解を深め、地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
介護サービスの充実に満足している市民の割合	38.1%	59.1%	66.7%	
介護保険料の徴収率	98.6%	98.9%	99.1%	
総合戦略 KPI	要介護（要支援）認定者の割合	16.8%	17.6%	19.1%
	認知症サポーター数（累計）	1,804人	2,550人	3,550人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

1 住んでよかったです
思えるまちづくり

2 安全で安心して
暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれる
まちづくり

4 元気で健康な
まちづくり

5 にぎわいと
輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-2-3 生活困窮者への支援

本市の状況

●生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立に向け、平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等の事業を実施し、生活困窮者に対する自立支援の強化に取り組んでいます。

●自立相談支援では、就労支援やその他の自立に関する問題への相談を行う支援員を配置し、生活困窮者が抱える課題に対し、計画的に支援することができるよう、自立支援計画を策定し、包括的な支援を実施するとともに、離職等により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者に対して、家賃相当額を有期で支給する住居確保給付金事業を実施しています。

●和歌山公共職業安定所（ハローワーク）、社会福祉協議会等の関係機関との連携体制の構築と就労支援員により生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、生活に不安を抱えている方に、貸付制度の利用支援や住居確保に関する支援等を実施しています。

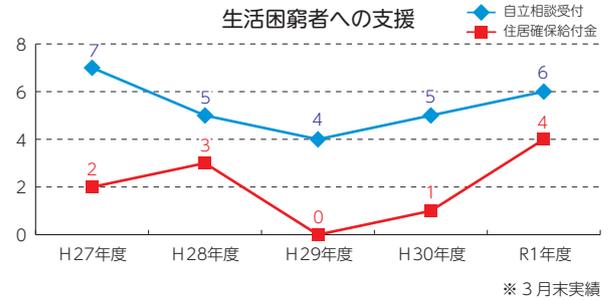
●全国的な景気不安が続き、経済の先行きが見えない状況の中、地方における雇用や景気についても厳しい状況にあります。また、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、収入の増加等に大きな期待ができないため、生活保護の長期化が見込まれることも課題となっています。

●日本国憲法第25条の理念に基づき、生活困窮者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を図るため、保護申請に係る要否判定、被保護世帯への訪問調査、就労支援などにより、経済的・社会的自立の助長を図りながら、生活保護を実施しています。

●生活保護では、申請件数の増加に加え、援助困難ケースの増加など、窓口でのニーズ対応が複雑化する中、被保護世帯の減少は見られるものの、扶助費の水準は依然として高く、扶助費全体の概ね半分を医療扶助が占めている状況となっています。研修及びケース検討会議を通じ、職員及び組織のスキル向上を図るとともに、就労指導及び他法活用の強化、被保護者健康管理支援事業の実施や後発医薬品の使用促進などにより、保護費の適正化に取り組んでいます。

生活困窮者対策 (単位: 件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自立相談受付	7	5	4	5	6
住居確保給付金	2	3	0	1	4



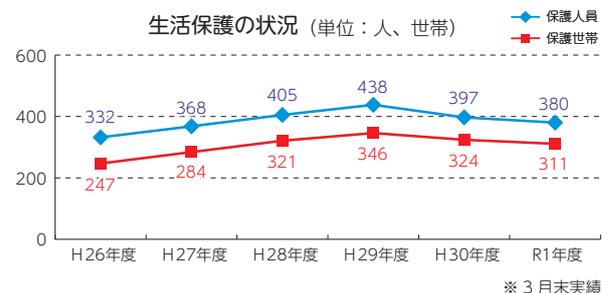
生活保護費 (単位: 千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
扶助費	486,298	618,748	609,191	714,245	733,478	671,474



生活保護 (単位: 人、世帯、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
保護人員	332	368	405	438	397	380
保護世帯	247	284	321	346	324	311
保護率	6.18	6.85	7.51	8.14	7.37	7.06



主な取組方針

取組方針 1 生活困窮者の自立支援

- 自立相談支援や住居確保給付を行うことで、生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進に取り組みます。
- 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、生活困窮者の自立支援に取り組みます。

取組方針 2 生活保護制度の適正な実施

- 日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活保護制度の適切な実施に取り組みます。
- ケース検討会議による組織的な対応により援助方針を確立し、被保護世帯の経済的及び社会的自立を促します。

総合戦略による取組

基本戦略 3 安全・安心で住環境の良いまち

○施策 生活困窮者の自立支援

生活保護受給世帯への自立支援、生活保護制度の適正な実施に取り組みます。
生活保護に至る前の段階での早期支援と自立促進を図るため、生活困窮者に対しての自立相談支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者自立支援制度の適正な実施に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和 7 年度)	(令和 12 年度)
生活保護・生活困窮者相談件数	151 件	160 件	170 件
総合戦略 KPI 就労支援による新規就労率	40.5%	42.5%	45.0%

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	令和 3 年度～令和 7 年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-3-1 子育て支援の推進

本市の状況

第4章 元気で健康なまちづくり

●全国的な少子化の進行や出生率の低下により、子どもの数が減少する一方で、出産年齢、世帯構造、養育者の就労など、時代とともに出産・子育てに対する環境の変化に伴い、新たな課題やニーズに対応するため、「岩出市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な支援に取り組んでいます。

●育児不安の軽減や虐待の予防を図るため、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを平成31年4月に設置しました。

●地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターを市内2カ所に設置し、親子の交流、子育て相談、保育所開放、サークル支援など、様々な支援・援助に取り組んでいます。

●仕事と子育ての両立を支援するため、依頼会員と援助会員のネットワークによる地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センターの利用を推進し、登録会員の確保による利用拡大に取り組んでいます。

●妊婦・出産期の女性は心身ともに不安定な状態にあることから、妊娠の早期から妊娠・出産に関する情報を提供し、安心して出産できるよう、妊産婦に対する健康診査や妊婦・子育てなどの各教室を実施しています。

●子どもを持つことを望む夫婦に、不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため不妊治療費の助成を実施することで、少子化の抑制に取り組んでいます。

●乳幼児健康診査・健康相談や乳幼児家庭への全戸訪問、また、医療機関との連携による産後ケアなど、母子の心身の健康維持・増進に努めるだけでなく、安心して子育てできるよう、産後の育児支援にも取り組んでいます。

●全ての子ども達が適切な医療や教育・保育を受けることのできる権利と機会を保障し、健全な育成が図れるよう、「子ども医療」などの医療費助成や「児童手当」などの手当支給、また、幼稚園、保育所等の利用料の無償化など、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図るための支援に取り組んでいます。

●全国的に問題となっている子どもへの虐待は、その後の子どもの成長や人生に大きな影響を及ぼすとともに、子どもの人権の視点からも見過ごせない大きな問題であり、市では、関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と予防に努めるなど、児童虐待防止対策に取り組んでいます。

●子育ての不安の軽減や児童虐待予防につなげるため、家庭相談員等による相談体制の強化に努めるとともに、前向き子育てプログラムや相談窓口の周知などの未然防止の取組の強化、また、要保護児童対策地域協議会（岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議）を中心に関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止に取り組んでいます。

住民基本台帳による子どもの数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0～6歳	3,586	3,489	3,466	3,367	3,293	3,248
7～18歳	7,372	7,235	7,138	6,996	6,804	6,612
計	10,958	10,724	10,604	10,363	10,097	9,860

※ 3月31日時点の住民基本台帳人口

地域子育て支援センター (単位：組)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年間利用組数	8,158	7,861	8,524	8,267	8,344	8,102

※ 3月末実績

ファミリー・サポート・センター (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
会員数	532	608	723	825	963	1,072
利用者数	1,316	1,432	1,271	1,555	1,782	1,855

※ 3月末実績



家庭児童相談 (単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童虐待対応延べ件数	253	307	442	556	635	590

家庭児童相談における児童虐待対応延べ件数 (単位：件)



※ 3月末実績

主な取組方針

取組方針 1 出産・子育て支援の充実

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組みます。
- 地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの機能充実に取り組みます。

取組方針 2 子育て家庭への経済的支援

- 子どもの通院・入院にかかる医療費の助成や児童手当の支給、保育・幼児教育の無償化など、子育て世帯に対して経済的な負担軽減につながる支援に取り組みます。

取組方針 3 要保護児童対策

- 家庭相談員等による相談体制の強化により、子育ての不安軽減や児童虐待予防に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会（岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議）を中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と虐待防止に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 子育て環境の充実

すべての子どもが健やかに成長でき、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援するため、妊婦・乳幼児への健診事業や育児相談などに取り組みます。

地域子育て支援センターを拠点として、すべての子育てで家庭が身近に感じることを、地域一体となった子育て支援体制づくりを推進します。

子育て世帯の医療費負担軽減や各種助成・手当により、子育て世帯の経済負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境づくりに努めます。

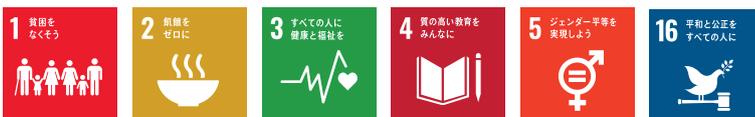
子どもの養育に関する相談や児童虐待対応の体制強化を図ることで、児童虐待の予防・早期発見に取り組みます。出産の希望をかなえるため、不妊治療費の助成に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
児童福祉の充実に満足している市民の割合	40.9%	64.9%	72.3%
母子・父子福祉に満足している市民の割合	39.0%	66.9%	74.6%
総合戦略 KPI	地域子育て支援センターの年間利用組数	8,102 組	8,791 組
	不妊治療助成件数	68 件	80 件

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

4-3-2 保育環境の充実

本市の状況

- 令和元年度時点で、本市の認定こども園を含む認可保育所は、公立・私立それぞれ4カ所の計8カ所あり、保育士は、平成28年度の212人をピークに減少傾向にあります。また、各年4月1日時点の認可保育所の在籍率は、90%前半を推移し、ほぼ横ばいの状況となっています。
- 認可保育所の児童数が年々増加し、保育所に対する需要が高まる一方で、一部の保育施設では、築年数40年を超えており、経年劣化に伴う老朽化が進む中、児童の安全性を確保し、施設を末永く使用していけるよう、「保育施設長寿命化計画」に基づく、保育施設の老朽化対策に取り組んでいます。
- 時代とともに子どもを育てる家庭環境やライフスタイルが変化し、核家族化や共働き世帯の増加など、子育てと仕事の両立を求める市民が増加しており、一時預かり保育、延長保育、低年齢児保育、病後児保育、休日保育、認可外保育施設の利用など、保育サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。また、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化制度」が開始され、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 平成27年度に「つくしの里こども園」、平成29年度に「さくらんぼ学級」の2施設が地域型保育事業所として設置され、また、平成29年度に「おひさま保育園」、平成30年度に「山崎北保育園」の2施設が幼保連携型認定こども園に移行するなど、定員数の増加に努め、保育体制の充実に取り組んでいます。
- 保育所では、平成27年度から途中入所による待機児童が発生しており、公立・私立ともに児童数が年々増加している状況の中、保育士の確保、幼稚園の認定こども園への移行促進、企業主導型保育など民間を活用した保育体制の構築を進めながら、入所体制の充実に取り組んでいます。
- 放課後児童健全育成事業では、放課後の子どもの居場所づくりをはじめ、放課後児童の健全な育成と共働き家庭等への育児支援を図るため、小学校の空き教室等を利用し、小学校6年生までを対象に、市内6カ所で実施しています。
- 保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に安全・安心な環境で学習や多様な体験・活動が行えるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的、または連携して実施する体制として、新・放課後子ども総合プランの整備を検討しています。



認可保育所等（地域型含まない） (単位:カ所、人、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
設置数	8	8	8	8	8	8
保育士人数	194	210	212	206	205	202
定員数	1,480	1,449	1,482	1,482	1,486	1,521
児童数	1,352	1,342	1,355	1,344	1,367	1,375
在籍率	91.4	92.6	91.4	90.7	92.0	90.4

※4月1日時点



認可保育所等の児童数 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公立(4園)	699	704	706	683	711	713
私立(4園)	653	638	649	661	656	662
地域型(2園)	—	9	19	28	35	35
計	1,352	1,351	1,374	1,372	1,402	1,410

※4月1日時点

放課後児童健全育成事業 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童数	318	323	359	398	393	422

放課後児童健全育成事業の児童数 (単位:人)



※4月1日時点

主な取組方針

取組方針 1 保育サービスの充実

- 認定こども園への移行促進や企業主導型保育など民間活用を図りながら、待機児童の解消に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かりや延長保育、低年齢児保育、病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

取組方針 2 保育施設の整備

- 児童の安全を確保し、保育施設の長寿命化を図るため、保育施設の老朽化対策に取り組みます。

取組方針 3 放課後児童クラブの充実

- 各小学校において放課後児童クラブを実施し、子どもの居場所づくりや共働き家庭等の育児支援に取り組みます。
- 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に行う、新・放課後子ども総合プランの検討を進めます。

総合戦略による取組

基本戦略 2 子育てしやすいまち

○施策 保育の充実

安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、待機児童の解消や一時預かり、延長保育、病後児保育など多様なニーズに対応した保育環境の充実に取り組みます。

放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施により、放課後における子どもの居場所をつくとともに、地域交流、世代間交流を図ります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
病後児保育の利用登録者数	253人	395人	400人
総合戦略 KPI	待機児童数	8人	0人
	低年齢児受入割合	33.4%	35.0%

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

第5章 にぎわいと輝きのあるまちづくり

5-1 輝きのあるまち

基本施策

基本的な方向性

5-1-1
農林業の振興



高齢化等により農家数が減少する中、農業の担い手育成・確保が重要となっており、効率的で安定的な農業経営を行えるよう、意欲ある担い手への農地集積を行うとともに、新たな担い手の育成や農業の高収益化に取り組む必要があります。

5-1-2
商工業の振興



商工会と連携し、市内事業者の育成と経営のサポートを行うことで、商工業、サービス業など地域産業の活性化を図ります。
ロードサイドショップによる企業集積や企業の誘致に取り組むとともに、関係機関と連携し、起業支援や働く意欲のある方への就労機会の確保に努めます。

5-2 にぎわいのあるまち

基本施策

基本的な方向性

5-2-1
観光の振興



岩出市への愛着を高め、交流人口や関係人口の増加による地域の活性化につなげるため、本市の歴史、文化、自然、産業等多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。
道の駅「ねごろ歴史の丘」を観光拠点として、広域観光における地域間連携を図りながら、観光客の増加に取り組みます。

5-2-2
観光資源の創出



京奈和自動車道紀北西道路及び県道泉佐野岩出線の整備による交通利便性の向上、観光拠点となる道の駅「ねごろ歴史の丘」の完成、根来寺6棟の国重要文化財指定などの好機を活かし、岩出市の観光イメージを確立し、「根来」のブランド化に取り組むことで、観光地としての認知向上と観光消費の拡大を図ります。

5-3 歴史を守り文化をつなぐまち

基本施策

基本的な方向性

5-3-1
文化遺産の
保護・活用



根来寺境内に所在する文化遺産については、関係機関との連携を図りながら、保全・活用に取り組めます。また、地域の文化遺産についても保護・活用を図り、文化遺産の調査等で得られた資料を適切に保存・整理し、公開できるよう努めます。

5-3-2
歴史・伝統文化
の振興



市民が「ふるさと岩出」に愛着と誇りが持てるよう、歴史・伝統文化の振興に取り組めます。岩出市の伝統文化である「根来の子守唄」や「根来塗」等の保存と、後継者の育成に努めるとともに、これらの価値や魅力を発信する取組を行っていきます。

5-3-3
国際化の推進



近年の外国人観光客や外国人住民の増加により、日常生活において市民と外国人が関わる機会の増加が予想されることから、国際交流活動の推進、多文化共生社会を担う人材の育成に努めることで、お互いを認め合い暮らしやすいまちづくりに取り組めます。

総合戦略による取組

基本戦略1 人が集う、魅力あるまち

基本戦略4 産業振興による活力あるまち

農業分野については関係機関との連携により、担い手の育成・確保を図るとともに特産品化・ブランド化による高収益化に取り組めます。

産業振興については、優良企業の誘致や商工会、金融機関等との連携による経営課題解決、成長支援等地元企業の活性化や創業支援などにより雇用を創出するとともに、働きやすい環境づくりの推進に取り組めます。

また、広域幹線道路の整備に伴う交通の利便性を最大限に活用して、他府県・他市町村からの交流人口を増加させるため、根来寺や旧和歌山県議会議事堂、道の駅「ねごろ歴史の丘」を中心とした観光資源の魅力発信に取り組むとともに、「見る・食べる・遊ぶ」を楽しんでいただける市内環境整備に取り組めます。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-1-1 農林業の振興

本市の状況

●平成 28 年 4 月に改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、農業委員会の重点業務が担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。

●農地は、農作物の生産という本来の機能以外にも、洪水の防止、自然環境の保全、地下水涵養、良好な景観の形成など多面的な機能を持ち、市民の住環境や教育環境の充実などにも大きく寄与しています。この農地の持つ多面的機能を維持していくためにも、農地の保全や活用を進めていく必要があります。

●総農家数が減少する中、平成 27 年の販売農家数は、493 戸となっています。また、農業就業者も減少傾向にあり、農業の担い手の減少とともに、高齢化が進んでいます。農業の抱える課題に対応するためには農業の高収益化や新たな担い手の育成などに向けた取り組みが必要となります。

●農業就業者の高齢化や担い手不足により、生産性の低下や遊休農地の増加が懸念されます。農業者の育成・支援をはじめ、希望者の就農に向けた相談支援や小規模な農家の経営基盤の強化や農地等の集積など、新規参入を可能にする支援体制づくりに取り組んでいます。

●JA 紀の里や農業団体などと連携を深め、道の駅「根来さくらの里」の活用など地元農産物の収益確保に取り組んでいます。

●農業就業者の創意工夫と地域の特性を活かして、農業の高収益化を図る必要があります。JA 紀の里と連携して岩出市産の安全・安心な農産物のブランド化を図るとともに、商工・観光産業とも連携し、農業の 6 次産業化に取り組んでいます。

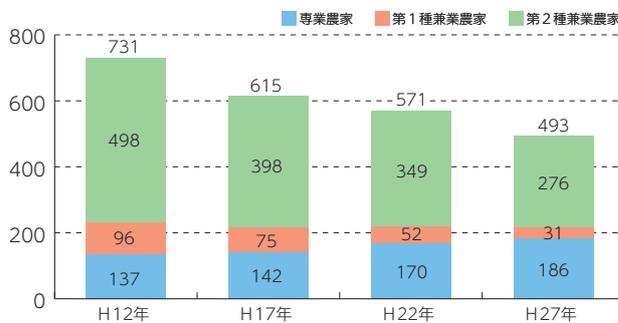
●優良農地の維持や農作業の効率化を図るため、農業用水施設の維持・更新、農道の拡幅や舗装整備等の農業基盤の整備に取り組んでいます。

●農業用排水路は農業生産の維持、農業経営の安定を図るだけでなく、農地や農業用施設の防災面において重要な機能を担うことから、国営総合農地防災事業の積極的な支援に努めています。

●イノシシ、アライグマ等を中心に農作物への被害が増加する中、猟友会等の関係団体と連携し、捕獲、防護柵の設置により、農作物への被害軽減に取り組んでいます。

●森林を大切な資源として管理し守っていくため、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、林業経営の効率化と森林管理の適正化が求められています。

販売農家数の推移 (単位: 戸)



資料: 農林水産省「農林業センサス」



主な取組方針

取組方針 1 農地等の保全

- 意欲ある担い手への農地集積や遊休農地の発生防止に取り組みます。
- 農道や水路の整備をすることで農地の保全及び農業用水路の確保を図ります。

取組方針 2 農林業経営基盤の充実

- 関係機関と連携し、農産物のブランド化と販売力の強化を図ります。
- 農産物の安全確保と道の駅「根来さくらの里」を活用した販売体制の強化に取り組みます。
- 鳥獣被害から農作物を守り、農業経営の安定化を図ります。
- 既設林道の保全・管理に取り組むとともに、県や関係団体と協力し、紀州材の需要拡大を促進します。

取組方針 3 担い手の育成と確保

- 農業の担い手の育成・確保するために、相談から就農、経営定着まで支援に努めます。
- 認定農業者などの中心経営体を中心とした効率的かつ安定的な経営体の育成に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 4 産業振興による活力あるまち

○施策 農業の振興

JA 紀の里等との連携により生産拡大、販売促進、担い手の育成・確保を図ります。
関係機関との連携により、農産物の高付加価値を図り、特産品化やブランド化を促進します。
市オリジナルグルメ商品等の材料となる農産物の生産に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
農林業の振興に満足している市民の割合	38.4%	66.4%	74.3%
農用地利用集積面積(年間)	13ha	13ha	13ha
総合戦略 KPI	道の駅「根来さくらの里」の年間売上	208,978 千円	220,000 千円
	奨励作物の作付面積	133.5a	134a

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度～
鳥獣被害防止計画	令和元年度～令和4年度
農業振興地域整備計画	平成2年度～
森林整備計画	平成29年度～令和8年度

1 住んでよかったです
思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-1-2 商工業の振興

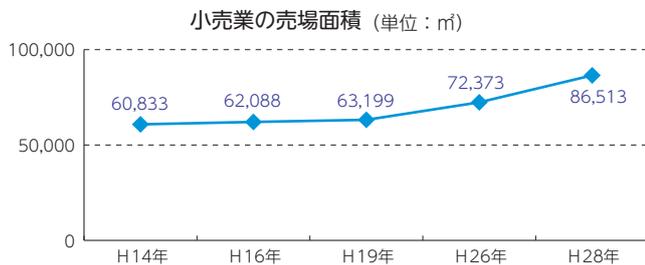
本市の状況

- 市内主要幹線道路沿線においてロードサイドショップの出店が進み、小売業における売場面積は増加しています。一方、民営事業所数及び事業所従業員数については平成26年までは増加傾向にありましたが、平成28年は概ね横ばいとなっています。
- 人口減少による地域経済の縮小が見込まれる中、持続可能な経済成長を促進するため、先端技術の導入や生産性向上への取組などを支援し、地域経済の基盤となる産業育成に努めています。
- 商工業者の経営支援や地域活性化に取り組む商工会の運営支援を行うとともに、商工会や金融機関などと連携して、様々な課題を抱える市内事業者に対する総合的な支援体制の構築・拡充に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し、国・県と連携して事業の継続や回復に努めています。
- ロードサイドショップを中心に大型店舗やチェーン店が出店し、市民の生活を支えています。一方、地元商店は減少しているため、地域に根ざした商店の活性化に取り組んでいます。



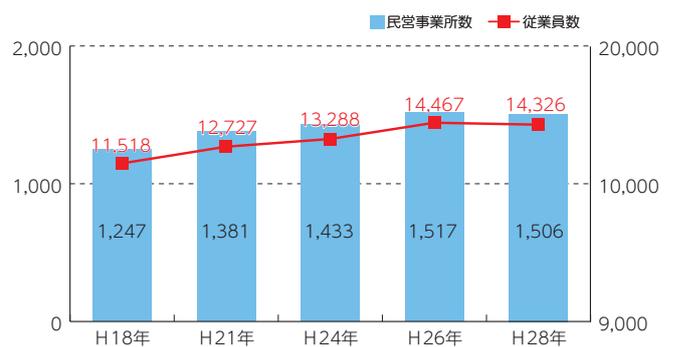
小売業の売場面積 (単位：㎡)

	H14年	H16年	H19年	H26年	H28年
売場面積	60,833	62,088	63,199	72,373	86,513



資料：経済産業省「商業統計」、総務省「経済センサス」

民営事業所数・従業員数の推移 (単位：事業所・人)



資料：総務省「事業所・企業統計」・「経済センサス」

- 根来寺など本市の観光資源を積極的に活かして、観光産業と連携した商工業の魅力を高める取り組みを進める必要があります。
- 市内事業者の活動を促すため、観光イベントへの呼びかけなど地域事業所の活性化に取り組んでいます。
- 関西国際空港から近く、国道・主要県道・京奈和自動車道岩出根来インターチェンジを有する立地を活かして、製造業や物流分野の企業誘致を実施しています。引き続き県との連携を図りながら、地域経済の活性化、雇用創出につながる優良企業の誘致に取り組めます。
- 地域経済の活力を高めるため、商工会、金融機関等と連携して、創業のきっかけづくりから創業後の起業支援まで行うことで、創業しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材がその能力を発揮できるよう、和歌山公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携した雇用促進に取り組んでいます。



主な取組方針

取組方針 1 商工業・サービス業の活性化

- 市内商工業者の安定経営のため、経営相談や資金調達の支援などに取り組む商工会への支援を行います。
- 商工会と連携し、プレミアム付き商品券の発行など地域産業の活性化に取り組みます。
- 商工会等と連携して、創業支援セミナーを開催し、経営・財務・人材育成・販路開拓など創業に必要な知識習得を支援します。
- 商工会にワンストップ相談窓口を設置し、経営指導員が創業者に効果的な支援を行います。

取組方針 2 雇用の確保

- 和歌山公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関と連携し、就労機会の提供に取り組みます。
- アクセス性の良さを活かした企業誘致や事業拡大に伴う設備投資への支援に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 4 産業振興による活力あるまち

○施策 地元企業の活性化

京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ周辺を中心として多様な企業の誘致を促進します。県と連携を図り、情報提供や税優遇や奨励金等の支援による企業誘致を推進することで、地域経済の活性化と雇用創出に取り組みます。商工会、金融機関との連携により、創業支援や経営課題解決、成長支援などの地元企業の活性化支援に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
企業の誘致に満足している市民の割合	11.1%	28.8%	37.2%
事業所数	1,506 事業所 (H28)	1,528 事業所	1,550 事業所
商工会会員数	572 事業所	600 事業所	620 事業所
総合戦略 KPI	誘致企業数	0 社	1 社
	創業セミナー開催数	8 回	8 回
	金融機関との連携件数	21 件	21 件

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	令和2年度～令和6年度
創業支援事業計画	平成27年度～令和6年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-2-1 観光の振興

本市の状況

第5章 にぎわいと輝きのふるまひづくり

- 交流人口の増加による地域活性化を図るため、観光振興を重要施策と位置づけ、平成 26 年度から旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館の整備を進め、平成 28 年 4 月に両施設がオープンしました。また、平成 29 年 12 月に観光拠点となる道の駅「ねごろ歴史の丘」がグランドオープンしました。
- 観光施設の整備やアクセス道路である京奈和自動車道紀北西道路及び県道泉佐野岩出線の整備、イベントの実施、プロモーション活動等の効果もあり、平成 26 年に 796,955 人であった市内観光客数は令和元年には、1,719,633 人まで増加し、令和元年の目標値であった 150 万人を達成しました。
- 広域観光における地域間連携を図り、近隣市町の魅力的な観光資源をつなぎ、周辺地域一体での回遊性を高めることで、観光客の増加に取り組んでいます。
- 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、和歌山市、紀の川市と紀泉地域の広域観光に関する協定を結び、各市町の地域資源を活用した広域観光の推進に取り組んでいます。
- 根来寺の認知度を高め、観光イメージを確立するため、観光協会等と連携のもとパンフレット、ウェブサイト、SNS 等様々な媒体を活用した観光情報発信を強化するとともに、「紀州根来寺かくばん祭り」「花見時の大門ライトアップ」「いわで夏まつり」など恒例イベントを毎年実施し、季節に応じた本市魅力の発信に取り組んでいます。
- 観光産業の活性化を図るため、観光施策については行政主体から民間主体に移行させることが必要です。観光、商工、まちづくりの関係者・団体が集まるプラットフォームの形成を図るなど、多様な主体による連携を構築・強化することで観光振興に向けた活動の活性化に取り組んでいます。
- 新たに整備された観光拠点である道の駅「ねごろ歴史の丘」を活用し、更なる誘客を図るため各地のイベントへの出展や旅行会社訪問によるプロモーションを実施することで、個人観光客及び観光バス等による団体客の取り込みに努めています。
- 観光客数は、令和元年まで順調に伸びてきましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、観光産業は大きな影響を受けています。感染防止対策を取るとともにウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光戦略の検討が必要となります。



岩出市内及び根来地域の年間観光客数 (単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
岩出市内	796,955	1,030,896	1,267,106	1,146,352	1,321,718	1,719,633
根来地域	560,918	778,055	1,022,933	924,164	1,097,662	1,483,257

岩出市内及び根来地域の観光客数 (単位：人)



資料：和歌山県商工観光労働部観光局「観光客動態調査報告書」、市資料



主な取組方針

取組方針 1 広域連携の推進

- 県内広域連携や府県境を越えた周辺市町と協力し、広域的な観光ネットワークの進展に取り組みます。
- 各市町の観光資源をつなぐ周遊ルートの定着と連携イベントの開催に取り組みます。

取組方針 2 観光情報の発信

- 観光協会との連携を図り、市観光イベントの充実と積極的なプロモーション活動により観光イメージの確立と観光PRの強化に努めます。
- 国内外から観光客を呼び込むため、多様な情報伝達手段を活用した効果的な仕組みの構築に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 観光の振興

「岩出に来てよかった。」と提供いただける魅力ある「おもてなし」を構築するため、市独自の事業とともに、根来街道グリーンツーリズム振興協議会、紀の川みち広域観光連絡協議会など周辺市町との広域連携を図りながら、「いわでもよいよい推進事業」として様々な観光事業に取り組みます。

平成 29 年 12 月にグランドオープンした道の駅「ねごろ歴史の丘」を本市の観光拠点として活用するとともに、観光ニーズを分析し、インターネット、SNS 等を活用した誘客宣伝や、旅行会社、メディアとの連携により、観光客への効果的な情報発信に取り組みます。

本市の魅力を知っていただき本市のファンを増やすことで、交流人口・関係人口の増加に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和 7 年度)	(令和 12 年度)
観光、商工に満足している市民の割合	25.8%	45.8%	54.0%
年間観光客数	172 万人 (年間)	200 万人 (年間)	200 万人 (年間)
総合戦略 KPI	根来地域の年間観光客数	148 万人 (年間)	160 万人 (年間)
	道の駅ねごろ歴史の丘への年間バス立ち寄り数	28 台	40 台

SDGs の目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
観光ビジョン	平成 25 年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのまあるいまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-2-2 観光資源の創出

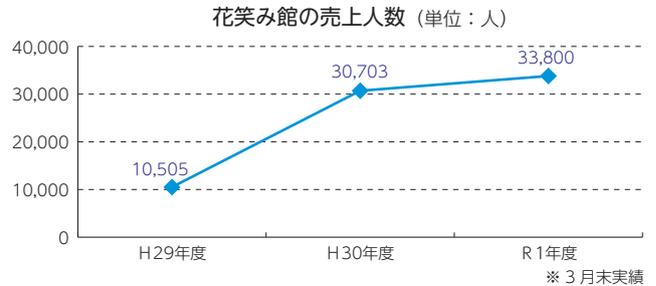
本市の状況

- 根来寺を中心として、春の桜、秋の紅葉など美しい季節の彩を活かした観光PRに努めるとともに、平成28年4月の旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の移築復原、ねごろ歴史資料館のオープン、平成29年12月の道の駅「ねごろ歴史の丘」のグランドオープン、令和元年9月の根来寺の大伝法堂・大門など6棟の国重要文化財指定、令和2年11月の根来寺遺跡展示施設のオープンなど、新たな観光資源を活かした観光基盤の整備に取り組んでいます。
- 地方創生として、観光振興施策による交流人口の増加に取り組んでいます。観光資源の魅力向上、観光情報の発信、新たな観光資源の創出等を図るため「いわでもよいよ推進事業」の一環として、観光拠点施設の整備を行い、「おもてなし」環境の向上を図るための施設を整備しました。
- 整備した施設を活用して、更なる誘客を図るため、本市の観光イメージを確立し、「根来」のブランド化に取り組むことで、観光地としての知名度を向上させるとともに、地元業者と連携し、観光客の購買意欲を刺激する地域産品やお土産商品を開発することで観光消費の増加に取り組んでいます。
- 外国人旅行者については、誘客促進に取り組むとともに、多言語対応など観光しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 根来地域を周遊できるモデルルートを策定し、地域内に点在する歴史的建造物等の概要や場所を説明する観光案内板を根来のイメージに基づき統一して整備することで、観光地としての利便性と魅力向上のための取組を進めています。
- 根来寺という素晴らしい観光資源があり、観光拠点施設が整備されたことで、立ち寄る観光客数は増加していますが、観光消費は伸び悩んでいます。観光に必要な素材として「食」は大きな要素であることから、市オリジナルのグルメ商品の開発を行い、観光消費の拡大に取り組んでいます。
- 観光ニーズが多様化し旅行形態が変化する中、ここにしかないような体験型の観光が求められています。本市の歴史・文化・食などの観光素材を活かした体験型観光の提供を図ることで、滞在型観光メニューの開発に取り組んでいます。



道の駅「ねごろ歴史の丘」花笑み館の売上人数 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度
売上人数	10,505	30,703	33,800



旧和歌山県議会議事堂の利用者数 (単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R1年
利用者数	10,328	9,850	14,170	32,727



主な取組方針

取組方針 1 観光基盤の整備

- 観光客を誘致し、観光消費を増加させるため、根来地域を周遊できるモデルルートの策定に取り組みます。
- 根来のイメージに基づいたデザインの観光案内板を設置することで、根来地域の魅力の向上を図ります。
- 本市の歴史・文化・食などの観光素材を活かした体験型観光の提供を図ります。

取組方針 2 観光イメージの確立

- 根来寺を中心とした本市の観光イメージを確立し、広く浸透させることで誘客を図ります。
- 根来のイメージに基づいた、デザインをパンフレット、ウェブサイト等の広報媒体や特産品、お土産のパッケージに使用することで観光イメージの確立とPRに取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 新たな観光資源の創出

根来寺を中心とした本市の観光地としてのイメージを統一し広く浸透させることで、県内外からの交流人口を拡大させ、根来のイメージに基づいた商品開発などにより観光消費の促進を図ります。

観光客を誘致し、観光消費を増加させるため、根来地域を周遊できるモデルルートを策定し、ツアー企画の造成、旅行会社へのプロモーションに取り組みます。

観光に必要な素材として「食」は大きな要素であることから、市オリジナル商品等、新しい観光資源の開発に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

		現状値 (令和元年度)	目標値	
			(令和7年度)	(令和12年度)
特産品の開発に満足している市民の割合		26.2%	46.2%	54.5%
根来のイメージに基づいた商品数		0件	5件	10件
根来のイメージに基づいた案内板設置数		0カ所	10カ所	10カ所
総合戦略 KPI	道の駅「ねごろ歴史の丘」 花笑み館の年間売上人数	33,800人	50,000人	50,000人
	道の駅「ねごろ歴史の丘」 花笑み館の新規雇用者数(累計)	8人	10人	10人
	「根来」のブランド化に関する 産品開発事業者数	0件	5件	5件

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
観光ビジョン	平成25年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあふれるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-3-1 文化遺産の保護・活用

本市の状況

第5章 にぎわいと輝きのあるまはげのまち

- 地域住民の減少や少子高齢化などにより文化遺産の保護・伝承が困難になることが懸念されることから、文化遺産の調査研究を行い、その継承に取り組んでいます。
- 地域の文化遺産を公開するために、調査で得られた資料を適切に保存・整理するとともに、令和元年に国の重要文化財に指定された根来寺建造物（6棟）や、令和2年に認定された日本遺産の「葛城修験」など新たに指定・認定された文化遺産を活用し、市民のふるさと意識の高揚と観光振興に努めています。
- 国指定「史跡根来寺境内」に所在する文化遺産を保護するため、『史跡根来寺境内保存管理計画書』に基づき、根来寺境内とその周辺の適切な保全・管理に取り組んでいます。
- 埋蔵文化財包蔵地での土木工事については、関係機関と連携を図り、必要に応じて確認調査、工事立会を行い、埋蔵文化財が確認された場合には、記録保存のための発掘調査を行うことで適切な保護資料の作成に努めています。
- 市内における文化遺産の悉皆調査に取り組んでおり、未指定文化財を調査し、必要なデータを収集・整理し、保護資料を作成することで、文化遺産の状況把握に努めています。
- 市内に所在する文化遺産の保護・活用を図るため、文化遺産の所有者や管理者と連携を図り、文化遺産の状況の確認を定期的に行うことで適切な維持管理に取り組んでいます。
- 指定文化財の所有者及び管理者に対して、指定文化財の維持・管理及び修理のために必要な経費の一部を補助するなど、適切な指定文化財の保護に努めています。
- 「史跡根来寺境内」のガイダンス施設である「ねごろ歴史資料館」では、根来寺遺跡から出土した考古資料を展示しています。また、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の移築復原に伴う発掘調査で検出された遺構・遺物の一部は、令和2年11月にグランドオープンした「根来寺遺跡展示施設」で精巧に再現展示を行い、根来寺の文化遺産を観光資源として活用しています。

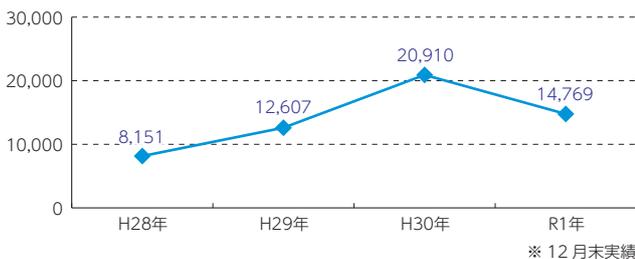


ねごろ歴史資料館の利用者数

(単位：人)

	H 28 年	H 29 年	H 30 年	R 1 年
利用者数	8,151	12,607	20,910	14,769

ねごろ歴史資料館の利用者数 (単位：人)



- 道の駅「ねごろ歴史の丘」に移築復原された旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）を公開しており、現存最古の木造和風意匠の貴重な建造物を活用して、講演会や学習会などの事業を行っています。

主な取組方針

取組方針 1 文化遺産の調査研究と保護・活用

- 「史跡根来寺境内」の文化遺産については、関係機関と連携を図り、保全・活用に取り組みます。
- 市内の文化遺産を調査研究することにより、関係機関などと基礎情報の共有化を図ります。
- 文化遺産については、周辺環境も含めた保護と活用に努めます。

取組方針 2 文化遺産の公開

- 「ねごろ歴史資料館」において、「史跡根来寺境内」における埋蔵文化財等の考古資料を公開することで、根来寺の文化遺産の理解を深めてもらい、地域の魅力の向上を図ります。
- 地域の文化遺産をもってふるさとに対する関心と愛着心を喚起し、ふるさとに対する意識の高揚に努めます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 文化遺産の保護・活用

根来に所在する「ねごろ歴史資料館」「根来寺遺跡展示施設」「旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）」「岩出市民俗資料館」等の施設において、文化遺産の保護・活用を図ることで、観光資源として誘客に取り組みます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
文化財等の保護と活用に満足している市民の割合	70.2%	80.8%	84.4%	
総合戦略 KPI	ねごろ歴史資料館の年間利用者数	14,769 人 (年間)	16,300 人 (年間)	16,300 人 (年間)
	旧和歌山県議会議事堂の年間利用者数	32,727 人 (年間)	36,000 人 (年間)	36,000 人 (年間)

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習振興計画	令和3年度～令和7年度
史跡根来寺境内保存管理計画書	平成25年度～

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-3-2 歴史・伝統文化の振興

本市の状況

- 本市で生まれ、保存・伝承されてきた行事や伝統文化も、地域住民の減少や少子高齢化等の影響により維持・存続が難しくなっています。これらを未来へ継承するために、伝統文化等の保存と活用を積極的に進め、ふるさとに誇りと愛着を持てる「人づくり」に取り組んでいます。
- 江戸時代から唄い始められたと推考される「根来の子守唄」は、歌詞も根来寺に関連のあるものが多く、その歴史が語り継がれています。この大切な伝統文化を後世に残すため「根来の子守唄保存会」の活動を支援し、伝統文化の保存と継承者の育成に取り組んでいます。
- 根来塗漆器は、根来寺の衆徒が寺内で使用するために製作した仏具や食器類の朱塗器が根来塗の起こりと言われていています。本市の歴史・文化を伝える民俗資料館では、貴重な漆器である根来塗への理解と関心を深めていただくとともに、根来塗を知ってもらう取組の一つとして、収集した根来塗漆器を展示しています。
- 特色ある民俗資料館として、根来塗漆器の収集資料品展や根来寺との連携による根来寺関連宝物展などの展覧事業に取り組み、PR方法の工夫や展示内容の充実を図り、歴史・伝統文化の振興に取り組んでいます。
- 貴重な漆器である根来塗の技術を後世に伝えるために、根来塗講座を開設し、人材育成と伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 民俗資料館は、本市の歴史・文化・自然といった地域文化の情報や学びを市民及び本市を訪れる多くの方に提供するための拠点施設としての役割を担っており、常設展示室の改修や施設の老朽化に伴う改修など施設の整備や資料館サービスの向上を図るとともに、市ウェブサイトやメディアを活用した広報サービスを行うことで施設利用の促進に取り組んでいます。
- 民俗資料館は、生涯学習・郷土学習の拠点施設として、市民や次代を担う児童・生徒が郷土の歴史・伝統文化に関心をもち、理解を深めることができるよう、歴史講座や歴史学習会等を開催するとともに学校における「郷土学習」の支援に努めています。
- 大阪府内からの玄関口に位置する、根来寺、道の駅「ねごろ歴史の丘」、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、和歌山県植物公園緑花センター、根来山げんきの森、近畿大学生物理工学部、民俗資料館、岩出図書館を文化文教ゾーンと位置づけ、歴史的文化資源や豊かな自然と連携し、本市の観光拠点として活用に取り組んでいます。



民俗資料館年間利用者数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
利用者数	39,148	39,795	40,018	40,034	40,087	43,967

民俗資料館の年間利用者数 (単位：人)



※ 3月末実績



主な取組方針

取組方針 1 歴史・文化資源の活用

- 地域住民が文化遺産を大切に、「ふるさと岩出」に愛着と誇りが持てるよう歴史・伝統文化の振興に努めます。
- 講演会や歴史講座、歴史学習会を開催することで、郷土の歴史や成り立ちについて学べる機会を提供します。
- 民俗資料館では、歴史・文化などの地域情報の提供を行うため、施設整備や資料収集の充実に取り組みます。

取組方針 2 伝統文化の継承

- 本市の伝統文化である「根来の子守唄」や「根来塗」を後世に伝えるため、保存・継承活動を支援します。
- 伝統文化を未来に伝えるため、幅広く市民に周知し、伝統文化を継承する担い手を育みます。

取組方針 3 文化文教ゾーンの活性化

- 根来寺を中心とする地域の利用促進及び観光振興を図るため、文化文教ゾーンの関係機関が連携し、合同でのイベント開催や相互 PR に取り組みます。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 ふるさと意識の醸成

本市の歴史や特性、本市を誇りに思える「郷土学習」や小学生低学年から「市民憲章」に触れ合う等、様々な機会を通じて「ふるさと意識の醸成」に努め、本市への定住意識の向上を図ります。

本市には、「根来の子守唄」や「根来塗」等、様々な伝統文化が継承されており、多くの市民により保存・継承活動が続けられていることから、責任を持って後世に伝えていく必要があります。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
根来塗講座受講生数	43人	45人	50人
民俗資料館の年間利用者数	43,967人	44,500人	45,000人
総合戦略 KPI 歴史講座参加人数	164人	170人	180人

SDGsの目標との関連



関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画（教育大綱）	令和3年度～令和7年度
生涯学習振興計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのまあるいまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

5-3-3 国際化の推進

本市の状況

第5章 にぎわいと輝きのあるまちづくり

- 社会経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 近年、訪日外国人旅行者や外国人労働者が増加する中、日常生活において市民と外国人が関わる機会も増えてきます。国籍や民族等に関わらず、お互いを認め合い暮らしやすいまちづくりに取り組む必要があります。
- 外国人住民が地域社会で生きていくためには、お互いの文化や宗教の違いを理解するとともに、日本語でコミュニケーションが図れるよう、日本語教育に取り組む必要があります。
- 県立那賀高等学校への留学外国人のホームステイ受け入れを支援するため、国際交流活動ボランティア名簿への登録を推進しています。
- 国際交流活動ボランティアについては、ホームステイの受け入れを通じ、国際感覚を高め、知識、生活、文化を学ぶ機会として、県立那賀高等学校との連携を図り、受け入れ体制の充実に努めています。
- 国際交流の推進として、国際協力機構などで実施されている青年海外派遣事業の広報に取り組むとともに、県や民間団体などの国際交流活動の情報提供に努めています。
- 公民館教室や放課後子ども教室による外国語教室に加え、市ウェブサイト、パンフレット、サイン表示など、多言語化に対応した情報発信媒体の整備に努めています。
- 身近な地域社会でも異文化に接する機会が増えることから、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え合い、ともに地域づくりをしていく「多文化共生社会」を実現するため、国籍や民族の違いを超えた人権意識の醸成への啓発や、お互いの文化や習慣等を理解し、尊重しあう機会づくりに取り組む必要があります。
- 各小中学校においては、JET プログラムを活用し、外国語指導助手（ALT）による外国語教育と国際理解を深めるための教育を充実させることで、国際感覚の醸成や多文化共生の推進に取り組んでいます。

ホームステイ助成件数 (単位: 件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
助成件数	17	3	22	12	21	9

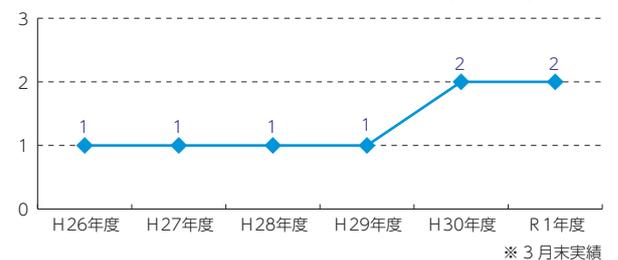
ホームステイ助成件数 (単位: 件)



外国語指導助手（ALT）の人数 (単位: 人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ALT 採用人数	1	1	1	1	2	2

外国語指導助手（ALT）の採用人数 (単位: 人)



主な取組方針

取組方針 1 国際交流活動の推進

- 留学生のホームステイ受け入れなど、青少年の国際交流を推進するとともに、教育、文化、産業など、様々な分野での国際交流の推進に努めます。
- 国際交流活動に携わる団体等を支援するとともに、市民の国際交流活動への参加を促進します。

取組方針 2 多文化共生の推進

- 市民団体等の活動を支援しながら、外国人住民のニーズに合った日本語学習の機会提供に努めます。
- 地域社会の中で外国人住民が安心して暮らせるための環境整備や交流機会の充実に努めます。
- 外国語指導助手（ALT）の授業等により、次代を担う小中学生の多様な文化や価値観への理解を促進します。

総合戦略による取組

基本戦略 1 人が集う、魅力あるまち

○施策 多文化共生社会の推進

国際交流の推進により、外国文化に対する市民の理解を深め、多文化共生社会の推進に取り組みます。未来を担う小中学生の外国語教育の充実及び国際交流の促進を図るため、外国語指導助手（ALT）による授業を実施します。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
国際交流の強化に満足している市民の割合	27.4%	60.6%	69.8%
ホームステイ助成件数	9件	20件	30件
総合戦略 KPI 外国語指導助手 (ALT) の採用人数	2人	3人	4人

SDGsの目標との関連



1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

将来を見据えた持続可能な行財政運営

行－1 開かれた市政

基本施策

行－1－1
市民参加のまち
づくりと広報・
広聴活動の充実



基本的な方向性

基本理念となる「対話と協調」に基づき、市民ができる「自助」、地域ができる「共助」、行政が担う「公助」の役割を相互に理解し、協力体制のもと情報共有に努めながら、市民参加型のまちづくりを目指します。

市民との「対話と協調」の場となる市政懇談会をはじめ、市民の声を市政に反映させるための広聴の場の充実を図るとともに、多様な情報ツールの選択肢がある中、より確実・迅速に行政情報を伝えることのできる広報活動に努めます。

透明性の高い市民に開かれた市政運営と行政情報の開示として、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、個人情報の適正管理に努めます。

行－2 適正な行政運営

基本施策

行－2－1
適正な人員管理
と効率・効果的
な行政運営



基本的な方向性

「岩出市第4次行政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上と行財政コストの削減に取り組み、効率・効果的な行財政運営を目指します。

地方分権社会において、各地域における防災、環境、医療、産業、観光などの課題に対し、一行政だけでなく、地域での連携を図るため、広域行政の推進に努めます。

行政ニーズの高度化が求められる中、市民が満足できる行政サービスが提供できるよう、職員の資質向上につながる取組を積極的に進めます。

効率的な行政運営を図るため、業務量の把握や年齢構成の平準化を図るなど、定員適正化計画に基づき、適正な職員配置と定員数の管理に努めます。

行－3 健全な財政運営

基本施策

行－3－1
健全財政の
堅持と適正な
財政運営



基本的な方向性

本市の財政運営の基礎となる「健全財政の堅持」を持続し、将来への財政負担を考えたまちづくりを行うため、職員のコスト意識の向上を図り、歳入に見合う歳出予算を基本に「経常経費の節減」と「自主財源の確保」に取り組みます。

財源確保の一助として、公共の用に供していない市有財産の売却等に取り組みます。

適正な財務処理と公金管理の健全化を図るため、「岩出市公金管理適正化方針」や「岩出市公金管理マニュアル」に基づき、点検機能の強化と職員の資質向上に努めます。

市の歳入財源の根幹となる市税の徴収については、現年課税分の滞納整理への早期着手に努めながら、これまでの徴収効果も踏まえ、継続した取組体制を推進します。

総合戦略による取組

行政への市民参加を図るため、市民との「対話と協調」のもと、「市政懇談会」をはじめとする広聴活動の充実に努めるとともに、広報紙、市ウェブサイト、SNSなどの多様な媒体を活用した広報による行政情報の発信に努めます。

将来にわたって、住みやすく、活力ある岩出市を維持するために、行財政改革に基づく効率・効果的な行財政運営のもと、市民サービスの向上と行財政コストの削減に努め、移住・定住施策を進め、地域の活性化と人口減少抑制に取り組みます。

地域課題の解決や市民サービスの維持・向上を図るため、他の自治体との広域連携を推進するとともに、企業、住民、NPOなどの多様な主体との連携やふるさと納税などによる関係人口の増加対策に努めます。

未来技術の活用による地域課題の解決や、SDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりに向け、AIやRPAなどのICTを活用した市民サービスの向上、業務効率化に取り組みます。

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

行-1-1 市民参加のまちづくりと広報・広聴活動の充実

本市の状況

将来を見据えた持続可能な行財政運営

- 市民表彰については、地方自治、社会福祉など、市行政の各分野でご尽力いただき、より豊かなまちづくりに寄与された方々の功績を称えるため、毎年実施しています。また、市民のふるさと意識と文化の高揚を図るため、一人でも多くの市民に参加いただき、参加者全員で受賞者をお祝いすることのできる場の創出に取り組んでいます。
- 各種審議会や委員会など、行政の政策決定過程への市民参加の促進や計画策定の過程における市民意識調査、パブリックコメントの実施など、市民が参加しやすい体制づくりと市民の意向や意見・要望などの把握に努めています。また、市ウェブサイト内に設けた「インターネット意見箱」で、市民からの意見を受け付け、市政運営に反映させています。
- まちづくり理念である「対話と協調」に基づき、市民・地域・行政が、「自助」「共助」「公助」のバランスと相互理解及び協力によるまちづくりを進めるため、区・自治会長会との共催のもと市内18会場で市政懇談会を実施しています。また、商工会、企業関係者とも実施しています。
- 市政懇談会では、広く市民の方々から地域における諸問題や市政に対する意見要望を聴取し、「地域の声」をまちづくりに活かすため、また、市政に関心を持っていただくため、多くの方に参加いただけるよう、「参加しやすい環境づくり」「解りやすい資料づくり」等に取り組んでいます。
- 情報化社会の進展に伴い、広報媒体が多種・多様化する中、市広報紙をはじめ、市ウェブサイト、メール配信サービス、データ放送、防災行政無線、SNSなど、用途に合わせて、効率・効果的な活用を考えながら、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、行政情報を発信する必要があります。
- 月1回各戸配布している広報紙は、市民の身近な広報媒体であるため、「見やすく・わかりやすい広報紙」を目標に、研修等を通じ、職員のスキル向上に努め、より親しみやすい魅力的な紙面づくりを進めています。
- 透明性の高い行政運営を目指し、市民に開かれた市政を推進するため、関係条例に基づきながら、適正な情報公開制度の運用を図るとともに、個人情報漏洩やプライバシー侵害などを起こさないため、個人情報の取り扱いについても十分注意を払い、個人情報保護制度の適正な運用に努めています。

市民表彰 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加者	301	284	309	254	241	270
受賞者	17	13	16	14	12	15

市民表彰式典参加者数 (単位:人)



市政懇談会 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加人数	743	709	743	849	834	814

※ 3月末実績

メール配信サービス (単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録数	5,942	6,694	6,640	6,820	7,342	7,736

※ 3月末実績



主な取組方針

取組方針 1 協働のまちづくり

- 市民の意見を市政に反映できるよう、政策審議の場における市民参加の促進に努めるとともに、市民意識調査やパブリックコメントの実施など、市民ニーズの把握に努めます。
- 市民との対話の場である「市政懇談会」の開催やインターネット意見箱など、住民の声を聞くための広聴活動の充実に努めます。

取組方針 2 広報活動の充実

- 行政情報をわかりやすく市民に発信するため、市広報紙及び市ウェブサイトの内容充実に努めるとともに、SNSなどの他の媒体を活用した広報の充実に取り組みます。
- 市民が関心を持ち、手に取る魅力ある広報紙の作成に向け、他市町村の広報紙、雑誌、研修への参加など、積極的な情報収集に取り組みます。

取組方針 3 情報公開と個人情報保護

- 情報公開の推進と正しい制度の運用を図るため、職員の能力向上に取り組みます。
- 関係条例に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図るため、個人情報の漏洩やプライバシー侵害を防ぎ、個人情報保護の徹底を図るための職員の育成と体制づくりに努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
広報・広聴活動の推進に満足している市民の割合	59.3%	74.2%	79.3%	
情報公開の推進に満足している市民の割合	47.5%	68.7%	75.3%	
住民参加システムの形成に満足している市民の割合	38.8%	66.4%	74.2%	
総合戦略 KPI	市政懇談会の開催数	21回	21回	21回
	岩出市安心・安全メール配信サービス登録数（再掲）	7,736件	9,300件	10,100件

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

行-2-1 適正な人員管理と効率・効果的な行政運営

本市の状況

将来を見据えた持続可能な行財政運営

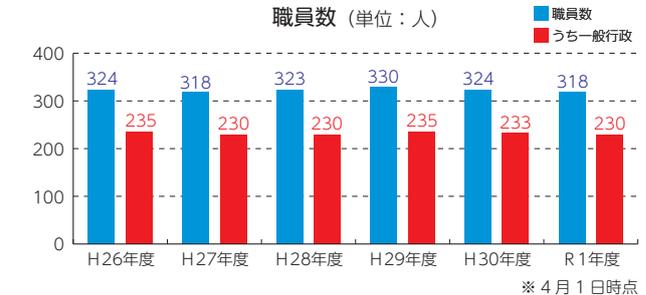
- 市民目線での行財政運営を推進するため、「岩出市第4次行政改革大綱」を取組指針とし、市民サービスの向上と行財政コストの削減に努めながら、行政運営のスリム化・効率化に取り組むとともに、行政改革における実施効果を実現するため、アウトカム（成果）型指標による取組目標やPDCAサイクルによる事業評価スタイルの推進に努めています。
- 民間企業での実施が可能で、行政サービスの向上が見込まれる事務事業に対し、官民連携のもと、民間委託や民営化など、民間活力の積極的な活用に取り組んでいます。
- 公共施設の指定管理については、安定した施設運営、効果的な管理体制、利用者の利便性向上の点から、「岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」に基づき、指定管理者制度の継続活用と新施設への導入に取り組んでいます。
- 人口減少化対策として、各地方公共団体が取り組む地方創生総合戦略においても、広域的なメリットを生み出すための「地域間連携」が要件化されるなど、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、広域行政による効率・効果的な取組が求められています。
- 単独での対応が難しい行政課題に対し、広域の視点に立った効率・効果的な取組を進めるため、和歌山市を中心都市として連携中枢都市圏の形成に向け、和歌山市、海南市、紀の川市、紀美野町との事務連携の強化を図りながら、市民サービスの向上やスケールメリット等の期待できる施策・事業の検討に取り組んでいます。

- 行財政運営を着実に実施するため必要な執行体制について、定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を進めていますが、効率的、効果的に行政運営を行っていくため、会計年度任用職員を雇用しています。

職員数 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
職員数	324	318	323	330	324	318
うち一般行政	235	230	230	235	233	230

- 市民ニーズの多様化、事務権限の委譲、災害等の緊急業務など、年々事務量が増加する中、将来の事務事業の精査や各部門別の職員数を考慮するなど、計画的な組織体制の見直しと専門資格者等の確保に取り組むなど、「定員適正化計画」に基づいた適正な職員配置と定員管理に努めています。



- 障害者雇用促進法に基づき、市役所における障害者雇用に努めるとともに、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるような配置に努めています。

- 年間計画による職員研修、派遣等による人事交流、職場技能を高めるための資格取得など、市民ニーズの多様化・複雑化が進む中、職員の質を高め、市民が満足できる行政サービスが提供できるよう、職員の資質向上と能力アップに取り組んでいます。

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）が施行され、マイナンバーカードの普及と利活用の促進を推進するとともに、マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大を積極的に進め、申請しやすい環境づくりに取り組んでいます。

社会保障・税番号制度 (単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申請者数	—	3,571	4,624	5,197	6,548	8,390

- 業務継続性の確保やコスト削減を図るため、行政情報システムのクラウド化や業務効率化を進めています。多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを活用したより質の高い市民サービスの提供や行政手続きの電子化・簡素化に取り組む必要があります。



主な取組方針

取組方針 1 効率・効果的な行政運営

- 「岩出市行政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上と行財政コストの削減に努め、行政運営のスリム化・効率化を目指します。
- 官民連携のもと、民間委託や民営化など、民間活力の積極的な活用を図るとともに、施設利用者の利便性や効果的な施設運営のもと、指定管理者制度の積極的な活用に取り組みます。
- ICTを活用し、業務効率化を推進するとともに、行政手続きの電子化・簡素化等に取り組みます。
- 国の方針や県、他自治体の動向について情報収集しながら、行政手続きにおける押印の廃止に取り組みます。

取組方針 2 広域連携の推進

- 地方創生総合戦略における、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、広域行政による効率・効果的な取組を進めます。
- 和歌山市を中心とした連携中枢都市圏の形成を推進します。

取組方針 3 定員管理の適正化

- 各部署における事務量の把握に努めながら、計画的な組織体制の見直しと専門資格者等の確保など、「定員適正化計画」に基づいた適正な職員配置に努めます。
- 職員研修や派遣等による人事交流、また、技能資格の取得など、市民が満足できる行政サービスが提供できるよう、職員の資質向上と能力アップに努めます。

成果指標

●まちづくり指標

	現状値 (令和元年度)	目標値		
		(令和7年度)	(令和12年度)	
行政改革の推進に満足している市民の割合	32.8%	61.7%	70.2%	
広域行政の推進に満足している市民の割合	35.0%	65.0%	73.2%	
各種研修の受講率	84.2%	100%	100%	
総合戦略 KPI	マイナンバーカード交付率	12.7%	50.0%	100%
	職員数	318人	332人	332人

関連する個別計画

計画名	計画期間
行政改革大綱	令和3年度～令和7年度
定員適正化計画	令和3年度～令和7年度
情報化推進計画	令和3年度～令和7年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

本市の状況

将来を見据えた持続可能な行政運営

● 財政運営の基礎となる「健全財政の堅持」を将来にわたり持続するため、歳入財源に見合う歳出予算を基本に、市職員のコスト削減意識の向上を図りながら、「経常経費の節減」と「自主財源の確保」に取り組んでいます。

● 少子高齢化の影響により、子育て支援や高齢者施策など、社会保障費の増加が進み、他事業への影響が拡大する中、公共下水道整備や公共施設の老朽化対策など、事業費の単年度に係る負担を避けるため、大型インフラ整備の平準化や基金などを活用し、中長期的視点のもと、将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組んでいます。

● 中長期的な事業実施に備えて計画的に各基金への積立を行い、短期的な財政需要の急増に対応するとともに、後年度負担に注意した地方債の活用も視野に入れたバランスのとれた財政運営に取り組んでいます。

● 市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、長期総合計画における事業計画、財政運営、決算管理の連携に努めるとともに、PDCAによる事務事業の改善と達成目標を持った事務事業の執行など、職員のマネジメント能力の向上に取り組んでいます。

● 歳入の根幹となる市税は、安定した自主財源の確保と納期内納税者との公平性を図るため、滞納者に対し差押えや搜索、公売、また、スマホ決済の導入など、あらゆる手法を駆使しながら、市税の徴収強化に取り組んでいます。

● 市税の歳入状況は、地方における景気不安が続く中、公平・公正な収納体制のもと、現年度をベースとした徴収強化に早期着手することで、長年にわたり収入額、徴収率ともに増加推移をキープしています。また、滞納繰越についても徴収努力により、高水準の徴収率を保っており、滞納処分件数は年々減少傾向にあります。

● 少子高齢化による人口減少と労働人口の低下により、地方税収の減少が予想されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化や個人所得の低下などにより、更なる地方税収の減少が見込まれます。

● 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料など、それぞれの事業において、持続可能な行政サービスを提供できるよう、徴収強化による取組を進めながら、自主財源の確保に取り組んでいます。

● 予算の執行及び財務調書の作成において、「岩出市公金管理適正化方針」や「岩出市公金管理マニュアル」に基づき、公金等取扱検査など、点検機能の強化に努めるとともに、適正な事務処理と公金管理の健全化を図るため職員の資質向上に努めています。

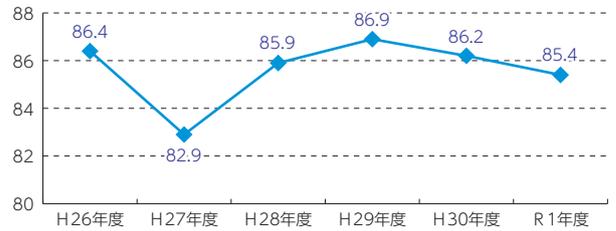
● 公共の用に供していない市有財産の有効活用を図るため、インターネット公売による動産及び不動産の売却など、新たな財源の確保に取り組んでいます。

財政指標

(単位：%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
経常収支比率	86.4	82.9	85.9	86.9	86.2	85.4

経常収支比率 (単位：%)



※ 3月末実績

市税の歳入状況 (決算)

(単位：百万円、%、件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
収入額	5,422	5,539	5,706	5,821	5,847	6,039
徴収率	95.54	96.76	97.09	97.32	97.48	97.62
滞納処分件数	510	597	526	502	410	420

市税の収入額 (単位：百万円)



※ 年度末実績

主な取組方針

取組方針 1 財政健全化の推進

- 歳入財源に見合う歳出予算を基本に、「自主財源の確保」に努めながら、「経常経費の節減」と「義務的経費の抑制」に取り組みます。
- 職員のコスト削減意識を高め、継続した取組を進めることで、予算のスリム化に取り組みます。
- 公平公正な行政運営と市民サービスの向上を図るため、各会計における税及び使用料収入などの徴収強化に取り組みます。

取組方針 2 持続可能な財政運営

- 少子高齢化の影響により、社会保障費の増加が進む中、大型建設事業の平準化を図るなど、単年度での財政負担を避け、年次バランスの取れた財政運営を目指します。
- 将来への負担を抑制し、不測の事態に速やかに対応できるよう、基金への積立と地方債による債務抑制に努めます。

取組方針 3 適正な公金管理

- 「岩出市公金管理適正化方針」や「岩出市公金管理マニュアル」に基づき、公金への職員の認識を深めるとともに、点検機能の強化と職員の資質向上に努めます。

成果指標

●まちづくり指標	現状値 (令和元年度)	目標値	
		(令和7年度)	(令和12年度)
効率的な行財政運営の推進に満足している市民の割合	31.9%	60.0%	68.7%
市税徴収率（国民健康保険税を除く）	97.6%	97.8%	98.0%
総合戦略 KPI 経常収支比率	85.4%	87.5%	88.8%

関連する個別計画

計画名	計画期間
行政改革大綱	令和3年度～令和7年度
公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和27年度

1 住んでよかったと思えるまちづくり

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

3 笑顔あふれるまちづくり

4 元気で健康なまちづくり

5 にぎわいと輝きのあるまちづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

資料編

各施設等の所在位置図等

主要幹線道路図

下水道計画図（汚水）

学校所在位置図

文化・スポーツ施設所在位置図

保育・子育て支援関係施設等所在位置図

用語解説

岩出市長期総合計画策定体制図

岩出市長期総合計画審議会条例

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

岩出市長期総合計画策定の経過

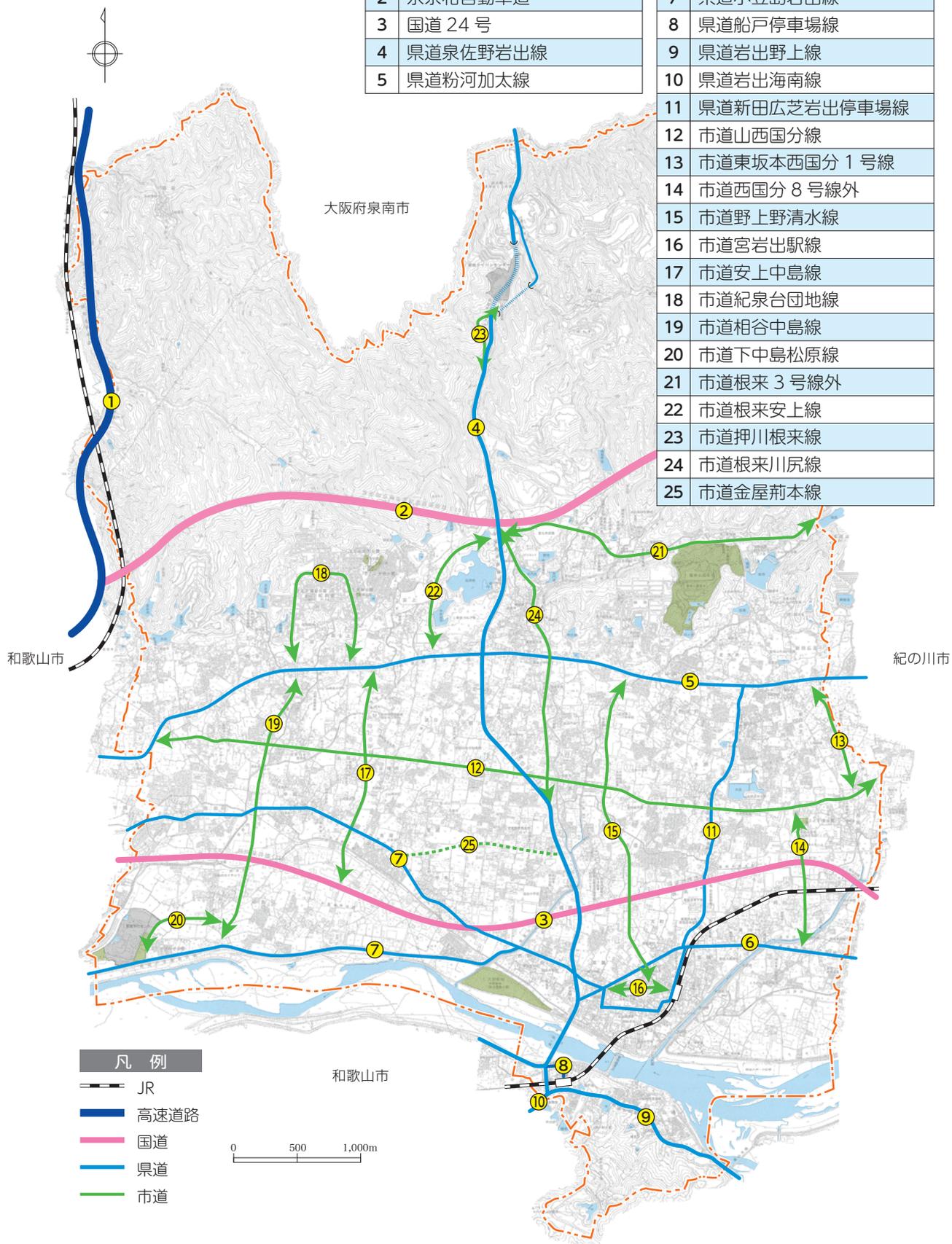
諮問・答申

■主要幹線道路図

(令和3年3月末時点)

No.	名 称
1	阪和自動車道
2	京奈和自動車道
3	国道 24 号
4	県道泉佐野岩出線
5	県道粉河加太線

No.	名 称
6	県道和歌山打田線
7	県道小豆島岩出線
8	県道船戸停車場線
9	県道岩出野上線
10	県道岩出海南線
11	県道新田広芝岩出停車場線
12	市道山西国分線
13	市道東坂本西国分 1 号線
14	市道西国分 8 号線外
15	市道野上野清水線
16	市道宮岩出駅線
17	市道安上中島線
18	市道紀泉台団地線
19	市道相谷中島線
20	市道下中島松原線
21	市道根来 3 号線外
22	市道根来安上線
23	市道押川根来線
24	市道根来川尻線
25	市道金屋荊本線



■ 下水道計画図 (汚水)

(令和2年12月末時点)



岩出市の下水道計画

岩出市の下水道では、紀の川中流域関連公共下水道として平成13年度に事業着手、平成20年度から一部共用開始、これまで約691haを事業計画区域として整備を進めてきました。また、平成30年度から第5期事業計画区域として約206haを拡大し、事業着手しています。

	全体計画	第1期計画区域	第2期計画区域	第3期計画区域	第4期計画区域	第5期計画区域
計画処理面積	1,420ha	149ha	159ha	179ha	204ha	206ha
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式

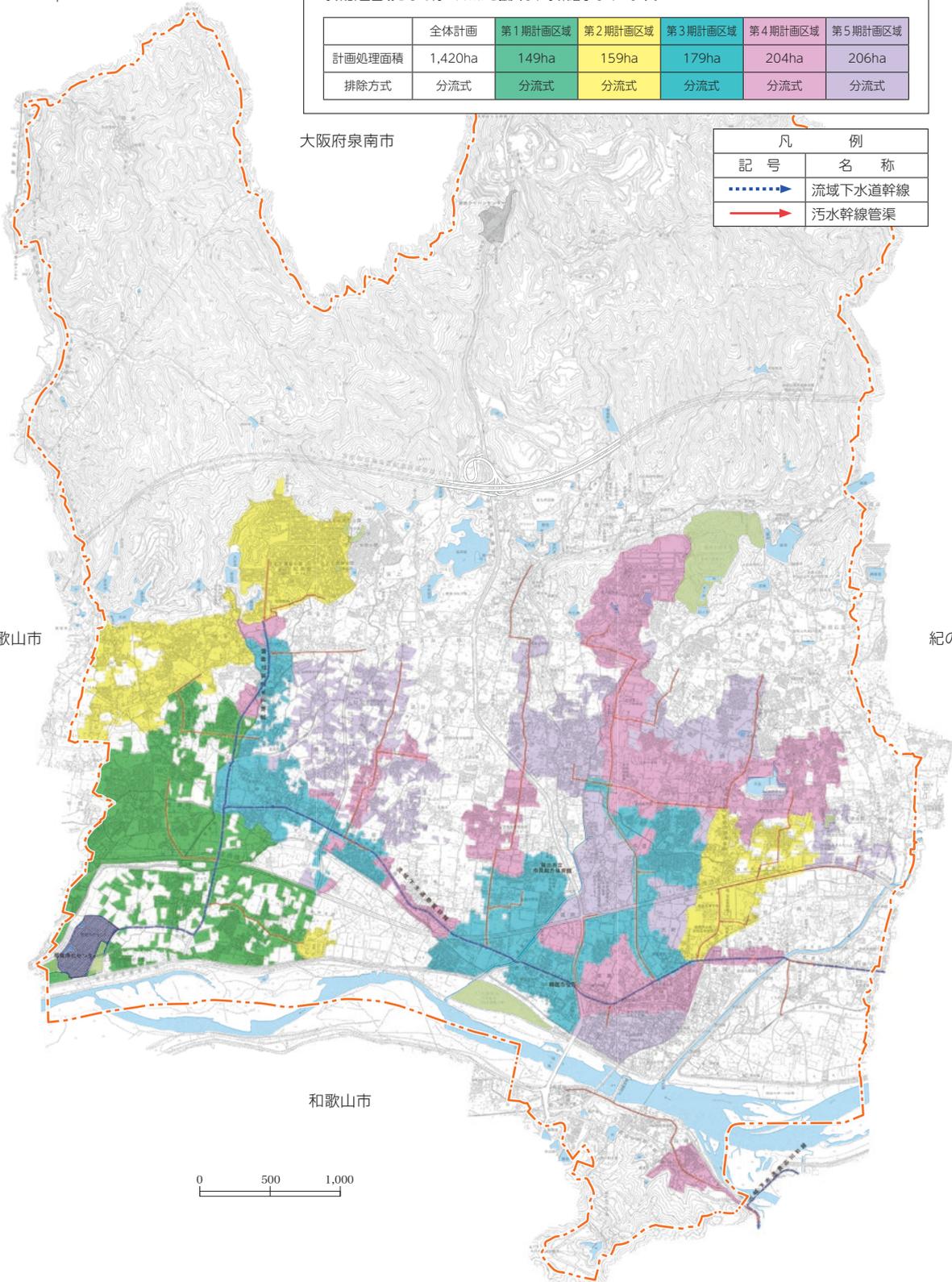
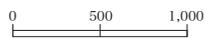
大阪府泉南市

凡 例	
記号	名称
	流域下水道幹線
	汚水幹線管渠

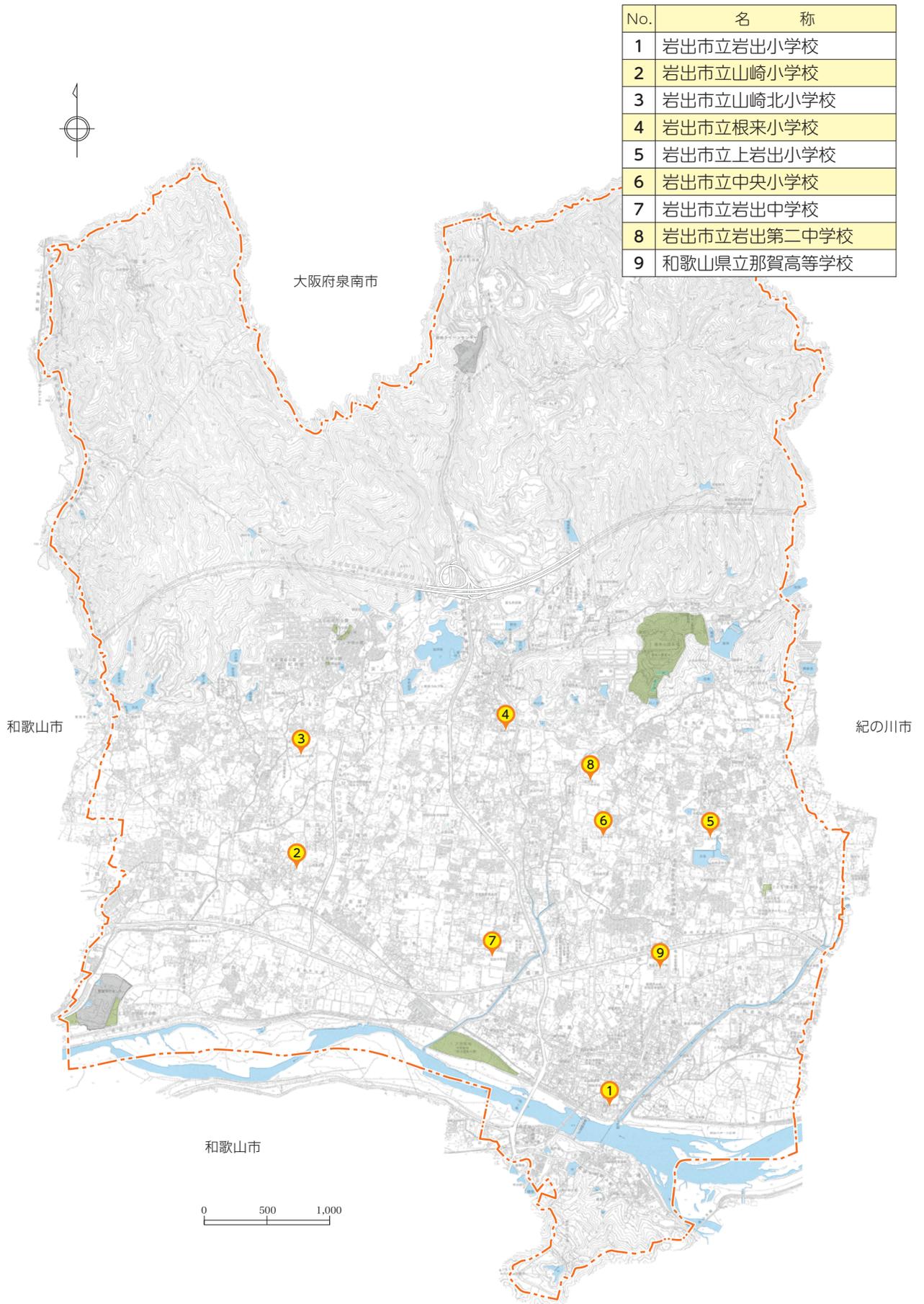
和歌山市

紀の川市

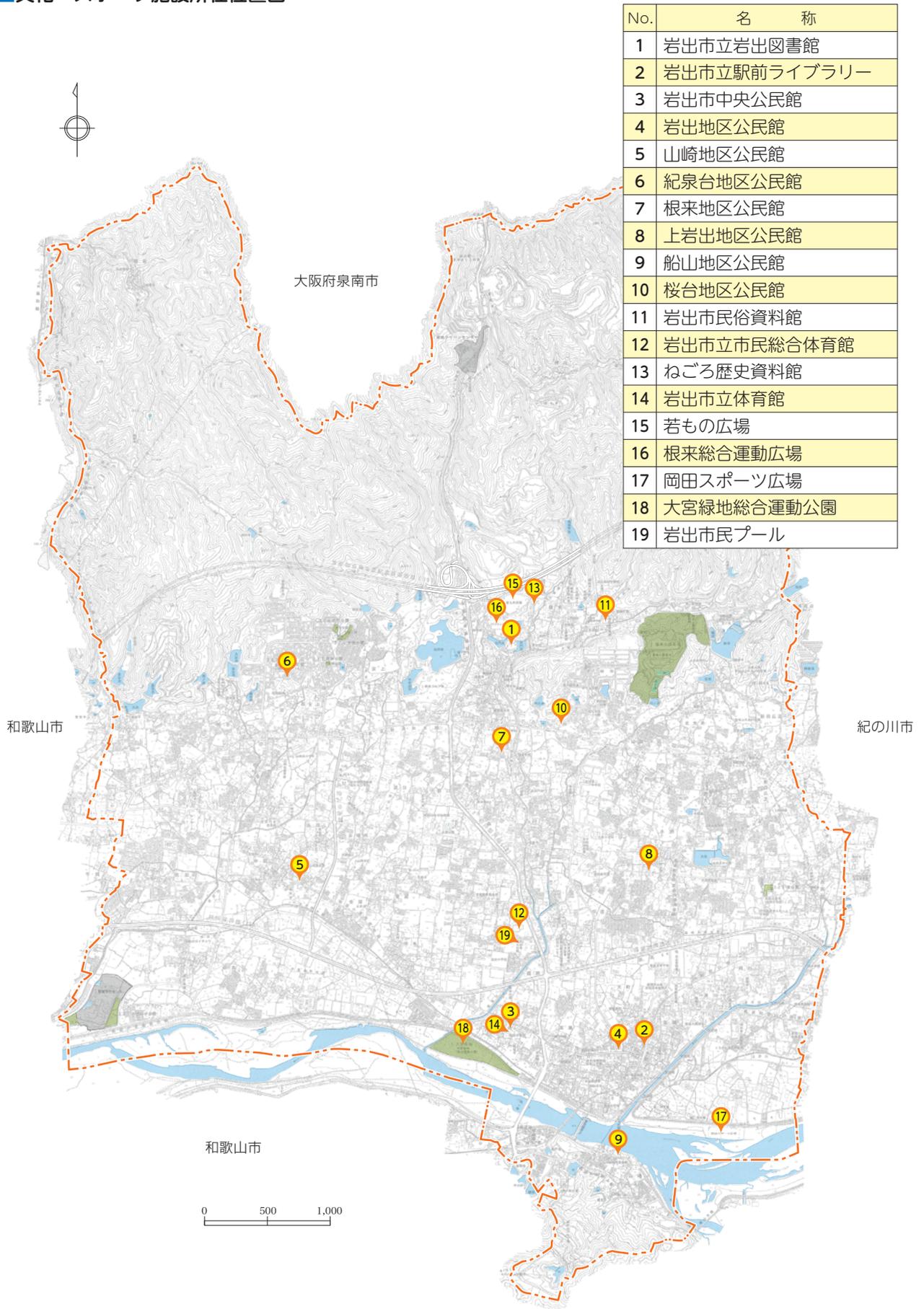
和歌山市



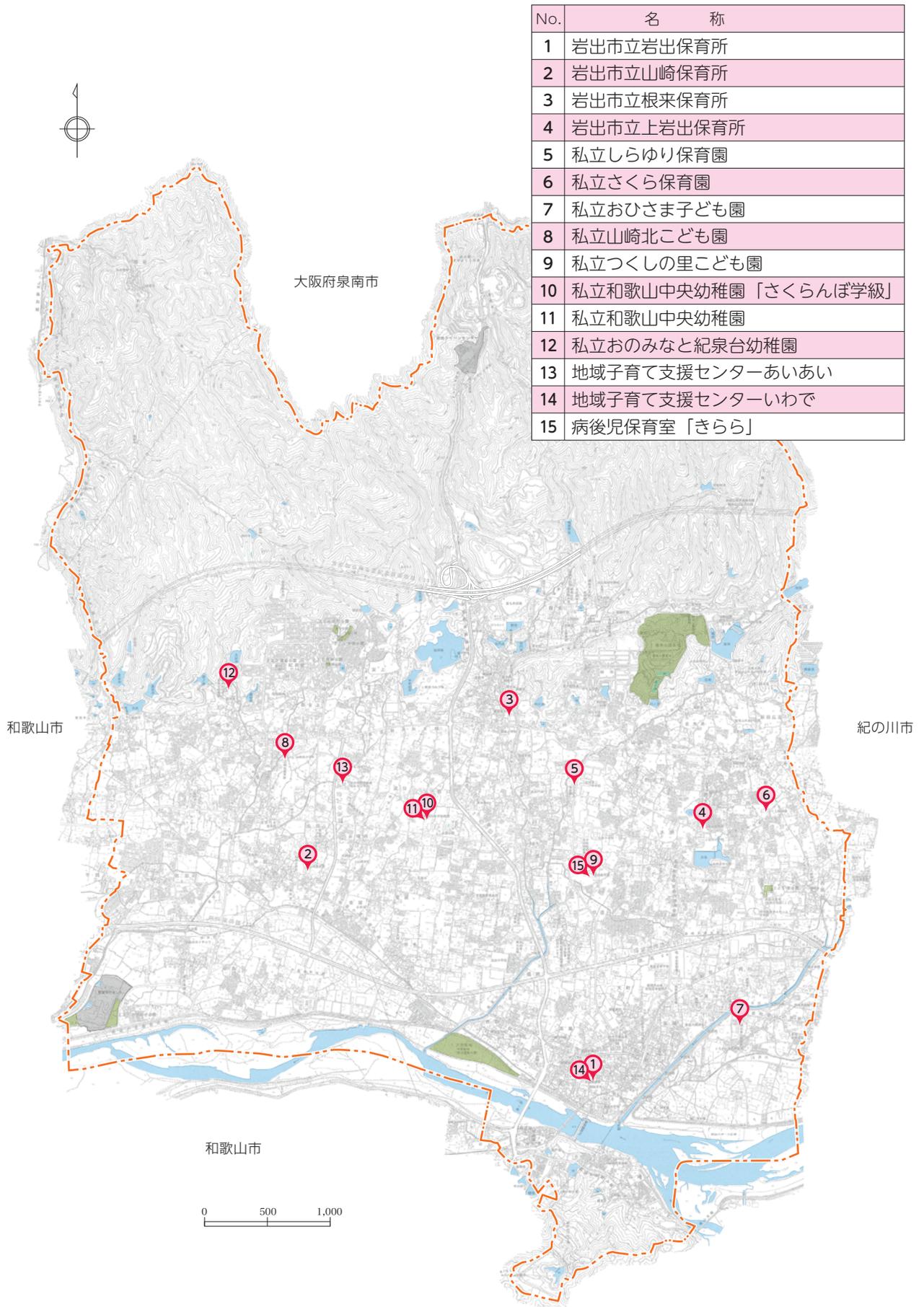
■ 学校所在位置図



■文化・スポーツ施設所在位置図



■ 保育・子育て支援関係施設等所在位置図



用語解説

あ

IOT (P7)

Internet of Things (モノのインターネット) の略で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。

ICT (P59,61,62,63,113,116,117)

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

RPA (P113)

Robotic Process Automation の略で、ソフトウェア上のロボットで業務を自動化する仕組みのこと。

アンコンシャス・バイアス (P75)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見」と呼ばれる。

一般会計 (P13,14,15,16)

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅し、計上した会計のこと。

一般財源 (P13,15)

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる財源のこと。

インフラ (P5,25,26,28,29,35,44,45,118)

インフラストラクチャー (infrastructure) の略で、ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設などの産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

AI (P7,86,87,113)

Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。

SNS (P42,72,102,103,113,114,115)

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。Facebook、Twitter、Instagram、LINE などのサービスがある。

SDGs (P8,20,113)

Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

NPO (P7,41,54,56,113)

Nonprofit Organization の略で、さまざまな社会貢献を行う民間の非営利組織の総称のこと。

温室効果ガス (P36,37)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。

か

学校支援ボランティア (P61)

保護者、地域の人材、企業・団体等が子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティアのこと。

環境負荷 (P7)

資源やエネルギーの消費、廃棄物や大気汚染物質の排出など人の活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。

関係人口 (P97,103,113)

移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

基金 (P5,16,17,118,119)

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられるもの。

行政改革 (P5,113,116,117)

行政機関において、業務の内容やその進め方、組織構成などを見直し、効率的な運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるように取り組むこと。

クラウド化 (P116)

官庁や企業などの情報システムで、施設内にサーバなどの機器を設置し

て運用してきたシステムをネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること。

繰出金 (P14,16)

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支払われる経費のこと。

グローバル化 (P7,20,110)

政治・経済・文化など、様々な面において従来の国家・地域の垣根を超越、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

経常収支比率 (P17,118,119)

地方自治体の財政力の弾力性を示す指数で、地方税や地方交付税などの収入に対し、人件費や扶助費などの支出が占める割合のこと。

KPI (P8)

Key Performance Indicator の略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

健全化判断比率 (P17)

地方公共団体の財政状況が健全な状態かを判断する指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の 4 種類あり、法律で毎年度公表するよう義務付けられている。

広域災害・救急医療情報システム (P80)

災害時における「適切な情報の収集・提供」を目的としたシステムのこと。医療機関の患者受け入れ可否の照会、病院の被災状況や稼働可能な職員の確認を可能としており、医療機関の混乱により患者対応ができない事態を回避するための機能がある。

公共用水域 (P35)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、灌漑用水路など、下水道を除く公共の目的のために利用される水域や水路のこと。

合計特殊出生率 (P11)

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推計する値で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

公債費 (P13,14,16,17)

借り入れた地方債の元利償還金等の返済に支払われる経費のこと。

交通弱者 (P25,32,48,49)

自動車を自ら運転することができない等、自家用の交通手段がないため公共交通に頼らざるを得ない人。または、交通事故の被害に会いやすい人のこと。

国立社会保障・人口問題研究所 (P11)

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

子育て世代包括支援センター

(P92,93)

妊産婦や子育て期の保護者等の相談に保健師・助産師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児及びその保護者等に対して切れ目のない支援を提供する窓口のこと。

ごみの再資源化 (P39)

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティスクール (P60,61)

公立学校運営の仕組みとして導入された制度で、法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。



サイクルアンドバスライド (P25,32,33)

バス停付近に設置された駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えて通勤や通学など目的地に向かう方法のこと。

財政力指数 (P17)

地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、この指数が高いほど財源に余裕があるとされている。

三次救急医療 (P80)

二次救急医療まででは対応できない重篤な疾患に対する救急医療のこと。

3010 運動 (P39)

会食や宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開きの 10 分前になったら、自分の席に戻って料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減すること。

JET プログラム (P110)

The Japan Exchange and Teaching Programme の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。

事業系一般廃棄物 (P38)

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には生ごみ、リサイクルできない紙くずや剪定枝・枯葉類などのこと。

市債 (P13)

市が公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する借入金で、その履行が一般会計年度を越えて行われるもののこと。

自主防災組織 (P41,42,43)

災害による被害を軽減するため初期対応活動を行う、地域ごとに自主的に結成された組織のこと。

自助・共助・公助 (P41,42)

防災対策・災害対応における自助・共助・公助について、「自助」とは自分の身は自分で守ること、「共助」とは地域や近隣の人などがお互いに協力し合うこと、「公助」とは国、県、市町村などの行政、消防機関による救助・救援等のこと。

自助・互助・共助・公助 (P41,56,57)

地域福祉における自助・互助・共助・公助について、「自助」とは個人の努力や家族で支え合うこと、「互助」は地域でお互いに支え合うこと、「共助」はボランティアや住民組織、NPO の活動で支え合うこと、「公助」とは行政が提供する公的援助のこと。

悉皆調査 (P106)

調査対象の全てに調査することで、全数調査、全部調査とも呼ばれている。

実質赤字比率 (P17)

福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

実質公債費比率 (P17)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

指定管理者制度 (P116,117)

公の施設の管理運営を、民間企業や NPO 法人などに委ねる制度。民間事業者が施設の管理を委ねることで、民間事業者が持つノウハウを活用して、市民サービスを向上させるとともに、施設管理の効率化を推進することを目的としている。

社会福祉協議会 (P56,57,90,91)

地域福祉の推進を図ることを目的に、様々な福祉活動を推進する社会福祉法に基づいて設置された非営利の団体のこと。

循環型社会 (P7,25,38)

廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。

消費生活相談 (P52,53)

商品・サービスなどの契約や販売方法に関する苦情や問い合わせ等、消費者からの相談のこと。

情報モラル (P64)

情報社会で自らの行動に責任を持ち、情報を正しく安全に利用するための基になる考え方と態度のこと。

将来負担比率 (P17)

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

初期救急医療 (P80)

入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。一次救急医療ともいう。

食育 (P62,63)

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣など、広い視野から食について教育すること。

食品ロス (P39)

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

人口動態 (P9)

出生、死亡、転出入による人口の動きのこと。

新・放課後子ども総合プラン (P94,95)

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施する指針のこと。

スクールカウンセラー (P60)

学校現場において、児童・生徒、保護者、教職員の心の悩みに対して臨床心理に関する専門知識を生かしながら助言・援助を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー (P60)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築して支援する社会福祉の専門家のこと。

生活習慣病 (P77,86,87)

特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病の進行に深く関与している病気で、脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症などのこと。

成年後見制度 (P88)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

生物多様性 (P7)

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベル捉えられることが多い。

総合型地域スポーツクラブ (P70,71)

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

Society5.0 (P8,59)

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を示すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

た**滞在型観光 (P104)**

1カ所に滞在し、静養や体験型をはじめとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむ形態のこと。

待機児童 (P94,95)

保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

多文化共生社会 (P7,97,110,111)

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

男女共同参画社会 (P74,75)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野へ参画することができる社会のこと。

地域型保育事業 (P94)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の総称で、保育ニーズの高い0～2歳児への対応を目的として設けられた小規模の保育事業のこと。

地域子育て支援センター (P92,93)

家庭にいる就学前児童とその保護者が、自由に遊んだり、育児相談等ができる場のこと。

地域包括ケアシステム (P77,88,89)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

地域見守り協力員 (P56,57,82)

和歌山県から委嘱された地域ごとの実情に応じた見守り活動を行うボランティアで、行政や福祉関係機関、民生委員・児童委員等と連携して、普段の生活で高齢者等への「さりげない見守り」や「声かけ」などを行う。

地球温暖化 (P5,7,25,36,37,60)

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因により、大気や海洋の温度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇すること。

地産地消 (P5,62,63)

その地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

地方創生 (P2,4,5,6,8,104)

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生すること。

DV (P74,75)

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。

データヘルス計画 (P86,87)

医療費データや健診情報等のデータ分析に基づいて、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を展開するための計画のこと。

投資的経費 (P16)

道路、橋梁、学校などの社会資本の整備に要する経費のこと。

特殊詐欺 (P41,52)

電話やハガキ（封書）等で被害者を信じ込ませ、指定した預貯金口座への送金その他の方法により、不特定多数の者から金銭等をだまし取る犯罪のこと。

特定健康診査 (P86)

生活習慣病の予防のために、医療保険者が40歳から74歳までの医療保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行っている健診のこと。

特定財源 (P13)

使途が自由な一般財源に対し、使途が特定されている財源のこと。国庫支出金、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち使途が指定されているもの等である。

特定保健指導 (P86,87)

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、健康の保持に努める必要のある方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

特別会計 (P13,14,16)

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計のこと。特定の事業や資金の運用の状況を明確化するのが目的。

都市公園 (P28)

都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置している公園のこと。

な

南海トラフを震源とする巨大地震 (P34)

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回から70年以上経過しており、次の地震発生の切迫性が高まってきている。

二次救急医療 (P80)

入院が必要とされる患者に対する救急医療のこと。

認知症 (P88,89)

脳血管障害やアルツハイマー病等による脳萎縮などにより、認知機能が低下し、生活するうえで支障が出ている状態のこと。

認知症カフェ (P88,89)

認知症のご本人と家族が、地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。

認知症サポーター (P88,89)

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

認定こども園 (P94,95)

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設のこと。

認定農業者 (P99)

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定を受けた農業者のこと。

は

8050問題 (P78)

80歳代前後の親が主に50歳代で無収入である子どもの生活を支える問題のこと。ひきこもりの長期化や高齢化に起因することが多く、親が病気や要介護状態になると生活が破綻するケースが多い。

パブリックコメント (P2,5,114,115)

行政が政策や計画などを立案する際に、市民の方からの意見を求める機会を設け、その内容を政策等に反映させる制度のこと。

バリアフリー (P32,84,85)

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方のこと。

PDCAサイクル (P5,116)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するサイクルのこと。

避難行動要支援者支援制度 (P57)

高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を整理し、災害が発

生した際、または発生するおそれがある場合に地域における助け合いにより、迅速な安否確認や避難支援が必要な方への支援を行う仕組みのこと。

病後児保育 (P94,95)

子どもが病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により自宅で見守れない場合、専門施設において一時的に預かるサービスのこと。

5G (P7)

第5世代の移动通信システムで、「超高速」であるだけでなく「多数接続」「超低遅延」といった新たな機能を持つことで、身の回りのあらゆる機器がつながり、遠隔地からでもスムーズに操作することが可能となる。

ファミリー・サポート・センター (P74,92,93)

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

福祉タクシー券 (P84,85)

重度の障害がある方の社会参加による行動範囲の拡大を図るため、タクシー乗車料金のうち基本料金を助成する券を交付する事業のこと。

扶助費 (P14,16,90)

生活保護、児童・老人・障害者福祉などの各種法令に基づき対象者を支援するための経費のこと。

普通会計 (P15)

財政比較や統一的な掌握を行うために、地方財政統計上統一的に用いられる会計のこと。一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

フレイル (P86)

年を取って心身の活力が低下した状態のことで、「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉。多くの人々が健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。

放課後子ども教室 (P68,94,95,110)

すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域

の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。

放課後児童クラブ (P74,95)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のこと。

防災・減災 (P3,41,44,45)

防災は災害時に被害を出さないようにすること、減災は被害の発生を想定したうえで、発生し得る被害を最小化すること。

ま

マンホールトイレ (P44,45)

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

民生委員・児童委員 (P52,53,56,57,82)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める委員で「児童委員」を兼ねる。児童委員は、子ども達を見守り、子育てや妊娠中の不安、心配ごとなどの相談、支援を行う。

メディア・リテラシー (P74)

インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力やメディアからの情報を見きわめる能力のこと。

や

有収率 (P34,35)

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。

要支援・要介護 (P56,89)

要支援とは、介護は必要ではないものの、日常生活に支援の必要がある状態。要介護とは、日常生活における基本的な動作について、一部または常時介護を要する状態のこと。

要保護児童対策地域協議会 (P92,93)

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支

援を行うために協議を行う場のこと。

4R (P25,38,39)

Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の総称。リフューズはごみとなるものの受け取りを断ること、リデュースはごみそのものを減らすこと、リユースは何回も繰り返し使うこと、リサイクルは分別して再び資源として利用すること。

ら

連結実質赤字比率 (P17)

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化度合いを示すもの。

ロードサイドショップ (P5,6,18,28,29,97,100)

幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

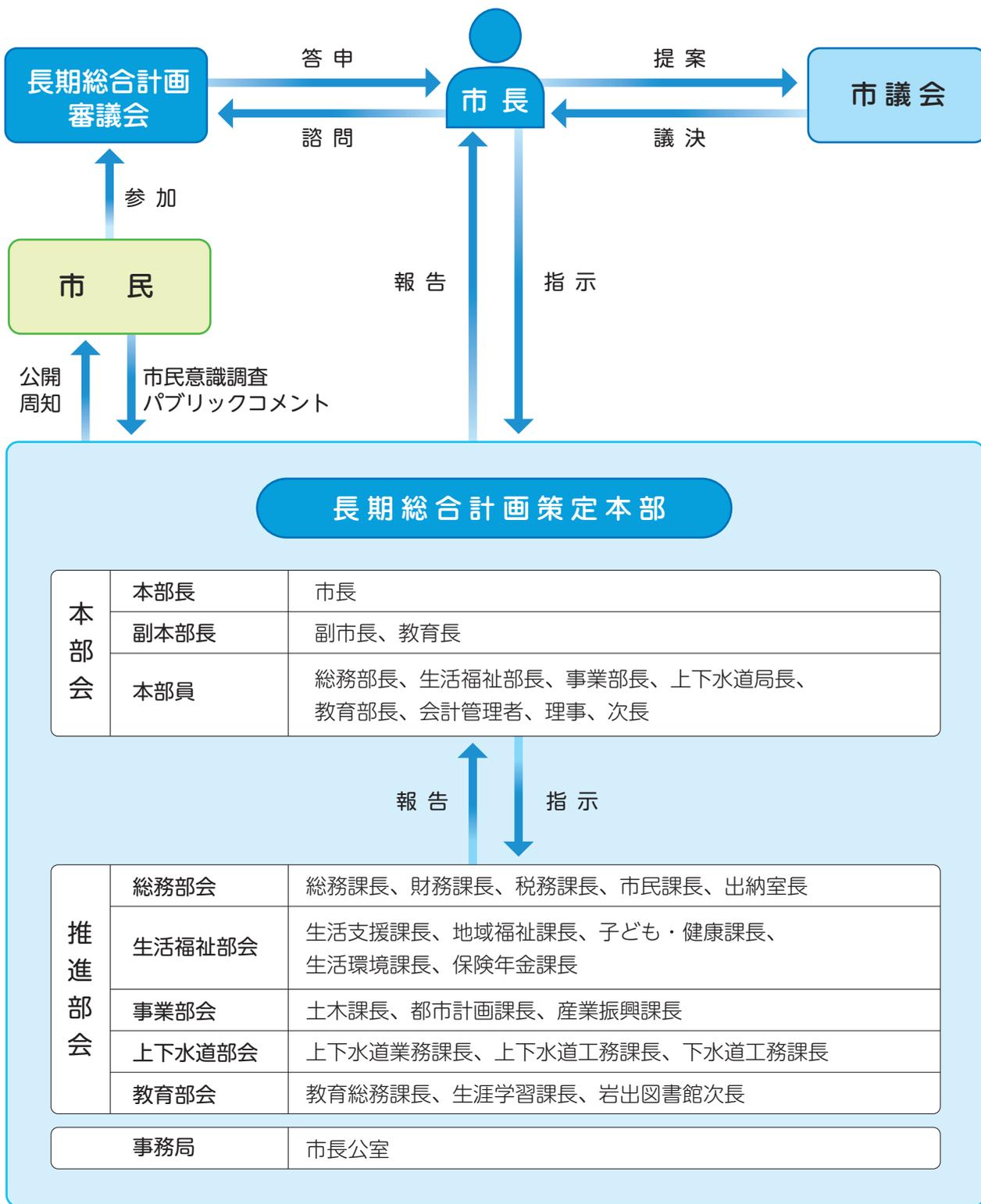
ローリング方式 (P3)

毎年度、環境の変化に応じて事業計画や部分的な修正を行う手法で、計画と現実が大きくずれることを防ぐことができる。

6次産業化 (P98)

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

岩出市長期総合計画策定体制図



岩出市長期総合計画審議会条例

平成 11 年 10 月 7 日

岩出町条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、岩出市長期総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、岩出市長期総合計画の策定について調査及び審議を行うため、岩出市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体の代表者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係市職員及び知識経験者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

(敬省略・順不同)

	氏名	役職名
1号	梅田 哲也	岩出市議会議員
	松下 元	岩出市議会議員
2号	◎ 仁藤 伸昌	近畿大学生物理工学部地域交流センターセンター長
	藤田 武弘	和歌山大学観光学部教授
3号	池田 祐輔	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長
	井爪 義之	岩出市老人クラブ連合会会長
	岩上 昌義	紀の里農業協同組合代表理事組合長
	大越 康臣	株式会社テレビ和歌山取締役報道制作本部長兼技術本部長
	奥 美友季	公募委員
	尾崎 紀行	生活環境連絡協議会会長
	柏木 香三	岩出市小中校長会会長
	川端 眞理	那賀振興局長
	岸谷 忠彦	岩出市農業委員会会長
	岸本 和也	那賀医師会理事
	北田 信幸	岩出市観光協会会長
	小西 睦子	公募委員
	芝崎 茂夫	岩出市民生委員児童委員協議会副会長
	杉原 啓二	岩出市社会福祉協議会会長
	柘植 義信	株式会社和歌山放送報道制作局次長
	寺田 信一	岩出市体育協会理事長
	西根 裕晴	岩出市都市計画審議会委員
	○ 林 定男	岩出市商工会会長
	林 範昭	那賀歯科医師会会長
	林 寛久	紀陽銀行岩出支店支店長
福田 清子	岩出市女性会議副会長	
藤谷 吉明	岩出市区・自治会長会会長	
藤原 鋭	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社総務企画課長	
宮本 晴生	岩出市人権啓発推進委員会会長	
村山 嘉伸	岩出市消防団団長	
森川 圭治	和歌山バス那賀株式会社常務取締役支配人	

◎会長 ○副会長

役職の異動等により途中で退任された委員

(敬省略・順不同)

氏名	役職名
平井 章司	紀陽銀行岩出支店支店長
湯峰 毅	岩出市区・自治会長会会長
吉田 哲男	紀の里農業協同組合代表理事組合長

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 11 年 5 月 1 日

岩出町訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、岩出市長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に、次の役員を置く。

(1) 本部長 1 人

(2) 副本部長 2 人

3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。

4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 4 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。

(2) 総合計画の策定について特に必要と認めること。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(推進部会)

第 6 条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うための組織（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会は、総務部会、生活福祉部会、事業部会、上下水道部会及び教育部会とし、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 推進部会に部会長を置くこととし、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長及び教育部長をもって充て、それぞれの推進部会を総括する。

4 本部の者のうち、理事及び次長にあつては、それぞれ担当する推進部会の部会長を補佐する。

(推進部会の任務)

第 7 条 推進部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。

(1) 総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。

(2) その他総合計画に関すること。

(庶務)

第 8 条 本部及び推進部会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

別表第 1 (第 3 条関係) 略

別表第 2 (第 6 条関係) 略

岩出市長期総合計画策定の経過

年	月 日	内 容
令和元年	5月7日	第1回策定本部会（策定方針の説明）
	5月10日	推進部会（策定方針の説明）
	6月5日～7月3日	まちづくり子どもアンケートを実施
	7月25日	第1回審議会開催 （審議会委員の委嘱、会長・副会長の選任、諮問、策定方針の説明）
	7月30日～8月26日	まちづくりアンケート、定住移住に関するアンケートを実施
	8月1日	第2回策定本部会（第1回審議会の報告、アンケートの説明）
	11月	推進部会（長期総合計画策定に伴うワーキング）
	12月11日	第2回審議会 （第2次長期総合計画の総括、アンケート調査結果の報告、基本構想概要版の審議）
令和2年	2月	推進部会（基本計画策定に伴うワーキング）
	2月19日～3月19日	基本構想素案についてのパブリックコメント
	3月2日	第3回策定本部会（基本構想素案の検討、基本計画体系骨子案の検討）
	3月25日	第3回審議会（基本構想答申案の審議、基本計画体系骨子案の審議）
		審議会から第3次岩出市長期総合計画の策定について（中間答申）「基本構想」
	4月1日	第4回策定本部会（パブリックコメントの報告、中間答申の報告）
	5月	推進部会（基本計画策定に伴うワーキング）
	7月	推進部会（基本計画策定に伴うワーキング）
	8月	推進部会（基本計画策定に伴うワーキング）
	9月10日	市議会において基本構想の議決
	10月21日	第4回審議会（基本計画素案第1～3章の審議）
	11月4日	第5回審議会 （基本計画素案第4、5章、将来を見据えた持続可能な行財政運営の審議）
	11月	推進部会（基本計画策定に伴うワーキング）
	11月17日	第5回策定本部会（基本計画案の検討）
	12月9日	第6回審議会（基本計画案の審議）
12月11日～1月9日	基本計画案についてのパブリックコメント	
令和3年	1月20日	第7回審議会（基本計画答申案の審議）
		審議会から第3次岩出市長期総合計画の策定について（答申）「基本計画」
	2月1日	第6回策定本部会（パブリックコメントの報告、答申の報告）

岩公室第 208 号
令和元年 7 月 25 日

岩出市長期総合計画審議会会長 様

岩出市長 中 芝 正 幸

岩出市長期総合計画の策定について（諮問）

第 3 次岩出市長期総合計画（基本構想・基本計画・総合戦略）の策定に当たり、岩出市長期総合計画策定条例（平成 31 年岩出市条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和2年3月25日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会
会長 仁 藤 伸 昌

第3次岩出市長期総合計画の策定について（中間答申）

令和元年7月25日付け岩公室第208号で諮問のあった標記のことについて、本審議会においてまちの将来像とまちづくりの基本方針などについて審議を行い、別添の「第3次岩出市長期総合計画基本構想（案）」に取りまとめたので、ここに答申します。

令和3年1月20日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会
会長 仁 藤 昌 伸

第3次岩出市長期総合計画の策定について（答申）

令和元年7月25日付け岩公室第208号で諮問のあった標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

【まちづくりの基本目標等展開方針】

5つのまちづくりの基本目標は、各分野における基本的な方針を示したものであり、市の将来像である『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向けては、実施計画に定める施策や事業の着実な推進が重要となることから、次の点について留意されるよう要望いたします。

- (1) 今後、人口減少が見込まれる中で、目標人口を概ね現状維持とする提案をしているが、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指し、施策の展開を図っていただきたい。
- (2) 常に、社会経済情勢や市民の意見を把握し、基本目標や実施計画が時代に即したのものとなっているのか確認されたい。
- (3) 本計画を実行性のあるものとするため、実施計画に定める施策の進捗状況を点検し、迅速かつ適切に見直しを行う等、着実な進行管理に努められたい。
- (4) 特に、新型コロナウイルス感染症については、先行き不透明の中にあるため、関連する事業は、実施計画において、毎年、見直しされたい。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も事態の推移と国・県の動向を注視しながら鋭意検討を進められたい。



市章の由来

岩出の岩を図案化したもので、円形は岩出市民の「和」と「団結」を、両翼はまちの飛躍を表しています。

岩出市市民憲章

私たちは 緑の山と紀の川の清流に
育まれた岩出市の市民であることに
誇りをもち 平和を重んじ豊かなまちを
つくるためにこの憲章を定めます

- 一、自然を大切にきれいなまちをつくりましょう
- 一、人を愛し助けあう笑顔のまちをつくりましょう
- 一、健やかで生きがいをもつ市民になりましょう
- 一、教養を高め歴史と文化を愛する市民になりましょう
- 一、産業を育成し活力あふれるまちづくりに努めましょう



【市の花】 さくら



【市の木】 うばめがし



【市の鳥】 うぐいす

第3次岩出市長期総合計画

令和3年3月

発行 岩出市

編集 岩出市 市長公室

〒649-6292 岩出市西野209番地

TEL 0736(62)2141

FAX 0736(63)0075

ウェブサイト <https://www.city.iwade.lg.jp/>

電子メール koushitsu@city.iwade.lg.jp



第3次岩出市長期総合計画

岩出市 市長公室

〒649-6292 和歌山県岩出市西野 209 番地

TEL.0736-62-2141 FAX. 0736-63-0075

<https://www.city.iwade.lg.jp/>



岩出市イメージキャラクター「そうへいちゃん」

この印刷物は地球環境に優しい植物性インキを使用しています。

